

資料編

資料編目次

A 条例及び規則等

(1) 上山市防災会議条例	A-1
(2) 上山市防災会議運営規程	3
(3) 上山市災害対策本部条例	5
(4) 上山市災害対策本部運営規程	6
(5) 上山市災害対策連絡本部設置要綱	8
(6) 上山市豪雪対策本部設置要綱	9
(7) 上山市異常気象対策本部設置要綱	10
(8) 上山市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規定	11
(9) 上山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程	13
(10) 上山市コミュニティ防災センター管理運営に関する規則	15
(11) 上山市災害弔慰金の支給等に関する条例	17
(12) 上山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	20
(13) 上山市防災行政無線局管理運用規程	23
(14) 上山市防災行政無線局管理運用細則	29
(15) 上山市避難行動要支援者避難支援推進委員会設置要綱	31
(16) 上山市被災者生活再建支援金支給要綱	34

B 協定及び覚書等

(1) 山形県上ノ山市・宮城県刈田郡七ヶ宿町消防応援協定書	B-1
(2) 山形県広域消防相互応援協定書	2
(3) 東南村山管内消防相互応援に関する申し合わせ事項	4
(4) 緊急時における廃棄物処分相互援助協定書	5
(5) 山形県消防広域応援隊に関する覚書	8
(6) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	9
(7) 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について	11
(8) 消防相互応援協定書	14
(9) 災害時における上山市内郵便局と上山市との協力に関する覚書	16
(10) 山形県消防防災ヘリコプター応援協定	18
(11) 日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	20
(12) 山形広域市町災害時相互応援に関する協定	23
(13) 山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目	25
(14) 東北中央自動車道における消防相互応援協定書	26
(15) 災害時における応急対策業務に関する協定	28
(16) 水道施設の災害に伴う応援協定書	30
(17) 災害時の情報交換に関する協定	32
(18) 災害時における物資調達に関する協定	33
(19) 災害時における相互応援に関する協定書	35
(20) 災害時における物資供給に関する協定書	37
(21) 災害時における福祉避難所の確保に関する協定書	39

(22) 災害時相互応援に関する協定	48
(23) 災害時における避難所利用の協力に関する覚書	49
(24) 警察署使用不能時における施設使用に関する協定書	51
(25) 災害時における相互応援に関する協定書	52
(26) 災害時における物品の供給協力に関する協定書	54
(27) 上山市消防本部放送施設を利用した防犯情報等の広報に関する覚書	56
(28) 災害時における応急対策用燃料（石油類）の供給応援に関する協定書	57
(29) 災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書	59
(30) 蔵王山火山防災協議会の運営に要する経費の覚書	61
(31) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	63
(32) 災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定	67
(33) 災害時における相互応援に関する協定書	69
(34) 災害時における相互応援に関する協定書	70
(35) 災害時におけるタイヤ業務の支援協力に関する協定	72
(36) 山形県防災行政無線局の設置及び管理運用に関する協定書	76
(37) 災害時における放送要請に関する協定	78
(38) 緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書	81
(39) 災害時の医療救護活動に関する協定書	83
(40) 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	85
(41) 災害時の医療救護活動等に関する協定書	88
(42) 災害時の医療救護活動等に関する協定書	90
(43) 災害時における避難所等利用の協力に関する覚書	92
(44) 災害時における消防活動応援に関する協定	94
(45) 災害に係る情報発信等に関する協定	96
(46) 災害時の協力に関する協定書	98
(47) 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	100
(48) 災害時における遺体の搬送等に関する協定書	102
(49) 災害発生時における宿泊施設等の提供に関する協定書	104
(50) 災害時における医薬品等の供給に関する協定書	106
(51) 上山市及び上山警察署における災害相互協力協定書	108
(52) 災害時における被災者支援に関する協定書	110
(53) 災害時における下水道管路施設復旧支援協力に関する協定	112
(54) 災害時等における救援活動の協力に関する協定書	114

C 基準及び指針等

(1) 地震等大規模災害時における初動動員及び活動要領	C-1
(2) 気象庁震度階級関連解説表	4
(3) 気象警報・注意報発表基準	6
(4) 警戒レベル	7
(5) 被害の判定基準	8
(6) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	10

D 防災関係機関及び防災施設

(1) 防災関係機関	D-1
(2) 報道機関	2
(3) 自主防災組織	3
(4) 指定緊急避難場所	4
(5) 指定避難所	6
(6) 医療救護所設置予定施設	7
(7) 臨時ヘリポート	7
(8) 要配慮者施設	8
(9) 病医院等施設	9

E 災害危険箇所等

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	E-1
(2) 地すべり危険箇所	7
(3) 急傾斜地崩壊危険箇所	9
(4) 山腹崩壊危険箇所	12
(5) 砂防指定地	13
(6) 土石流危険溪流	14
(7) 崩壊土砂流出危険箇所	16
(8) 雪崩危険箇所	17
(9) 重要水防箇所	19
(10) 落石等危険箇所	19
(11) ため池	20
(12) 保安林指定箇所	22

F 災害年表

(1) 上山市災害年表	F-1
-------------	-----

G その他の関係事項

(1) 大規模地震災害時に土砂崩れ等で孤立するおそれのある山間部集落等	G-1
(2) 災害時優先電話	2
(3) し尿・ごみ・産業廃棄物処理施設等	3
(4) 埋火葬施設	4
(5) 土木・建築業者	5
(6) 除雪委託業者等	6
(7) 上水道施設	7
(8) 応急給水用資器材	7
(9) 水道工事業者	8
(10) 下水道施設等	9
(11) 危険物取扱施設	10
(12) 国、県、市指定文化財	15

H 様式等

(1) 被害報告様式	H-1
(2) 罹災証明書関係様式	17
(3) 災害り災者調査原票様式	19
(4) 自衛隊派遣要請様式	20

上山市防災会議条例

平成 13 年 3 月 23 日 条例第 13 号

改正 平成 15 年 3 月 26 日 条例第 2 号

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 3 号

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 4 号

平成 18 年 12 月 20 日 条例第 24 号

平成 24 年 9 月 13 日 条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、上山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 関係地方行政機関の職員のうちからその長が指名する者
- (2) 山形県知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 上山警察署長又は上山警察署長がその内部の職員のうちから指名する職員
- (4) 市の副市長及び市長がその内部の職員のうちから指名する職員
- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 市の消防長及び消防団長
- (7) 関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関の職員又はその他関係機関のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定行政機関の職員、関係指定地方行政機関の職員、山形県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(庶務)

第 5 条 防災会議の庶務は、庶務課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上山市防災会議運営規程

平成 13 年 6 月 27 日 防災会議告示第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、上山市防災会議条例（平成 13 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、上山市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務を代理すべき委員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項に規定する会長の職務を代理する委員は、市の副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、会長が招集する。

(代理出席)

第 4 条 委員は、所属の職員等に代理出席をさせることができる。ただし、専門委員については、この限りでない。

(会議の議長)

第 5 条 会議の議長は、会長が当たる。

(会議の議事)

第 6 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(説明聴取)

第 7 条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専決)

第 8 条 会長は、緊急を要するときその他やむを得ない理由により会議を召集することができないときは、会議を処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、その旨を次の会議において報告し承認を求めなければならない。

(幹事会の設置)

第 9 条 会長は、必要に応じ事務を定めて幹事会を置くことができる。

2 幹事は、条例第 3 条第 5 項第 4 号に規定する市長の部内の職員の内から会長が任命する。

(会議の記録)

第 10 条 会議の内容を記録し、これを保存しなければならない。

(公表の方法)

第 11 条 上山市地域防災計画を作成し、又は修正した場合のその要旨の公表とその他会議が行う公表は、上山市広告式条例（昭和 29 年条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

上山市防災会議委員

区 分	委 員
会 長	上山市長
1号委員	国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所長
2号委員	村山総合支庁 総務企画部長
	村山総合支庁 建設部長
	村山総合支庁 保健福祉環境部長
3号委員	上山警察署長
4号委員	上山市副市長
	上山市庶務課長
	上山市市政戦略課長
	上山市財政課長
	上山市市民生活課長
	上山市健康推進課長
	上山市福祉課長
	上山市子ども子育て課長
	上山市商工課長
	上山市観光・ブランド推進課長
	上山市農林夢づくり課長
	上山市建設課長
	上山市上下水道課長
	上山市教育委員会管理課長
5号委員	上山市教育委員会教育長
6号委員	上山市消防長
	上山市消防団長
7号委員	日本郵便株式会社 上山郵便局長
	上山市商工会長
	上山市医師会長
	上山建設クラブ 会長
	上山市土地改良区 理事長
	上山市消防親和会長
	上山市衛生組合連合会長
	上山市社会福祉協議会 事務局長
	東日本電信電話株式会社 山形支店 設備部設備戦略担当課長
	東北電力ネットワーク株式会社 山形電力センター 総務課長
	ヤマト運輸株式会社 上山支店長
8号委員	上山市自主防災組織連絡協議会 副会長
	学識経験者
	学識経験者
	学識経験者
幹 事	庶務課主幹
	農林夢づくり課副主幹
	建設課副主幹
	上下水道課副主幹
	消防本部総務補佐

上山市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 23 日 条例第 14 号

改正 昭和 40 年 7 月 1 日 条例第 22 号

昭和 45 年 3 月 27 日 条例第 1 号

平成 12 年 3 月 22 日 条例第 36 号

平成 13 年 3 月 23 日 条例第 3 号

平成 15 年 3 月 26 日 条例第 2 号

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 3 号

平成 24 年 9 月 13 日 条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、上山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務権限)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるとき、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部には部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(庶務)

第 4 条 災害対策本部の庶務は庶務課において処理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上山市災害対策本部運営規程

平成 11 年 6 月 30 日 訓令第 25 号・教委訓令第 4 号消本訓令第 3 号

改正 平成 13 年 3 月 30 日訓令第 6 号・教委訓令第 5 号・消本訓令第 4 号

平成 15 年 3 月 26 日訓令第 2 号・教委訓令第 2 号・消本訓令第 2 号

平成 16 年 3 月 31 日訓令第 3 号・教委訓令第 2 号・消本訓令第 2 号

平成 17 年 11 月 14 日訓令第 23 号・教委訓令第 11 号・消本訓令第 5 号

平成 18 年 3 月 10 日訓令第 4 号・教委訓令第 2 号・消本訓令第 2 号

平成 19 年 4 月 16 日訓令第 3 号・教委訓令第 1 号・消本訓令第 4 号

平成 20 年 5 月 13 日訓令第 6 号・教委訓令第 3 号・消本訓令第 5 号

平成 21 年 4 月 27 日訓令第 6 号・教委訓令第 3 号・消本訓令第 3 号

平成 24 年 9 月 11 日訓令第 11 号・教委訓令第 7 号・消本訓令第 5 号

平成 25 年 1 月 17 日訓令第 1 号・教委訓令第 1 号・消本訓令第 1 号

令和 3 年 4 月 1 日訓令第 3 号・教委訓令第 1 号・消本訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規定は、上山市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 14 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、上山市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の任務)

第 2 条 本部は、防災会議と密接な連携を保ち、市地域防災計画の定めるところにより、市域内の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うものとする。

(本部の組織)

第 3 条 本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部員（以下「本部員」という。）、及び災害対策本部職員（以下「本部職員」という。）をもって組織する。

2 副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部長及び副本部長ともに事故あるとき又は欠けたときは、本部長があらかじめ指名する本部員がその職務を代理する。

4 本部員は、教育長、全課（所・局）長及び消防団長をもって充てる。

5 本部職員は市職員（臨時的に任用された者以外のものに限る。）のうち前号に掲げる者を除いた者をもって充てる。

(本部長付)

第 4 条 本部に本部長付を置き、教育長及び消防団長をもって充てる。

(本部員会議)

第 5 条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長が召集する。

(班の設置)

第 6 条 本部に次の班を置き、各班の長は、当該各号に定める者とする。

(1) 本部総括班 庶務課長

(2) 企画班 市政戦略課長

(3) 財務班 財政課長

(4) 税務班 税務課長

- (5) 会計班 会計課長
- (6) 市民班 市民生活課長
- (7) 福祉班 福祉課長 子ども子育て課長
- (8) 物資・救護班 健康推進課長
- (9) 農林班 農林夢づくり課長
- (10) 商工班 商工課長
- (11) 観光班 観光・ブランド推進課長
- (12) 建設班 建設課長
- (13) 上下水道班 上下水道課長
- (14) 施設管理班 管理課長
- (15) 学校教育班 学校教育課長
- (16) 地域援護班 生涯学習課長
- (17) 消防班 消防長

2 班長に事故あるとき又は欠けたときは、班長があらかじめ指名する班員がその職務を代理する。

(活動体制)

第7条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部の活動体制は、次の各号に区分し、それぞれの活動体制については、別に定める。

- (1) 第1次配備
- (2) 第2次配備
- (3) 第3次配備
- (4) 第4次配備

(補足)

第8条 この規定に定めるもののほか本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上山市災害対策連絡本部設置要綱

平成 18 年 3 月 10 日 訓令第 7 号・教委訓令第 3 号・消本訓令第 3 号
改正 平成 20 年 5 月 13 日 訓令第 6 号・教委訓令第 3 号・消本訓令第 5 号
令和 4 年 6 月 14 日 訓令第 8 号・教委訓令第 3 号・消本訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 市長は、市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模が上山市地域防災計画に定める上山市災害対策本部設置基準に達しない場合その他市長が特に必要と認めた場合に、災害対策を推進するため上山市災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 連絡本部は、災害の的確な把握及び災害対策の総合的な連絡調整に当たる。

(組織)

第 3 条 連絡本部は、本部長、副本部長、及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、全課（局）長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は、連絡本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の特命事項を処理する。

(本部員会議)

第 5 条 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、第 2 条に掲げる任務を達成するために、災害状況の把握及び災害対策の連絡調整を行う。

(連絡本部の廃止)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、連絡本部を廃止する。

- (1) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (2) 上山市災害対策本部が設置されたとき。
- (3) その他必要がなくなつたと認められるとき。

(庶務)

第 7 条 連絡本部の庶務は、庶務課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡本部の運営、活動等については、上山市地域防災計画に準じて行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上山市豪雪対策本部設置要綱

昭和 63 年 5 月 13 日 訓令第 6 号

改正 平成 7 年 1 月 5 日 訓令第 1 号

平成 11 年 6 月 17 日 訓令第 19 号

平成 13 年 3 月 30 日 訓令第 4 号

平成 17 年 2 月 2 日 訓令第 7 号

平成 17 年 12 月 31 日 訓令第 26 号

平成 19 年 7 月 9 日 訓令第 11 号

平成 26 年 4 月 1 日 訓令第 6 号・教委訓令第 3 号・消本訓令第 3 号

令和 4 年 1 月 25 日 訓令第 1 号・教委訓令第 2 号・消本訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 市長は、豪雪により市民生活への影響が重大で、かつ、関係機関との緊密な連絡調整を図る必要があると認めた場合において、上山市豪雪対策本部（以下「豪雪対策本部」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 豪雪対策本部は、被害状況の的確な把握及び雪害対策の総合的な推進に当たる。

(組織)

第 3 条 豪雪対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、教育長をもって充てる。

4 本部員は、庶務課長、市政戦略課長、財政課長、市民生活課長、健康推進課長、福祉課長、子ども子育て課長、商工課長、観光・ブランド推進課長、農林夢づくり課長、建設課長、上下水道課長、消防長、管理課長、学校教育課長、生涯学習課長及びスポーツ振興課長をもって充てるものとする。

(職務)

第 4 条 本部長は、豪雪対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の特命事項を処理する。

(本部員会議)

第 5 条 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、第 2 条に掲げる任務を達成するため、被害状況の把握及び雪害対策計画の推進について調整を行う。

(幹事)

第 6 条 豪雪対策本部に幹事を置くものとし、必要に応じて本部長が指名する。

2 幹事は、豪雪対策本部の掌握する事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 豪雪対策本部の庶務は、庶務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、豪雪対策本部の運営、活動等については、上山市地域防災計画に準じて行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上山市異常気象対策本部設置要綱

昭和 63 年 5 月 13 日 訓令第 5 号

改正 平成 13 年 3 月 30 日 訓令第 4 号

平成 18 年 3 月 10 日 訓令第 5 号

平成 19 年 7 月 9 日 訓令第 11 号

(目的)

第 1 条 市長は、異常低温、干ばつ等の異常気象により、市民生活への影響が重大で長期的に続くことが予想され、かつ、関係各機関との緊密な連絡調整を図る必要があると認めた場合において、上山市異常気象対策本部（以下「異常気象対策本部」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 異常気象対策本部は、被害状況の適確な把握及び異常気象対策の総合的な推進に当たる。

(組織)

第 3 条 異常気象対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、異常気象の状況に応じて、本部長が指名する。

(職務)

第 4 条 本部長は、異常気象対策本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の特命事項を処理する。

(本部員会議)

第 5 条 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、第 2 条に掲げる任務を達成するため、被害状況の把握及び異常気象対策計画の推進について調整を行う。

(専門委員)

第 6 条 異常気象対策本部に、専門の事項を調査させ、意見を徴するため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関及び関係地方公共団体の職員並びに学識経験を有するもののうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、異常気象対策本部を設置し日から解散した日までとする。

(幹事)

第 7 条 異常気象対策本部に幹事を置くものとし、必要に応じて本部長が指名する。

- 2 幹事は、異常気象対策本部の掌握する事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第 8 条 異常気象対策本部の庶務は、庶務課において処理する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は、異常気象の状況に応じて、庶務担当課を指定するものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、異常気象対策本部の運営、活動等については、上山市地域防災計画に準じて行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

上山市土砂災害危険区域住宅移転補助金交付規程

昭和 63 年 5 月 16 日 告示第 26 号

改正 平成 6 年 2 月 4 日 告示第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、土砂災害危険区域内における住民の身体及び財産を土砂災害から保護するため、当該区域内の住民が住宅を撤去して当該区域外に住宅の移転をする場合において、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和 37 年規則第 11 号）に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害危険区域 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規程による上山市地域防災計画において指定する土砂災害危険区域をいう。

(2) 土砂災害 地すべり、山崩れ及び土石流による災害をいう。

(補助金交付の対象)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる住宅の移転を行うものとする。

(1) 新築移転 土砂災害により住宅が全壊、埋没又は流失等により、他の場所に新たに住宅を建築することをいう。

(2) 解体移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を撤去して他の場所に移転することをいう。

(3) 引方移転 土砂災害の危険が切迫しているため、現在の住宅を解体しないで他の場所に移転することをいう。

(4) 既存建物購入移転 土砂災害により住宅が全壊、埋没若しくは流失等したため、又は土砂災害の危険が切迫しているため現在の住宅を撤去して、他の場所に新たに既存建物を購入して移転することをいう。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、住宅 1 戸当たりの移転費用に対し、次の各号により計算した額以内の額とする。ただし、算出額の千円未満を切り捨てるものとする。

(1) 新築移転の場合 建築費用の実支出額の 3 分の 1 に相当する額

(2) 解体移転の場合 建築費用の実支出額の 4 分の 1 に相当する額

(3) 引方移転の場合 引方移転費用の実支出額の 4 分の 1 に相当する額

(4) 既存建物購入移転の場合 既存建物購入移転費用の実支出額の 4 分の 1 に相当する額

2 前項の実支出額は 3.3 平方メートル当たりの建築費用又は移転費用の額が 31 万円を超えるときは 31 万円とし、建築若しくは引方移転住宅又は購入建物の延面積が 66 平方メートルを超えるときは 66 平方メートルとして算出した額とする。

第 5 条 補助金交付金申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 土砂災害危険区域住宅移転計画書（様式第 1 号）

(2) 移転を必要とする住宅の状態を把握できる写真

(3) 住宅被害状況書（様式第 2 号）

(移転着手の報告)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、移転の着手前7日までに工事着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 実績報告書は、移転の完了後直ちに市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりである。

- (1) 住宅移転完了実績報告書(様式第4号)
- (2) 移転を完了した住宅の状況が把握できる写真
(書類の提出)

第8条 この補助金に関して市長に提出する書類は、3部とする。

2 市長は、この規程に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を命じることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

上山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規程

昭和 63 年 5 月 16 日 告示第 27 号

改正 平成 6 年 2 月 4 日 告示第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内における住宅の移転を促進するため、当該住宅を当該区域外に移転をする場合において、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する親則（昭和 37 年規則第 11 号）に定めるもののほか、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しいため、山形県建築基準条例（昭和 36 年県条例第 15 号）第 1 条の 2 及び第 4 条の 2 の規定により、建築を制限している区域内に存する既存不適格住宅をいう。
- (2) 移転事業 危険住宅を安全な場所に移転する工事（移転に代えて新たに住宅を購入する場合を含む。）をいう。

(補助金交付の対象及び額)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、移転事業を行ったもの（住宅金融公庫の親族居住用住宅貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行ったものを含む。以下同じ。）とし、補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書)

第 4 条 補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 危険住宅の除却等に要する経費等調書
- (2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費等調書

(移転事業の着手)

第 5 条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、移転事業の着手前 7 日までに工事着手届（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 6 条 実績報告書は、移転事業に要した経費の証明書（融資証明書、支払証明書等）を添付の上、移転事業の完了後直ちに市長に提出するものとする。

(書類の提出)

第 7 条 市長は、この規定に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を命ずることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 5 年度分の補助金から適用する。

別 表

経費の配分	補助事業の内容	補助対象額
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する経費を補助する事業	1戸当たり 66 万円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する（建設助成費）	移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、その者に対して当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の経費を補助する事業	<p>1 1戸当たり 234 万円（建物 184 万円、土地 50 万円）を限度とする。</p> <p>2 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を除く。）に必要な費用の借入金が 1戸当たり 425 万円を超え、かつ、当該借入金の利子（年利率 8.5%を限度とする。以下同じ。）に相当する額が前項の建物の限度額を超えるものにあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項の建物の限度額に加算する。ただし、加算する額は、1戸当たり 46 万円を限度とする。</p> <p>（1）当該借入金の借入条件（年利率 8.5%を限度とする。）で、425 万円を借入した場合の利子に相当する額（以下「基準額」という。）が前項の建物の限度額を超える場合 当該借入金のうち、425 万円を超える額の利子に相当する額の 2 分の 1 の額</p> <p>（2）基準額が前項の建物の限度額以下の場合 当該借入金の利子に相当する額のうち、前項の建物の限度額を超える額の 2 分の 1 の額</p> <p>3 危険住宅に代わる住宅の建物又は購入に必要な土地の取得に必要な費用の借入金が 1戸当たり 120 万円を超え、かつ、当該借入金の利子に相当する額が 1 の土地の限度額を超えるものにあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、1 の土地の限度額に加算する。ただし、加算する額は、1戸当たり 18 万円を限度とする。</p> <p>（1）1 の土地の限度額を超える場合 当該借入金のうち、120 万円を超える額の利子に相当する額の 2 分の 1 の額</p> <p>（2）1 の土地の限度額以下の場合 当該借入金の利子に相当する額のうち、1 の土地の限度額を超える額の 2 分の 1 の額</p>

上山市コミュニティ防災センター管理運営に関する規則

昭和 57 年 3 月 31 日 規則第 12 号

改正 昭和 59 年 3 月 6 日 規則第 2 号

平成 19 年 3 月 26 日 規則第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、自主防災活動を推進し、地域ぐるみの防災体制を確立するため、上山市コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
上山市中部コミュニティ防災センター	上山市石崎一丁目 7 番 46 号
上山市北部コミュニティ防災センター	上山市弁天一丁目 6 番 8 号
上山市南部コミュニティ防災センター	上山市牧野字中原 1926 番地

(施設の内容)

第 3 条 防災センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 研修室
- (2) 防災資機材備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）
- (3) 耐震性貯水槽（以下「貯水槽」という。）
- (4) 避難広場

(防災資機材の備蓄)

第 4 条 倉庫に備蓄する防災資機材は、市長が別に定める。

2 市長は、防災資機材の一部を自主防災組織に配置するものとする。

(施設等の管理)

第 5 条 防災センターの施設等は、定期的に点検整備を行い常にその機能を発揮できるように管理をしなければならない。

2 施設等の点検整備の種別は次のとおりとする。

- (1) 毎週点検
可搬動力ポンプその他内燃機関付機器及び電動式機器の始動点検
- (2) 毎月点検
防災資機材の員数、腐食、変質等の有無及び貯水槽の点検
- (3) 臨時点検

3 施設等に異常を認めるときは、市長に報告するとともにその指示を受け、速やかに復旧の措置をとらなければならない。

(施設等の運営)

第 6 条 防災センターを有効かつ効率的に運営するため、次に掲げる活用を図るものとする。

- (1) 平常時は、地域住民のコミュニティ活動の一環として防災に関する訓練及び知識の普及の場とする。
- (2) 災害発生時は、地域における自主防災活動の拠点とする。

(自主防災訓練等の指導)

第 7 条 市長は、地域住民の自主防災訓練及び自主防災研修の実施にあたり、指導と援助を行い実効に努

めなければならない。

(施設等の使用)

第8条 自主防災組織が自主防災訓練等を実施するにあたり、施設等を使用したい旨の申し出があったときは、支障のない限りにおいてこれを有効に使用させなければならない。

2 自主防災訓練等を実施した場合は、その結果を市長に報告しなければならない。

3 自主防災訓練等において、防災資機材を消費したときは、常に市で補てんを行うとともにその経過を明らかにしておかなければならない。

(関係簿冊)

第9条 施設等の現況を常に把握するために、次の簿冊を備えなければならない。

(1) 防災資機材台帳

(2) 防災資機材点検使用、補てん簿

(3) 自主防災訓練、自主防災研修関係簿

(4) その他必要な簿冊

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

上山市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 57 年 12 月 23 日 条例第 22 号

改正 昭和 62 年 3 月 19 日 条例第 2 号

平成 3 年 12 月 25 日 条例第 20 号

平成 13 年 3 月 23 日 条例第 6 号

平成 24 年 9 月 13 日 条例第 26 号

平成 31 年 3 月 19 日 条例第 3 号

令和 2 年 3 月 19 日 条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、豪雪その他異常な自然災害により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下第 11 条までにおいて「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

カ 兄弟姉妹

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定によりがたいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持した場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合せた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、災害による死亡者が、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、別に定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号で掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失（全壊、全焼、流出の全てを含む） 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、5 年）とする。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で市長が定める率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 57 年 12 月 23 日 規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、上山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長はこの市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえで災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付決定通知書（様式第 3 号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第 4 号）により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（様式第 5 号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）により当該償還免除申請者に通知するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年7月10日以後に生じた災害に関して適用する。

上山市防災行政無線局管理運用規程

平成 6 年 12 月 14 日 訓令第 21 号

改正 平成 11 年 6 月 17 日 訓令第 18 号

平成 12 年 2 月 1 日 訓令第 2 号

平成 12 年 12 月 21 日 訓令第 11 号

平成 13 年 3 月 30 日 訓令第 4 号

平成 14 年 1 月 23 日 訓令第 1 号

平成 18 年 3 月 10 日 訓令第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、上山市地域防災計画に基づく災害対策事務及び市の行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する上山市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (2) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (3) 基地局 移動局を通信の相手方として、上山市庶務課に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する携帯型の無線局をいう。
- (5) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (6) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第 3 条 無線局の回線構成及び配線装置等は、別表のとおりとする。

(無線系の職員)

第 4 条 無線系に次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 無線総括管理者
- (2) 無線管理責任者
- (3) 無線管理者
- (4) 無線通信取扱責任者
- (5) 無線通信取扱者

(無線総括管理者)

第 5 条 無線総括管理者は市長がこれに当たる。

- 2 無線総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し無線系の管理、運用の業務を行うとともに、無線管理者及び無線通信取扱責任者を指揮、監督する。

(無線管理責任者)

第 6 条 無線管理責任者は、庶務課長の職にある者をもって充てる。

- 2 無線管理責任者は、無線総括管理者の命を受けその無線系の管理、運用の業務を行うとともに、無線管理者及び無線通信取扱責任者を指揮、監督する。

(無線管理者)

第7条 無線管理者は、基地局及び陸上移動局の通信操作を行う部署の課長をもって充てる。

2 無線管理者は、無線管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局の施設の管理、監督の業務を所掌する。

(無線通信取扱責任者)

第8条 無線通信取扱責任者は、無線管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有するものを指名し、これに充てる。

2 無線通信取扱責任者は、無線管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

(無線通信取扱者)

第9条 無線通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

2 無線通信取扱者は、無線従事者の管理の基に電波法等関係法令等を遵守し法令に基づいた無線局の運用を行う。

(無線従事者及び無線通信取扱者の配置養成等)

第10条 無線管理責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 無線管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 無線管理責任者は、無線従事者及び無線通信取扱者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者及び無線通信取扱者名簿(様式第1号)を作成する。

(無線従事者の任務)

第11条 無線従事者は、無線系に属する無線局において無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

2 基地局に配置された無線従事者は、その通信相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線整備の操作を指揮監督する。

(備え付け書類等の管理)

第12条 無線管理責任者は、電波法関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 無線管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

(無線整備の保守点検)

第13条 無線整備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり点検及び定期検査を行う。

(1) 点検及び定期検査法

ア 日常点検は、毎日の始業時に無線従事者が行うこと。

イ 定期検査(法定検査)は、5年に1度行うこと。

(2) 点検及び定期検査の報告等

ア 無線管理者は、日常点検により機器の故障等異常を発見したときは、無線管理責任者に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

イ 定期検査は、登録検査等事業者が行い、その結果を総合通信局へ提出するとともに、無線統括管理者へ報告すること。

2 予備装置及び予備電池については、無線通信取扱責任者が毎月 1 回以上その装置を使用し、その機能を
確認しておくものとする。

(通信訓練)

第 14 条 無線管理責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に
より年 1 回以上通信訓練を行うものとする。

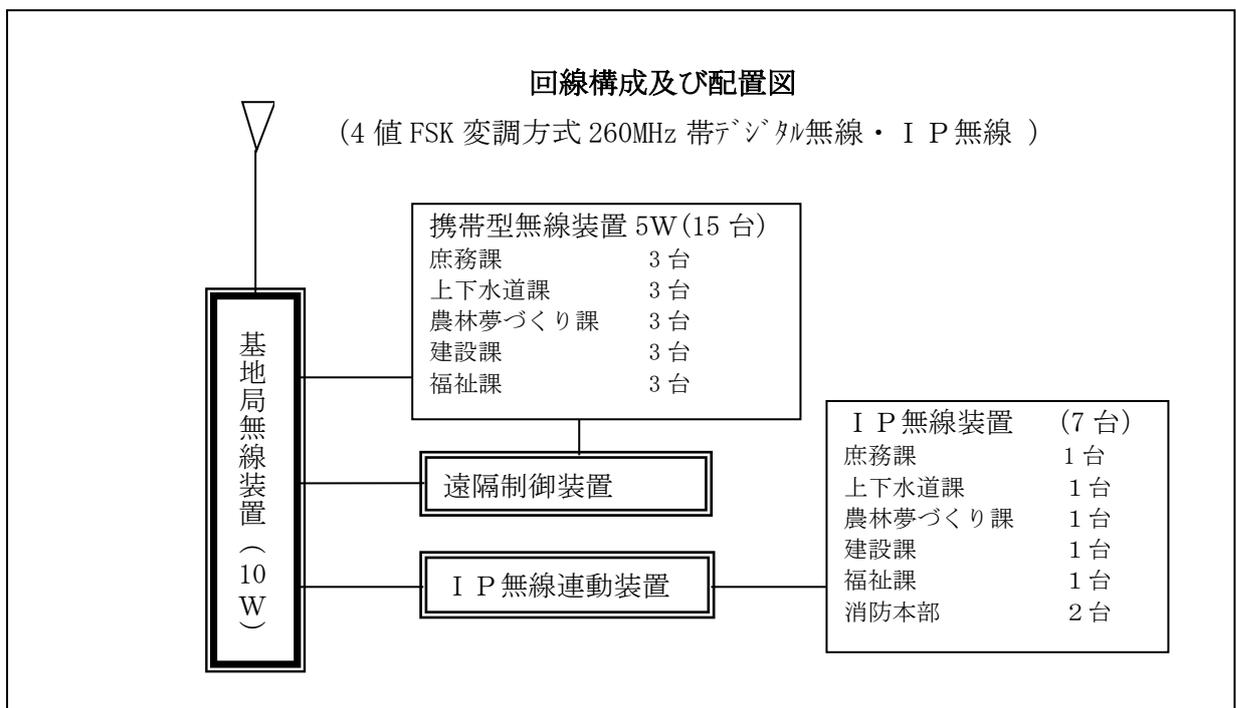
2 訓練は、通信統制訓練及び情報収集伝達訓練を行うものとする。

(委任)

第 15 条 この規定に定めるもののほか無線整備の運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。



様式第1号

無線従事者及び無線通信取扱者名簿

年4月1日現在

無線従事者	氏名	生年月日	所属(係名)	資格の種類	免許証番号	免許取得年月日	
無線通信取扱者	氏名	生年月日	所属(係名)	備考			

- (1) 無線従事者は、無線整備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。
- (2) 無線通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。
- (3) 無線通信取扱者には、無線通信を行う無線従事者の氏名等も記入する。

様式第2号

無線局業務日誌

無線局名：かみのやまぼうさい

業務年月日	業務時間	通信者		通信相手		業務内容	故障等特記事項	査 閲 印	
		所属	氏名	所属	氏名			無線管理者	無線管理責任者
年 月 日 曜日	： } ：								
年 月 日 曜日	： } ：								
年 月 日 曜日	： } ：								
年 月 日 曜日	： } ：								
年 月 日 曜日	： } ：								
年 月 日 曜日	： } ：								

※ 故障等の特記事項があったときは、無線管理責任者及び無線管理者の査閲を受けること。

様式第3号

整理番号	
------	--

主任無線従事者 選（解）任届
無線従事者

殿

届出者 郵便番号
住 所
(電話番号)
氏 名

㊟

次のとおり 主任無線従事者 無線従事者 を選（解）任したので、電波法 第39条 第51条 の規定により届けます。

記

無線局の種別等

主任	(ふりがな) 氏 名	資 格	選任年月日	業務経歴	住 所
		免許証番号			

上山市防災行政無線局管理運用細則

(目的)

第1条 この細則は、上山市防災行政無線局管理運用規程（平成6年訓令第21号。以下「規定」という。）に基づき設置された無線局の管理等について必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第2条 通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。

(通信事項)

第3条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平常通信
- (2) 以外の市政の運用に関する通信。
- (2) 緊急通信 地震、火災、台風、火山等の非常事態に関する通信。

(通信の原則)

第4条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せずできる限り簡素でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上に誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第5条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、勤務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第6条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。

(混信等の防止)

第8条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の記録)

第9条 無線従事者は、機器の故障等特記事項があったとき規程第11号第1項に定める無線日誌に必要な事項を記載しなければならない。

(通信方法)

第10条 通信の方法

(1) 呼び出しの方法

- ア 話中のランプが点灯していないことを確認してから送受信器をとり、プレストークボタンを押し、他局が通話していないか確認する。
- イ 回線が空いていれば次の要領で移動局を呼出して通話をする。
「かみのやま△△ かみのやま△△ (2回以下) こちらかみのやま〇〇ですどうぞ」
- ウ イの呼び出しに対して応答があった場合は、ただちに通話を行うが、1回の呼び出しで応答がない場合は原則として最低2分間待ってから再びイの呼び出しをくり返す。

(2) 応答の方法

ア 前号イにより呼び出しを受けた無線局は、次の要領で応答する。

「かみのやま△△（相手局名 1 回） こちらは かみのやま〇〇です（1 回） どうぞ」

イ 感度があまり良くないことを知ったときは、通話をゆっくり確実にいき、移動局にあつては、場所の移動（見通しの良い場所、高い場所）を行い、条件を良くした後、適切な通話を行う。

ウ 自局に対する呼び出しであることが不確実である場合は呼び出しが反復され、自局に対する呼び出しであることが判明するまで応答してはならない。

エ 通話時間は、連続して 30 秒を超えないこと。ただし、やむを得ず 30 秒を超える場合には、一旦通話を中断し、他の移動局の通信に支障がないことを確認した後再び通話を開始すること。

(3) 通話の終了

ア 通話を確実に受信したときは、「了解」により回答する。

イ すべての通話が終了したときは、次により終了を告げる。

「以上 かみのやま〇〇」又は、「以上おわり かみのやま〇〇」

（統制時の通話）

第 11 条 使用方法は、平常時と同様であるが、遠隔制御装置において、通話中の通信の切断や通信の取り扱い順序の指定などを行う。

附 則（平成 7 年 1 月 13 日）

この細則は、公布の日から施行する。

上山市避難行動要支援者避難支援推進委員会設置要綱

平成24年7月 9日 告示第115号

改正 平成26年6月 5日 告示第 96号

令和3年12月28日 告示第254号

(設置)

第1条 上山市地域防災計画の避難行動要支援者の安全確保計画に規定する避難行動要支援者避難支援プランを推進するため、上山市避難行動要支援者避難支援推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、別表第1に掲げる事項を所掌する。

2 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表第2に掲げる職をもって充てる。

3 委員長は、推進委員会の会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は、欠けたときはその職を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、避難行動要支援者避難支援プランを推進するため、全体計画及び個別避難計画の策定、変更状況等の報告を求め、また、必要に応じて関係者の会議への出席、説明又は資料の提出を求めることができる。

(作業班)

第5条 推進委員会には、第2条に規定する業務を行うため、作業班を置く。

2 作業班の班長、副班長及び班員は、別表第3に掲げる職をもって充てる。

3 班長は、所掌する業務を掌握し、副班長はこれを補佐する。

4 作業班は、前項の作業の結果を随時推進委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、庶務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 所掌事項（第2条関係）

業務内容	主担当	担当
全体計画の策定、変更等に関する事	庶務課	福祉課 健康推進課 消防本部 市社会福祉協議会
避難行動要支援者名簿の作成・更新に関する事	庶務課	福祉課 健康推進課
避難行動要支援者避難支援プランの啓発に関する事	庶務課	福祉課 健康推進課 市社会福祉協議会
避難行動要支援者に対する支援に関する事		
介護保険制度における要介護・要支援認定者	健康推進課	
障がい者、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、その他 避難支援を要するもの	福祉課	市社会福祉協議会
個別避難計画の収集（受付）に関する事	庶務課	
個別避難計画のシステム入力及び管理に関する事	庶務課	
避難行動要支援者への避難情報等伝達、避難支援、安否情報の 収集に関する事	庶務課	福祉課 健康推進課 消防本部 市社会福祉協議会
消防団に対する避難行動要支援者の情報提供及び避難支援等 の指導に関する事	消防本部	
個人情報保護運営審議会への諮問に関する事	庶務課	
その他避難行動要支援者避難支援プランの推進に関する事	庶務課	

別表第2 組織（第3条関係）

構 成	職名等
委員長	副市長
副委員長	庶務課長
委員	福祉課長
	健康推進課長
	上山警察署長
	消防長
	上山市社会福祉協議会 事務局長
	上山市自主防災組織連絡協議会 会長
	上山市民生児童委員連合協議会 会長
	上山市消防団 団長

別表第3 作業班（第5条関係）

課名等	職 名 等
福祉課	地域福祉係長（副班長） 障がい福祉係長
庶務課	危機管理室長（班長）
健康推進課	高齢介護係長
消防本部	情報管理係長
上山市社会福祉協議会	福祉活動専門員

上山市被災者生活再建支援金支給要綱

令和4年11月22日 告示第236号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において発生した自然災害により、その居住する住宅に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の適用の対象とならない世帯の生活の早期再建を支援し、もって市民の生活の安定に資するため、予算の範囲内において、当該被害を受けた世帯に対し被災者の生活再建のための上山市被災者生活再建支援金を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう（ただし、豪雪によるものを除く。）
- (2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）
 - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）
 - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
 - オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）
- (3) 単数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯
- (4) 複数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が複数である世帯

(対象自然災害)

第3条 この要綱の対象とする自然災害は、市内において全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯のいずれかが1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき市長が行う。

(支給対象世帯)

第5条 支援金の支給の対象となる被災世帯は、第3条に定める自然災害によりその居住する住宅に被害を受けた世帯とする。ただし、法による支援の対象となる世帯を除く。

2 前項の規定にかかわらず、上山市暴力団排除条例（平成24年条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団員等が属する世帯に対しては、支援金を支給しない。

（被害区分、種類及び支給額）

第6条 支援金の対象となる被害区分、種類及び支給額は、別表のとおりとする。

（支給申請）

第7条 支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主は、上山市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（申請期間）

第8条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、第3条に定める自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない事情により、被災世帯が申請期間内に申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

（支給決定）

第9条 市長は、第7条の規定による支援金の申請があつたときは、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと認めるときは、その支給を決定するものとする。

2 市長は、支援金の支給の決定をしたときは、速やかに、上山市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ期間）

第10条 申請者は、前条第2項の通知書を受領した場合において、支援金支給の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知書を受領した日の翌日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

（支給決定の取消し又は変更）

第11条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の取消し又は変更することができる。

- (1) 申請に必要な書類（罹災証明書等）の内容が変更になったとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (3) 法第3条に規定する被災者生活再建支援金に該当するとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取消し又は変更する必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、支給決定を取り消し、又は変更したときは、当該支給決定者に被災者生活再建支援金支給決定取消（変更）通知書（様式第3号）を送付するものとする。

（支援金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消し又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分について既に支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、上山市税外収入に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和37年条例第14号）第4条に規定する額の延滞金を市に納付させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、第1項の規定により支援金の返還を命じた者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のための手続きその他必要な事項は、法に基づく被災者生活再建支援金の支給に関する事務に準じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年8月3日から適用する。

別表 (第6条関係)

(単位：万円)

区分	種類	基礎支援金	加算支援金		計
		支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊世帯 (解体世帯、長期避難世帯を含む。)	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊世帯 (解体世帯、長期避難世帯を含む。)	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

備考

- 「建設・購入」とは、その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯をいう。
- 「補修」とは、その居住する住宅を補修する世帯（災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急修理のみの場合等で自己負担分の補修契約がないものを除く。）をいう。
- 「賃借」とは、その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯をいう。
- 加算支援金のうち、2以上に該当するときの加算支援金の額は、最も高いものとする（例えば、全壊世帯が賃貸住宅に入居した場合において、1回目の申請で基礎支援金100万円と「賃借」の加算支援金50万円を受給後、住宅を建設した場合は、2回目の申請で「建設・購入」の加算支援金200万円と受給済みの50万円の差額150万円が支給されることとなる。）。

山形県上ノ山市・宮城県刈田郡七ヶ宿町消防応援協定書

両市は互に隣接し、古来友好共助の関係あることに鑑み、消防事務の応援協定することの必要を認め、左記のとおり協定しこれを誠実に履行することを誓う。

昭和 35 年 11 月 17 日

山形県上ノ山市長 松本 長兵衛 ㊟

宮城県刈田郡七ヶ宿町長 富沢 直道 ㊟

第 1 条 上ノ山市（以下「甲地区」という。）と七ヶ宿町（以下「乙地区」という。）との相互応援は、本協定の定めるところによる。

第 2 条 本協定は、火災時又は非常事態時に際して、甲地区、乙地区相互間の消防力を活用して、災害地における人的及び物的被害を最少限度に防圧し、治安維持の完璧を期するを以て目的とする。

第 3 条 本協定により出場する消防部隊は、甲地区にあつては上ノ山市消防団第 3（檜下）分団、乙地区にあつては七ヶ宿町消防団第 4（湯原）分団とする。

（1）普通応援

普通応援とは、別表に定める区域内に発生した火災を認知又は受報した場合、別令なく出場応援するものをいう。

（2）特別応援

特別応援とは、前条に定める消防分団の管轄区域に大火災又は非常事態が発生し、消防力の応援を特に必要とする場合、前号の規定にかかわらず、市町又は町長の要請若しくは命令により出場応援するものをいう。

第 5 条 普通応援出場隊は一隊とし、特別応援は災害の状況により応援地又は被応援地の責任者の命令若しくは要請によって決定する。

第 6 条 応援出場部隊は、すべて現場にある被応援地最高指揮者の指揮下に入るものとする。

第 7 条 出場部隊の長は、現場到着及び引揚時並に消防行動の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。

第 8 条 応援隊の使用したガソリンその他の諸費及び事故（隊員、機械、その他）を生じた場合の経費は、それぞれ応援側の負担とする。

第 9 条 本協定に規定した事項以外のもので必要があるときは、その都度協議の上決定するものとする。

第 10 条 本協定は、昭和 35 年 11 月 17 日より実施する。

別表

普通応援出動区域表

上ノ山市側	七ヶ宿町側
字 金山	字 千蒲
字 赤山	字 湯原
字 檜下	字 峠田

山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災・その他の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 普及応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び終結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において直ちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として1隊（消防ポンプ自動車1台）とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
- (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総括指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総括指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯（危険物製造所、同貯蔵所等）を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。

- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり捕食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任ずる。
- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等 氏 名 ㊟
(連 署)

東南村山管内消防相互応援に関する申し合わせ事項

東南村山管内市町（山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町）の消防に関する相互応援は、山形県広域消防応援協定書（昭和 53 年 3 月 10 日付け）によるもののほか、相互の応援協力について次のとおり申し合わせを行うものとする。

- 1) 管内市町で火災が発生した場合、消防機関が何らかの情報により火災発生を認知したときは、消防長（消防団長）は必要と認める範囲内において応援隊を派遣する。
- 2) 管内市町間で要請があった場合は、その要請隊数を派遣する。この場合、要請を受けた市町の消防長（消防団長）を保有する消防力等を検討のうえ、応援隊を派遣するものとする。
- 3) 本申し合わせ事項は、必要に応じて他の災害についても適用するものとする。

昭和 53 年 3 月 16 日

山形県消防協会東南村山支部

緊急時における廃棄物処分相互援助協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「関係団体」という。）が緊急時に実施する廃棄物処分の相互援助について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急時 災害又は廃棄物処理施設の重大な故障等により廃棄物を処分できなくなったとき、又は、その恐れが生じたときをいう。
- (2) 廃棄物 援助を要請する地方公共団体（以下「要請団体」という。）自身で処分している一般廃棄物等をいう。

(要請)

第3条 緊急時に援助を要請することが必要であると認める地方公共団体は、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 緊急の状況及び要請する理由
- (2) 援助要請期間
- (3) 廃棄物の種類及び量
- (4) その他必要な事項

(援助の実施)

第4条 援助の要請を受けた地方公共団体（以下「援助団体」という。）は、一般廃棄物の処理及び業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

(廃棄物の搬入)

第5条 要請団体は、廃棄物を援助団体の指示する廃棄物処理施設に搬入するものとする。ただし、要請団体において搬入できないときは、双方協議のうえ搬入方法を決定するものとする。

(経費)

第6条 第4条の援助の実施及び前条の廃棄物の搬入に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

2 前項の額については、援助団体と要請団体が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 第4条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、別表第2のとおり連絡責任者を置く。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成4年7月1日から平成5年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までにいずれかの関係団体からもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 関係団体は、この協定の有効期間中であっても、協議したこの協定を改定することができる。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、関係団体が協議して定めるものとする。

平成4年7月1日

山形市長 佐藤 幸次郎 ㊟
 上山市長 永田 亀 昭 ㊟
 村山市長 佐藤 昌一郎 ㊟
 天童市長 鈴木 雅 廣 ㊟
 東根市長 伊勢 辰 雄 ㊟
 山辺町長 鈴木 当 繁 ㊟
 中山町長 縄野 裕 史 ㊟
 河北町長 矢作 武 雄 ㊟
 山形広域環境事務組合
 管理者 山形市長 佐藤 幸次郎 ㊟
 東根市外二市一町共立衛生処理組合
 管理者 東根市長 伊勢 辰 雄 ㊟
 西村山広域行政事務組合
 理事長 佐藤 誠 六 ㊟

別表1

関係団体

山形市	東根市	山形広域環境事務組合
上山市	山辺町	東根市外二市一町共立衛生処理組合
村山市	中山町	西村山広域行政事務組合
天童市	河北町	

別表2

連絡責任者

山形市環境部清掃管理課長
上山市生活福祉部環境課長
村山市保健課長
天童市生活環境課長
東根市生活環境課長
山辺町環境保健課長
中山町住民課長
河北町保健衛生課長
山形広域環境事務組合事務局次長
東根市外二市一町共立衛生処理組合事務局長
西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター所長

実 施 細 則

緊急時における廃棄物処分相互援助協定第6条第2項及び第9条の規定に基づくこの協定の実施細目は、基本的には次のとおりとする。

- 1 第6条第2項に定める経費の額は、原則として次の基準により算定する。
 - (1) 第4条の規定により援助団体が行う処分業務
燃料費、光熱水費、薬品代等の要請団体が通常運転に要する経費とする。
ただし、最終処分業務は要請団体が行うものとする。
 - (2) 第5条ただし書きの規定により援助団体が行う搬入業務
援助団体が搬入業務に要する人件費、燃料費とする。
- 2 第4条又は第5条ただし書きに基づく業務の実施方法は、援助団体と要請団体との受託契約によるものとし、契約の締結は双方迅速に行うものとする。

山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広域消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、科学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。

2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。

3 各消防本部ごとの応援隊、応援資機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行われるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。

2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。

(1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部

(2) 幹事 同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書16通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年11月14日

立会人

山形県生活福祉部長 氏 名 ㊟

市町村消防長等 氏 名 ㊟

(連 署)

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村（以下「市町村」という。）において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておく。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要となる資機材及び物資の提供等
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
- (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者

市町村長 氏 名 ④

(44市町村長連署)

大規模災害時の山形縣市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係
協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連携
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者（以下「応援職員」という。）は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援の職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
 - (1) 阪神・淡路大震災において、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、＜建築確認業務等＞の長期派遣を除き、すべて自主的応援として取り扱ったところである。
 - (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
 - (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
 - (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表 2

応援調整市町村

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
村山		鶴岡市	酒田市	新庄市
最上		上山市	米沢市	長井市
置賜		村山市	新庄市	鶴岡市
庄内	平野東縁 地震	山形市	東根市	長井市
	県西方沖 地震	新庄市	天童市	南陽市

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域		応援調整市町村		
		第1順位	第2順位	第3順位
東南村山		寒河江市	南陽市	東根市
西村山		山形市	長井市	東根市
北村山		新庄市	天童市	寒河江市
最上		村山市	酒田市	鶴岡市
東南置賜		長井市	上山市	寒河江市
西置賜		米沢市	寒河江市	上山市
鶴岡		酒田市	寒河江市	新庄市
酒田		鶴岡市	新庄市	尾花沢市

- 1 応援調整市町村は、県消防防災課及び所轄総合支庁と連携して、各市町村との調整や情報交換等を行うものとする。
- 2 東村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの総合支庁の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管轄市町村とする。

消防相互応援協定書

(協定の根拠)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、宮城県仙南地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と山形県上山市（以下「乙」という。）との消防に関する相互応援は、この協定に定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 この協定の目的は、甲、乙の管轄する境界及びその周辺に第4条に規定した消防活動を必要とする災害が発生した場合、相互に消防力を活用し、消防組織法（昭和22年法律226号）第1条、消防法（昭和23年法律第186号）第1条に定めた災害に対し、その任務及び目的の達成にある。

(応援の適用)

第3条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）発動以前の事態に適用するものとする。

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 救急傷病者搬送のための救急隊の派遣
- (3) その他の災害に対し必要と認められた事項

(応援の方法)

第5条 火災・救急等事案の発生の場合は、これら防ぎよ鎮圧のため、協定者は次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。ただし、応援の要請を受けた場合、応援側に火災・救急事故等の災害が発生し、出動中にあるときは応援しないことができる。

- (1) 相互境界に近接した地区に火災・救急等を自ら覚知し、又は、一般民よりの通報に接した場合は、原則として1隊、ただし、火災・救急等の拡大及びその危険度を判断し、応援側の消防長が必要と認められた場合は、その必要隊数
- (2) 要請があったときは、その要請隊数
- (3) 水災、その他の災害に際しては、要請のあった場合又は応援側の判断により相互に応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 受援地の現地最高指揮者が指揮するものとする。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行う。ただし、緊急を要する場合は、隊員に直接命令することができる。

(報告)

第7条 応援隊の長は、現地到着、引き揚げ消防活動等の状況を、受援地の現地最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第8条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援側において負担する経費
 - ア 公務上の災害補償費
 - イ 旅費及び出場手当

ウ 燃料費

- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 被服の損料等
- カ 交通事故における損害賠償費等

(2) 受援側において負担する経費

- ア 現地で調達した燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 化学消火薬剤等機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害賠償費等

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に規定した以外で必要であると認めた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定する。

(適 用)

第10条 この協定は平成8年11月11日から適用する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有するものとする。

平成8年11月11日

甲 宮城県柴田郡大河原町字新青川1番地の1
仙南地域広域行政事務組合
理事長 川 井 貞 一 ⑩

乙 山形県上山市河崎1番10号
上山市長 永 田 亀 昭 ⑩

災害時における上山市内郵便局と上山市との協力に関する覚書

上山市内の郵便局（以下「甲」という。）と上山市長（以下「乙」という。）は、災害発生時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、上山市内において災害が発生した場合に、甲及び乙が相互に協力し、災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この覚書において、「上山市内の郵便局」とは、上山郵便局、上山旭町郵便局、上山十日町郵便局、藤吾郵便局、中山郵便局、檜下郵便局、宮生郵便局、村山中川郵便局をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、上山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、災害対策の効果的な推進を図るため相互協力を努めるものとする。

（1）甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 避難所への臨時郵便差出箱の設置

（2）甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、上山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）甲が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2）乙が所有又は管理する施設及び用地の提供

（3）前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、上山市災害対策本部に職員を派遣し、甲との連絡調整に当たらせることができる。

（災害情報の連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害に係る相互情報の連絡体制を整備するため、別途協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は上山市が実施する防災訓練に参加できるものとする。

（情報交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては上山郵便局総務課長、乙においては上山市総務部企画課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年9月29日

甲 上山市内の郵便局代表

上山郵便局長 田中周弘 印

乙 上山市長 永田亀昭 印

山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動を必要と判断する場合に山形県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において消防防災ヘリによる活動が最も有効と判断される場合

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県文化環境部消防防災課のうち消防防災ヘリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員（以下「消防防災航空隊員」という。）を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防防災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防防災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定（昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という）第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

(運航経費の負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成10年4月1日

協定者

山形県知事 氏 名 印

市町村長 氏 名 印

(44市町村長連署)

西村山広域行政事務組合理事長

氏 名 印

最上広域市町村圏事務組合理事長

氏 名 印

西置賜行政組合管理者

氏 名 印

鶴岡地区消防事務組合管理者

氏 名 印

酒田地区消防組合管理者

氏 名 印

日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」

(趣旨)

第1条 この計画は、山形県内に水道災害が発生した場合、日本水道協会山形県支部（以下「県支部」という。）内の被災事業体が、速やかに給水能力を回復できるよう、県支部会員（以下「各都市」という。）相互間で行う応援活動について必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 県支部内に属する各都市内で対応不可能な災害が発生した場合は、山形県支部長（以下「県支部長」という。）の要請により、各都市は、被災事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

(組織及び連絡担当課)

第3条 県支部内の各都市を庄内、最北、村山、置賜の4ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。なお、ブロック組織図は別図のとおりとする。

2 県支部にこの協定の事務局を設置する。

3 県支部長都市及び代表都市は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生の恐れがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする

(応援要請の方法)

第4条 代表都市は、ブロック内の被災事業体から応援要請があり、ブロック内での対応が困難と認めたとき又は代表都市が被災し、応援を受ける必要があると認めたときは、県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

2 前項により被災都市から応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の代表都市に対して応援の要請を行うものとする。

3 前項により、県支部長からの応援要請を受けた代表都市はブロック内の会員に対して応援を要請し、調整するとともに、その結果を速やかに県支部長に報告するものとする。

4 県支部長は、代表都市からの報告をもとに応援を行う会員を定めるものとする。

5 県支部長は、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部長に対して、応援の要請を行うものとする。

(応援要請の連絡内容)

第5条 応援の要請は、次の事項を明らかにし文書で要請するものとする。ただし、正式の文書をもって要請する暇がないときは口頭、電話等により行い文書を省略することができるものとし、後日速やかに正式の文書を送付するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の機関

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(情報連絡担当事業体)

第6条 県支部長都市及び代表都市が被災した場合に情報連絡調整を行う担当となる事業体（以下「情報連絡担当事業体」という。）を置く。

2 情報連絡担当事業体は、隣接する代表都市があたるものとし、対象となる代表都市ごとに別に定める。

3 情報連絡担当事業体は、別に定める規模以上の災害が発生した場合には、被災した代表都市と連絡をとりあい、被災の状況の把握、必要要請に関する連絡調整等を行うものとする。

(県支部現地救援本部の設置)

第7条 県支部長は、災害の規模が大きく応援を行う事業体間の連絡調整を行う必要があると認めるときは、県支部現地対策本部（以下「県支部現地救援本部」という。）を設置することができる。

2 県支部現地救援本部は、県支部長都市、情報連絡担当事業体、応援要請を受けた代表都市及び応援事業体の職員、その他必要があると認められる者で構成する。

3 災害の規模が特に大きく、厚生省、日本水道協会等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときは、県支部現地救援本部は当該現地救援本部に移行する。

(応援活動)

第8条 各会員が行う応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応急給水

(2) 応急復旧

(3) 応急復旧用資機材の提供

(4) 漏水調査

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の派遣)

第9条 第4条により応援要請を受けた会員は、直ちに応援体制を整え被災事業体に協力するものとする。

2 応援要請を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるように、テント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させる。

3 派遣応援隊員は、被災事業体の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第10条 応急給水、応急復旧及び漏水調査を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災事業体は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用負担)

第11条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(情報の交換)

第12条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支部長都市及び代表都市の連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者で構成する協議会を設け定期的に情報の交換を行うものとする。

(会員以外への協力)

第13条 会員以外の水道事業体に水道災害が発生し被災したときは、会員は前各条に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(指針)

第14条 この協定の実施に関して必要な指針については、県支部長が別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

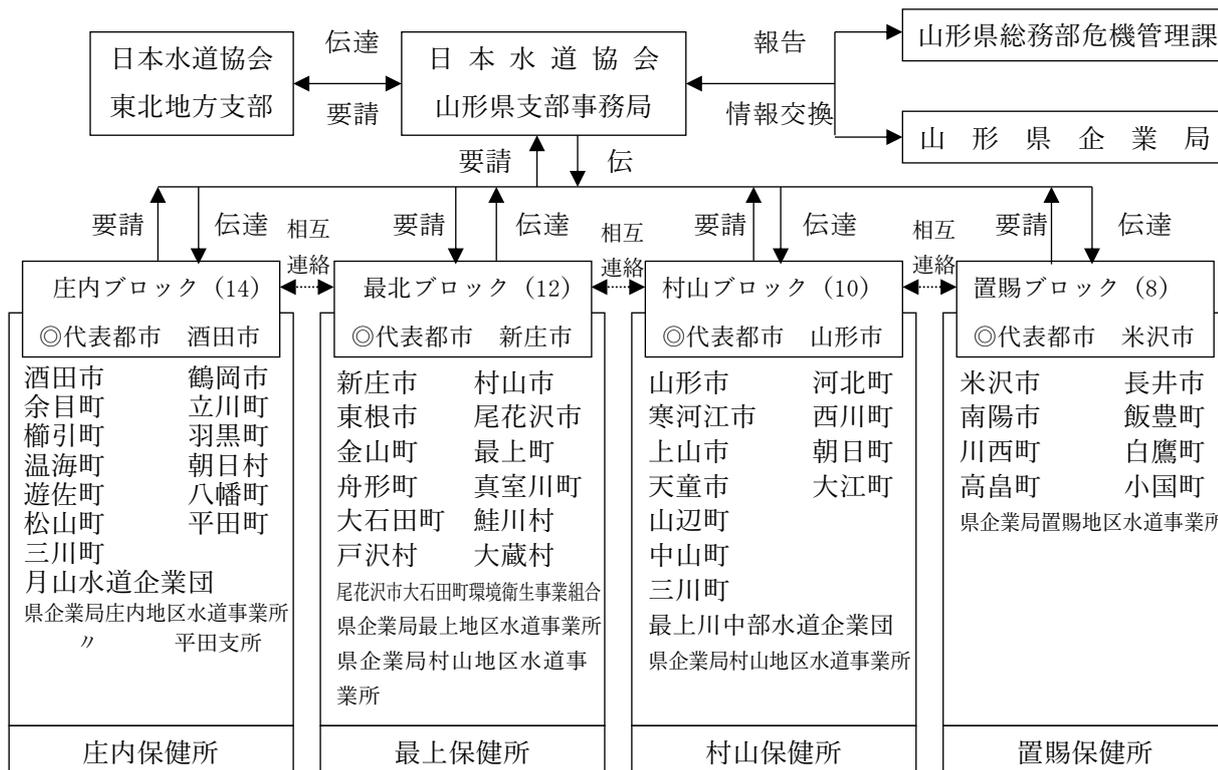
附 則

1 この協定は、平成10年5月26日から適用する。

(日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」の廃止)

2 日本水道協会山形県支部「水道施設の災害に伴う相互応援計画」(平成7年5月24日協定)は、廃止する。

「災害時相互応援協定」ブロック組織図 (日本水道協会山形県支部)



山形広域市町災害時相互応援に関する協定

山形広域圏に所在する市町である山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町（以下「3市2町」という。）は、いずれかの市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、3市2町のいずれかにおいて災害が発生し、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急措置ができない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災市町の要請にこたえ、発生を受けていない市町が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。とする。

（連絡担当課の設置）

第2条 3市2町は相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (6) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第4条 被災市町が応援の要請をするときは、別に定める「山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目」に基づいて行う。

（自主応援）

第5条 被災市町以外の市町は、災害の発生により、被災市町との連絡がとれない場合で、緊急に応援行動をすることが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町（以下「応援市町」という。）は、被災市町以外の市町と十分連絡調整を行うとともに、速やかに応援内容等を被災市町に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、第5条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は別途協議する。

2 被災市町が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合は、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（訓練の実施）

第7条 この協定の実行性を確保するため、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(他の協定との調整)

第8条 災害に係る応援に関しこの協定で定める事項について、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定（平成7年11月20日締結）に定めがある場合は、その定めるところによる。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、3市2町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成11年3月30日から効力を生じる。

平成11年3月30日

山形市

山形市長 佐藤 幸次郎 ⑨

上山市

上山市長 阿部 實 ⑨

天童市

天童市長 遠藤 登 ⑨

山辺町

山辺町長 遠藤 直幸 ⑨

中山町

中山町長 縄野 裕史 ⑨

山形広域市町災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、山形広域市町災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課は別表のとおりとする。

(応援要請の手続)

第3条 協定第4条の規定による応援要請は、被害の種類及び状況を記載した応援要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、応援要請書によることが困難な事情がある場合は、電話又はファックス等により行うものとし、応援要請後相当の期間内に応援要請書を応援市町に送付するものとする。

2 前項の応援要請書には、次の各号に掲げる応援の種類のうちから必要とするものを記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 物資等の提供に関する応援（以下「物的応援」という。）を要請するときは、物資等の品目、数量、受領場所等
- (2) 職員の派遣に関する応援（以下「人的応援」という。）を要請するときは、活動内容、必要人数、場所、期間等
- (3) その他の応援を要請するときは、要請の内容、場所、期間等
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

3 前項第1号から第3号までに掲げる応援の種類を記載した書面は、同項第1号にあっては物的応援要請書（別記様式第1-1号）、同項第2号にあっては人的応援要請書（別記様式第1-2号）、同項第3号にあってはその他の応援要請書（別記様式1-3号）とする。

(応援実施の手続)

第4条 応援市町は、前条に基づき次に掲げる事項について応援を実施する。

- (1) 物的応援をするときは、物資等の品目、数量、搬入場所等
- (2) 人的応援をするときは、活動内容、派遣人数、場所、期間等
- (3) その他の応援をするときは、要請を受けた内容、場所、期間等
- (4) 前3号に定めるもののほか必要な事項

2 応援市町は、速やかに応援通知書（別記様式2号）と必要に応じた物的応援通知書（別記様式第2-1号）、人的応援通知書（別記様式第2-2号）又はその他の応援通知書（別記様式第2-3号）を被災市町に送付する。

(応援物資の受領通知)

第5条 被災市町は、物的応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援市町に応援物資等受領書（別記様式第3号）を送付する。

(応援終了の報告)

第6条 応援市町は、応援を終了したときは、被災市町に応援終了報告書（別記様式第4号）を送付する。

附 則

この実施細目は、平成11年3月30日から効力を生じる。

東北中央自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、山形市、上山市、西村山広域行政事務組合、天童市及び東根市（以下「協定市等」という。）は、協定市等の行政区域のうち、高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線（以下「東北中央自動車道」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、東北中央自動車道において火災、救急又はその他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の、消防及び救急業務の相互応援に関し必要な事項を定め、もって災害等による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第 2 条 応援は、別表に定める応援区域の区分に基づき行うものとする。

2 協定市等は、前項に規定する応援区域内において災害等の発生を覚知したときは、応援要請の有無にかかわらず消防隊、救急隊又は救助隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

3 協定市等は、前条の目的を達成するため、相互に応援の要請があったときは、消防隊等を出動させるものとする。

（応援の通報）

第 3 条 協定市等は、前条第 2 項の規定に基づき出動をしたときは、直ちに災害等の発生地及び内容を管轄する協定市等に通報するものとする。

（指揮）

第 4 条 同一の災害等に関し、2 以上の協定市等の消防隊等が出動したときは、当該消防隊等の指揮は、原則として災害等の発生地を管轄する協定市等が行うものとする。ただし、災害等の発生地を管轄する協定市等の消防隊等が出動しないときは、その業務に従事した消防隊等の最高指揮者が指揮するものとする。

（災害の事務処理）

第 5 条 火災の発生地を管轄する協定市等は、火災の事務処理を行うため、直ちに出勤するものとする。

2 火災以外の災害については、その災害を取り扱った協定市等が事務処理を行うものとする。

（経費の負担）

第 6 条 出勤に要する経費は、原則として出勤した協定市等の負担とする。ただし、化学消化薬剤に要した経費、機械器具等重大な破損による補修費、その他疑義が生じた経費の負担については、その都度関係する協定市等が協議して定めるものとする。

2 協定市等は、前項に定めるもののほか、通常一般の消防費用を大幅に上回る経費を要したときは、経費の負担について日本道路公団に対し協議するものとする。

（実施細目）

第 7 条 この協定に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（疑義の解決）

第 8 条 この協定の実施について疑義が生じたときは、協定市等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成14年9月9日

山形市長	吉村 和夫 ⑩
上山市長	阿部 實 ⑩
西村山広域行政事務組合理事長	佐藤 誠六 ⑩
天童市長	遠藤 登 ⑩
東根市長	土田 正剛 ⑩

災害時における応急対策業務に関する協定

上山市（以下「甲」という。）と上山建設クラブ（以下「乙」という。）は、地震、風水雪害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、応急対策業務に係る応援要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を記載して要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の種別、台数及び人数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び時間
- (4) その他応援に必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業及び被害箇所の応急措置
- (3) 前2号のほか、災害応急対策に必要な工事等

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から建設資機材等の応援要請があったときは、特別の事情がない限り乙の会員に指示し、実施させるものとする。

2 前項の実施に当たっては、甲の現地責任者の指導を受け、実施するものとするが、甲の現地責任者の指導を受けられない場合は、乙の会員が自ら前条の応援の要請に従って実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき、乙の会員が応援を実施した場合は、応援要請に係る建設資機材等報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した会員名並びに建設資機材等の種別、台数及び人数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第1条から第3条までの規定に基づく応援に要した経費は、甲が負担する。

2 前項に定める経費等の算出方法については、災害発生時における実費等を基準として甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 応援要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては上山市災害対策本部建設部部長、乙においては上山建設クラブ事務局長を、それぞれ連絡責任者とする。

(有効期限)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年12月20日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 阿部 實 ⑩

乙 上山市沢丁3番21号
上山建設クラブ
会長 堀川 隆志 ⑩

水道施設の災害に伴う応援協定書

上山市水道事業の管理者の権限を行う 上山市長 阿部 實（以下「甲」という。）と上山管工事協同組合理事長 川田隆雄（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

- 第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時に給水機能を早期に回復するため、乙の応援を得て応急復旧工事等を実施することを目的とする。
- 2 日水協県支部で相互応援計画の協定を締結している都市が災害を受け、甲に対し応援復旧工事等の応援要請があった場合、乙の応援を得て速やかに対処することを目的とする。

（協力要請）

- 第2条 甲は、応援復旧工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。
- 2 甲は、相互応援計画の協定により、応援が必要であると認めたときは、乙に派遣を要請する。

（要請手続）

- 第3条 甲は、第2条第1項の規定により乙に出動要請を行う場合は、電話により行うものとする。ただし、電話連絡が不可能なときは職員を派遣し要請する。

（復旧活動）

- 第4条 乙は、第2条の出動要請又は派遣要請があったときは、乙の組合の中から施工業者を選考し、甲に報告するものとする。
- 2 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施する。
- 3 前項の職員が派遣されない場合は、職員の了解を得て応急復旧工事等を実施する。

（着工報告）

- 第5条 施工業者は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとする。

（完了報告書）

- 第6条 施工業者は、応急復旧工事等を完了したときは、甲に完了報告書を提出するものとする。

（費用の立替え）

- 第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。

（費用の支払い）

- 第8条 前条の規定により、施工業者が一時立て替えた費用の支払については、甲が定める単価により積算し、施工業者と協議のうえ支払うものとする。

（連絡責任者）

- 第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

（報告事項）

- 第10条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告するものとする。

（疑義の決定）

- 第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙の両者が記名、押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成 18 年 3 月 1 日

甲 上山市水道事業の管理者の権限を行う

上山市長 阿 部 實 ㊟

乙 上山管工事協同組合

理事長 川 田 隆 雄 ㊟

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、上市市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 上市市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 上市市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年1月26日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局長 青山 俊行 ㊟

乙 上市市河崎一丁目1-10

上市市長 横戸 長兵衛 ㊟

災害時における物資調達に関する協定

上山市（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上山市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

（1）段ボール製品（段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するものうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）

（2）その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限りに優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申出のない限り、さらに1年間継

続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月11日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横戸 長兵衛 ⑩

乙 山形市高木20番地
東北カートン株式会社
代表取締役社長 岩本 英昭 ⑩

災害時における相互応援に関する協定書

上山市と桑折町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報の交換)

第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定にない事項については、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1通を保有する。

平成 24 年 8 月 10 日

山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号

上山市

上山市長 横 戸 長兵衛 ⑩

福島県伊達郡桑折町字東大隈 18 番地

桑折町

桑折町長 高 橋 宣 博 ⑩

災害時における物資供給に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上山市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、毎年1回相互の担当連絡先について情報交換し、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月15日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
 上山市長 横 戸 長兵衛 印
 乙 新潟市南区清水4501番地1
 NPO法人 コメリ災害対策センター
 理事長 捧 賢 一 印

(別表)

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

上山市長 横戸 長兵衛（以下「甲」という。）と社会福祉法人みゆき福祉会 特別養護老人ホームみずほの里 施設長 阿部 美智子（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、要援護者等を福祉避難所に受入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は、次のとおりとする。

（1）住 所 上山市牧野字清水 21-1

（2）施設名 社会福祉法人みゆき福祉会 特別養護老人ホームみずほの里

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入れを要請するものであり、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

（1）甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。

（2）受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

（3）乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

（4）福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

（5）乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第4条 要援護者等の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第5条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとと

もに、要援護者等に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者等が必要とする福祉サービス及び保険医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月27日

(甲) 上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長 横 戸 長兵衛 ㊟

(乙) 上山市牧野字清水21-1

社会福祉法人みゆき福祉会

特別養護老人ホームみずほの里

施設長 阿 部 美智子 ㊟

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

上市市長 横戸 長兵衛（以下「甲」という。）と社会福祉法人みゆき福祉会 地域密着型特別養護老人ホームながすずの里 施設長 高橋 圭祐（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、要援護者等を福祉避難所に受入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は、次のとおりとする。

（1）住 所 上市市長清水二丁目5番19号

（2）施設名 社会福祉法人みゆき福祉会 地域密着型特別養護老人ホームながすずの里

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入れを要請するものであり、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

（1）甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。

（2）受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。

（3）乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。

（4）福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

（5）乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第4条 要援護者等の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第5条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとと

もに、要援護者等に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者等が必要とする福祉サービス及び保険医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月8日

(甲) 上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長 横 戸 長兵衛

(乙) 上山市長清水二丁目5番19号

社会福祉法人みゆき福祉会

地域密着型特別養護老人ホーム

ながすずの里

施設長 高 橋 圭 祐

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

上山市長 横戸 長兵衛（以下「甲」という。）と社会福祉法人偕寿会 特別養護老人ホーム蓬仙園 施設長 島崎 みつ子（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、要援護者等を福祉避難所を受入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は、次のとおりとする。

- (1) 住 所 上山市高野字下小屋176番地の1
- (2) 施設名 社会福祉法人偕寿会 特別養護老人ホーム蓬仙園

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入を要請するものであり、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- (2) 受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- (3) 乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- (4) 福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- (5) 乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第4条 要援護者等の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第5条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとと

もに、要援護者等に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者等が必要とする福祉サービス及び保険医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月27日

(甲) 上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長 横 戸 長兵衛

(乙) 上山市高野字下小屋176番地の1

社会福祉法人偕寿会

特別養護老人ホーム蓬仙園

施設長 島 崎 みつ子

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書の一部変更に係る協定書

上山市長 横戸 長兵衛（以下「甲」という。）と社会福祉法人偕寿会 特別養護老人ホーム蓬仙園 施設長 猪狩 良佳（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが平成25年2月27日締結した災害時における福祉避難所の確保に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（福祉避難所及び受入責任者の変更）

第1条 原協定書第2条第1項第1号中、上山市高野字下小屋176番地の1を上山市金谷字藤木2401番地に改める。

（協定書の効力）

第2条 この協定書は、令和5年1月5日から効力を生ずるものとする。

（協議）

第3条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月5日

（甲）上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長 横戸 長兵衛

（乙）上山市金谷字藤木2401番地

社会福祉法人偕寿会

特別養護老人ホーム蓬仙園

施設長 猪狩 良佳

災害時における福祉避難所の確保に関する協定書

上市市長 横戸 長兵衛（以下「甲」という。）と社会福祉法人山形県玉葉会 養護老人ホーム蔵王長寿園 園長 阿部 昭雄（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる要援護者及び当該要援護者を介助する者（以下「要援護者等」という。）を受入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に要援護者等が避難を余儀なくされた場合に、要援護者等を福祉避難所を受入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所及び受入責任者）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は、次のとおりとする。

- （1）住 所 上市市金谷字土矢倉307-1
- （2）施設名 社会福祉法人山形県玉葉会 養護老人ホーム蔵王長寿園

2 前項が定める施設の長が受入施設での責任者となる。

（協力要請及び受入等）

第3条 甲は、要援護者等があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者等の受入れを要請するものであり、受入れの際の手続きは、次のとおりとする。

- （1）甲は、災害が発生し、自宅等から避難する必要性が生じた要援護者等や避難所に避難した要援護者等が避難所での生活が困難と認められる場合には、直ちに乙の受入責任者に対し、口頭又は書面により乙が必要とする情報等を明らかにして受入要請を行うものとする。
- （2）受入責任者は、受入れ可能な要援護者等を直ちに決定し、甲に口頭又は書面により連絡するとともに、受入準備を行うものとする。
- （3）乙は、要援護者等の受入れに当たり、当該要援護者を介助する者を一緒に避難させることの必要性については、その都度、甲と協議するものとする。
- （4）福祉避難所への要援護者等の移送については、原則として当該要援護者の家族又は当該要援護者を介助する者（以下「家族等」という。）が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への要援護者等の移送を行うように努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。
- （5）乙は、甲の要請がなく、避難してきた者を乙の判断により、第2条に該当する施設等に受入れた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は、甲の要請により受入れたものとみなす。

（受入期間）

第4条 要援護者等の受入期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が受入期間の延長が必要と認める場合は、甲と乙で協議し定めるものとする。

（受入可能人数の事前把握）

第5条 甲は、乙が受入れ可能な要援護者等の人数について、乙の協力を得て、定期的に把握するものとする。

（物資の提供等）

第6条 乙は、受入れた要援護者等に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとと

もに、要援護者等に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者等が必要とする福祉サービス及び保険医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲で福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設及び運営に関する費用を負担するものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者等の受入れに伴い、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

(1) 受入れた要援護者等に対する乙の対応が不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 乙が福祉避難所を維持運営することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示がない場合は、有効期間を更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるように、平素から情報交換を行い、甲、乙の連携を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月27日

(甲) 上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長 横 戸 長兵衛

(乙) 上山市金谷字土矢倉307-1

社会福祉法人山形県玉葉会

養護老人ホーム蔵王長寿園

園 長 阿 部 昭 雄

災害時相互応援に関する協定

上山市と名取市は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員派遣
- (4) その他各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請)

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所
- (5) 応援を必要とする期間

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

(情報及び資料の交換)

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議をして定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年4月20日

(甲) 山形県上山市長 横 戸 長兵衛 ㊟

(乙) 宮城県名取市長 佐々木 一十郎 ㊟

災害時における避難所利用の協力に関する覚書

上山市長 横戸長兵衛（以下「甲」という。）と山形県立上山明新館高等学校長 三澤裕之（以下「乙」という。）は、災害の発生時における施設利用の協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、地震、風水害その他の災害の発生に際し、甲が乙の管理する施設を避難所として利用するうえでの基本的事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設の範囲）

第2条 甲が避難所として利用できる施設は、以下の施設とする。

所在地 上山市仙石 650 番地

施設名 山形県立上山明新館高等学校 体育館

（避難所の設置運営等）

第3条 避難所の設置・管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、前条で規定する施設を避難所として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
- 3 乙は、前項の要請に協力するため、当該施設の鍵を甲に貸与するものとする。この場合、甲は善良なる管理者の注意をもって当該施設の鍵を管理しなければならない。
- 4 甲は、避難所の設置後速やかに、避難所の管理担当者の氏名及び連絡先を乙に報告するものとする。
- 5 甲は、避難所の管理運営に必要な物資の備蓄・調達に努めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について、学校運営を妨げない範囲で許可するものとする。
- 6 甲が備蓄・調達する物資については、災害時等において、帰宅困難生徒のために可能な範囲で利用できるものとする。

（開設期間等）

第4条 避難所の開設期間は、避難所開設の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲で期間を延長できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に正常な教育活動を再開できるよう配慮するものとする。

（避難所の終了）

第5条 甲は、第2条に規定する施設の使用を終了する際は、現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

- 2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又は毀損したときも、同様とする。

（使用許可等）

第6条 甲が第2条に規定する施設を使用する場合、乙は、山形県教育財産管理規則に基づき目的外使用の許可を行うものとする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、甲は、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 避難所の設置運営に伴う電気料、上下水道料、ガス使用料、燃料費、及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定は、乙が行うものとする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月12日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛 ⑩

乙 上山市仙石650番地
山形県立上山明新館高等学校
校 長 三 澤 裕 之 ⑩

警察署使用不能時における施設使用に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と上山警察署（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、雪害その他の災害又は重大な事態（以下「災害等」という。）が発生し、乙の庁舎が損壊又はそのおそれによって使用不能となった場合に、乙が甲の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生し、乙の庁舎が使用不能となった場合に、乙が甲の施設を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 乙は、災害等が発生し、乙の庁舎が使用不能となった場合において、甲の施設を使用する必要性が生じたときは、甲に対して施設の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（施設の提供）

第3条 甲は、前条の規定による要請を受けたときは、次の施設を乙に提供するものとする。

（1）住 所 上山市けやきの森2番1号

（2）施設名 上山市体育文化センター

（使用目的）

第4条 乙は、甲から提供を受けた施設を災害警備本部として使用するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも協定を解除する旨の申し出がないときは、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月8日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛 ㊟
乙 上山市矢来三丁目7番50号
上山警察署長 渡 辺 茂太郎 ㊟

災害時における相互応援に関する協定書

山形県上山市と千葉県いすみ市は、いずれかの市の地域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置を実施することができない場合に、法第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5） 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- （6） ボランティアの斡旋
- （7） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第 2 条 前条に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- （1） 被害の状況及び要請理由
- （2） 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- （3） 派遣を要請する職員の職種及び人員
- （4） 応援の場所
- （5） 応援を必要とする期間

（自主的応援出動）

第 3 条 応援を行おうとする市は、被災した市との連絡が取れない場合であって、被災市周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第 2 条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

（情報及び資料の交換）

第 5 条 この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- （1） 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- （2） 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 10 月 8 日

山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号

上 山 市

上山市長 横 戸 長兵衛 ㊟

千葉県いすみ市大原 7400 番地 1

いすみ市

いすみ市長 太 田 洋 ㊟

災害時における物品の供給協力に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、上山市内に大規模な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が市民の生命を守る責務を果たすために行う災害対策業務に関し、乙がその社会的使命に基づいて実施する上山倉庫店からの物品の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、甲から乙に別表に掲げる物品の供給を要請することができる。また、別表に掲げる以外の物品であっても、甲の災害時における業務遂行に必要であり、かつ、乙が供給可能である場合には、供給を要請することができるものとする。

2 前項の手続きは、口頭、電話又は次に掲げる事項を記載した文書により要請することとし、口頭又は電話により要請した場合は、事後速やかに文書を提出することとする。

- (1) 所属部署の名称と担当者名
- (2) 要請理由（災害の状況等）
- (3) 必要とする物品の種類・数量等
- (4) 納入又は受け渡しの日時、場所
- (5) その他物品の供給に必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、要請理由の内容及び重大性並びに乙の災害時の状況等を勘案し、可及的に、要請を受けた物品を優先して甲に供給するべく協力するものとする。ただし、次の場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) 乙が被災した場合
- (4) 乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

2 前項の供給にかかる物品の対価・運送費等は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定することとする。

（経費の支払い）

第3条 第2条の経費の支払いについては、甲が乙からの請求書を受理した後、原則30日以内に乙が指定する銀行口座に振り込むものとする。

（協定書の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、上山倉庫店開業の日から1年間とする。ただし、有効期間満了1ヶ月前までに双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

2 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知することとする。

（協議）

第5条 この協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 17 日

甲 山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号
上山市

上山市長 横 戸 長兵衛 ㊟

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 4 号

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン テリオ ㊟

別表 主な協定対象物品

種 類	品 目
食料品	おにぎり等米飯類 パン 即席めん 水・清涼飲料水 粉ミルク 各種缶詰（イージーオープン） 牛乳 お茶
生活必需品	割り箸 紙コップ 使い捨て容器 毛布 タオル トイレットペーパー ティッシュペーパー・ウェットティッシュ 紙おむつ（高齢者用を含む） 歯ブラシ 歯磨き粉 カセットコンロ・カセットボンベ 乾電池 懐中電灯 ストーブ うちわ 炭・固形燃料等 鍋（炊き出し用）・やかん・炊飯用具 石鹸・シャンプー 哺乳瓶 生理用品 救急用品
燃料	ガソリン 軽油 灯油

上山市消防本部放送設備を利用した防犯情報等の広報に関する覚書

上山市（以下「甲」という。）と上山警察署（以下「乙」という。）は、上山市消防本部放送設備及び北部広報塔（以下「放送設備」という。）を利用した防犯情報等の広報に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲と乙が連携して防犯情報等を広報することにより、地域住民等が自ら積極的に防犯対策を講じることを促し、もって地域住民等の安全・安心を確保することを目的とする。

（広報の依頼）

第2条 乙は、上山市又はその周辺地域において、次に掲げる事件又は事案が発生した場合は、甲に対し広報依頼書（別記様式）により放送設備から防犯情報等の広報依頼をすることができる。

- （1）連続で発生するおそれのある凶悪事件
- （2）特殊詐欺の被害が発生するおそれのある前兆事案
- （3）犯罪に発展するおそれのある子ども等を対象とした声かけ事案
- （4）生命に危険が及ぶおそれのある高齢者等の行方不明事案
- （5）その他地域住民等の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれのある事案

2 乙は、事件又は事案の発生に応じ、前項の規定による依頼を常時行うことができる。

（広報の実施）

第3条 甲は、前条の規定による依頼を受けたときは、火災、災害の発生、その他やむを得ない事由があるときを除き、放送設備による防犯情報等の広報を実施するものとする。

（個人情報取扱い）

第4条 乙は、第2条第1項の防犯情報等に個人情報に関する事項を含むときは、事案の関係者から事前に承諾を得るなど、その取扱いに十分配慮しなければならない。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この覚書による防犯情報等の広報を円滑に推進するため、それぞれ連絡責任者を指定し、相互に連絡するものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書は、覚書締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書により覚書の終了を通知しない限り、この効力は継続するものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月27日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横戸長兵衛
乙 上山市矢来三丁目7番50号
上山警察署長 渡辺茂太郎

災害時における応急対策用燃料（石油類）の供給応援に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と上山市石油協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が上山市内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての石油類の供給（以下「供給応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次の掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び供給応援を要請する理由
- （2）供給応援を必要とする品目名とその数量
- （3）供給応援を必要とする場所及び当該場所に既に石油類が供給されている場合はその販売所等
- （4）供給応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
- （6）その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲からの供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

2 甲は、乙の指定する販売所等で、燃料の引き渡しを受けるものとし、それに伴い輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

（報告）

第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）供給応援を実施した品目名とその数量
- （2）供給応援を実施した日時及び場所
- （3）その他必要事項

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定に当たっては、災害の発生する直前時における燃料単価契約の価格を基準とし、甲乙協議して決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年2月9日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市
上山市長 横 戸 長兵衛 ⑩

乙 上山市二日町1番10号
上山市石油協同組合
代 表 奥 村 健 二 ⑩

災害時における応急対策用燃料（液化石油ガス）等の供給応援に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県LPGガス協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が上山市内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域集会所等で、甲が避難所と指定していないものも含む。）で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給（以下「供給応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。

2 前項の要請は、次の掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び供給応援を要請する理由
- （2）供給応援を必要とする品目名とその数量
- （3）供給応援を必要とする場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている場合はその販売所等
- （4）供給応援を必要とする期間及び活動内容
- （5）供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
- （6）その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲からの供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。

2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が適性に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。

- （1）供給応援を実施した品目名とその数量
- （2）供給応援を実施した日時及び場所
- （3）その他必要事項

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガスは災害の発生する直前時における燃料単価契約の価格を、液化石油ガス用燃焼器具は災害が発生する直前における通常価格を基準とし、甲乙協議して決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年2月9日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市
上山市長 横 戸 長兵衛 ㊞

乙 山形市あこや町一丁目2番12号
一般社団法人山形県LPガス協会
会 長 大 場 正 仁 ㊞
山形県LPガス協会山形支部
会 長 鈴 木 浩 司 ㊞

蔵王山火山防災協議会の運営に要する経費の覚書

活動火山対策特別法（昭和48年法律第61号）第4条第1項の規定により設置した、蔵王山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を構成する山形県、白石市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、山形市、上山市（以下「関係自治体」という。）及び宮城県（以下「事務局」という。）は、協議会の運営経費について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、協議会規則（平成28年3月29日適用）第10条で定める運営経費について、必要な事項を定め、関係自治体及び事務局が適正に負担することを目的とする。

（対象経費及び会計年度）

第2条 運営経費の対象とする費用は、次のとおりとする。

- （1） 協議会等の開催に要する経費等運営に係る費用
- （2） 火山防災マップに係る費用
- （3） その他関係自治体及び事務局が必要と認める費用

2 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

（支出方法）

第3条 運営経費は、事務局が支出するものとする。

2 当該会計年度分の関係自治体の負担金については、事務局が当該年度の3月末までに関係自治体に請求を行い、関係自治体は指定された日までに負担金を事務局に納入しなければならない。

3 事務局は翌年度の5月末日までに清算し、決算書を作成の上、関係自治体に配布するものとする。

（負担金）

第4条 関係自治体の負担金の額は、関係自治体及び事務局の協議に基づき決定し、前年度の10月末日までに、事務局から文書により関係自治体に通知するものとする。

2 関係自治体及び事務局は、必要な予算処置を講じるものとする。

（臨時の支出）

第5条 想定外の支出が必要となった場合は、関係自治体及び事務局の協議に基づき決定し、事務局から文書により関係自治体に通知するものとする。

2 関係自治体及び事務局は、補正予算等の予算措置を講じるものとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めない事項が生じた場合は、関係自治体及び事務局が協議し決定するものとする。

この覚書を証するため、本書8通を作成し、関係自治体及び事務局が押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

この覚書は、平成28年4月1日から適用する。

平成28年3月31日

宮城県知事 村井 嘉浩

山形県知事 吉村 美栄子

白石市長 風間 康静

蔵王町町長 村上 英人

七ヶ宿町町長 小関 幸一

川崎町町長 小山 修作

山形市長 佐藤 孝弘

上山市市長 横戸 長兵衛

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

上山市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被害者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の修正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置個所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置個所（設置場所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することができる。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び5条に基づき行うものとする。

ただし、設置個所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の設置の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤収するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲との協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙第2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的以外の利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成28年5月23日

甲 山形県上山市河崎1丁目1番10号
上山市長

横 戸 長兵衛

乙 山形県山形市本町1丁目7番54号
東日本電信電話株式会社 宮城事業部
山形支店長 北 口 直 子

別紙 1

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、
情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【上山市】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL — — FAX — — E-Mail
(副)	TEL — — FAX — — E-Mail

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	TEL — — FAX — — E-Mail
(副)	TEL — — FAX — — E-Mail

上山市

東日本電信電話株式会社

【別紙２】 上山市様 特設公衆電話 定期試験仕様書

上山市およびN T T東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I N T Tによる回線試験	<p>①N T Tから特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、N T Tの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。</p> <p>③②の場合、N T Tの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気回線の修理を実施します。</p>	<p>*試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は、実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。</p> <p>*派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は実施しません。</p>
II 自治体様（避難所含む）による通話試験	<p>①各避難所等にて、モジュージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話出来るかの確認を実施します。</p> <p>②通話ができないまたは雑音がはいる等、異常が確認された場合は、N T T故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。</p> <p>③N T T故障受付部門（局番なしの113）にて、電気通信回線の試験を実施し、異常が確認された場合は、N T Tの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。</p> <p>④上記I「N T Tによる回線試験」③と同じ</p>	

災害時における被災建築物応急危険度判定業務に関する協定

上山市（以下「甲」という。）及び一般社団法人山形県建築士会山形支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時に甲及び乙が相互に協力して行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う被災建築物応急危険度判定業務に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
- （2）応急危険度判定士（以下「判定士」という。）山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、知事の認定を受けたボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

（協力要請）

第3条 乙は、平時からの乙の会員である判定士（以下「会員判定士」という。）に対して、甲が行う応急危険度判定に関する取組に協力するよう要請するものとする。

（判定士の参集）

第4条 甲の区域に居住する会員判定士は、上山市内で震度5弱以上の地震が発生し相当数の建物被害が確認され、甲が実施する応急危険度判定に参加可能な場合は、上山市役所建設課（以下「業務担当課」という。）に参集するものとする。

（判定士への要請）

第5条 甲は、前条の規定により参集した会員判定士の人員で応急危険度判定を行うことが困難な場合は、甲の区域に居住するその他の会員判定士に対して応急危険度判定業務への参加を要請するものとする。

- 2 乙は、甲が会員判定士に対して行う参加要請に協力するものとする。
- 3 甲は、応急危険度判定に参加した会員判定士の一覧表を作成し、乙に通知するものとする。

（応急危険度判定）

第6条 甲は、前2条の規定により参集した会員判定士で実施可能な応急危険度判定を実施するものとする。

（相談窓口の設置）

第7条 甲は、応急危険度判定に関する相談窓口を設置した場合は、乙に対して会員判定士をボランティアで相談窓口要員として派遣するよう要請できるものとする。

- 2 乙は、甲から相談窓口要員の派遣要請を受けた場合は、派遣可能な会員判定士を集約し甲に報告するものとする。

（名簿の作成）

第8条 甲は、毎年度当初に応急危険度判定業務の担当者及びその連絡先に係る応急危険度判定連絡名簿を作成するものとする。

2 甲は、前項の名簿を作成した場合は、速やかに乙へ送付するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、会員判定士が応急危険度判定及び相談窓口業務の実施の際に要した交通費等の費用は負担しないものとする。

2 甲は、応急危険度判定業務に従事する会員判定士に係る全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領第4に規定する補償に要する費用を負担するものとする。

3 甲は、相談窓口業務に従事する会員判定士に係るボランティア保険による補償に要する費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する窓口は、甲においては応急危険度判定業務担当課、乙においては一般社団法人山形県建築士会山形支部事務局とする。

第11条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間の満了する日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、さらにこの協定の有効期間を当該満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 7月 5日

甲 上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形市松山三丁目3番15号

一般社団法人山形県建築士会山形支部

支部長 伊 藤 彰

災害時における相互応援に関する協定書

山形県上山市と北海道共和町は、地震、風水害その他の災害が発生し、被災市町独自では十分な応急措置が実施できない場合に、両市町間で相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な物資、資機材等の提供
- (3) 応急対策及び復旧に必要な職員派遣
- (4) その他前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第2条 前条に規定する協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにし文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書により提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び要請理由
- (2) 提供を要する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- (3) 派遣を要請する職員の職種及び人数
- (4) 応援の場所
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援経費の負担)

第3条 応援に要する経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

(情報及び資料の交換)

第4条 この協定に基づく援助が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年10月24日

山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市

上山市長

北海道岩内郡共和町南幌似38番地2

共和町

共和町長

災害時における相互応援に関する協定書

上山市及び小山町は、いずれかの市町域において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策にかかる災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 被災市町は、協定市町に対して文書により次の事項を明確にして要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等通信可能な手段により応援要請を行い、後に文書により提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市町において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断した場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市町の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とし、必要が生じた場合は協議を行い決定するものとする。

（情報及び資料の交換）

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次のとおり情報及び資料の交換を行う。

- (1) 防災担当者及び連絡担当者名簿を交換するものとする。
- (2) 地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、各市町長署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年6月26日

山形県上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2
小山町長 込 山 正 秀

災害時におけるタイヤ業務の支援協力に関する協定

上山市（以下「甲」という。）と有限会社カーフットショップ後藤（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合におけるタイヤ業務の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び上山市地域防災計画の趣旨に基づき、市内若しくは市外で大規模な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、甲が行う災害応急対策等に対する乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要と判断したときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、支援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の内容）

第3条 本協定に基づく支援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 車両タイヤの提供
- （2） 車両タイヤの交換作業
- （3） 車両タイヤの運搬作業
- （4） 車両タイヤ・ホイールの修理作業
- （5） その他甲が必要と認めるもの

（支援協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けた場合は、可能な限り要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

2 乙は、支援協力の実施に当たり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（支援の報告）

第5条 この協定に基づく支援協力を行った乙は、その状況を支援協力実施報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告できるものとし、事後、遅滞なく支援協力実施報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の支援協력에要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の申請により支援協力に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

(その他)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年8月25日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市
市長 横戸 長兵衛

乙 上山市河崎三丁目7番8号
有限会社 カーフットショップ後藤
代表取締役 後藤 孝治

災害時におけるタイヤ業務の支援協力に関する協定

上山市（以下「甲」という。）と有限会社タイヤプロショップ中川（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合におけるタイヤ業務の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び上山市地域防災計画の趣旨に基づき、市内若しくは市外で大規模な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、甲が行う災害応急対策等に対する乙の支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要と判断したときは、乙に支援協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、支援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の内容）

第3条 本協定に基づく支援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 車両タイヤの提供
- （2） 車両タイヤの交換作業
- （3） 車両タイヤの運搬作業
- （4） 車両タイヤ・ホイールの修理作業
- （5） その他甲が必要と認めるもの

（支援協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けた場合は、可能な限り要請事項を実施するため必要な措置をとるものとする。

2 乙は、支援協力の実施に当たり、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

（支援の報告）

第5条 この協定に基づく支援協力を行った乙は、その状況を支援協力実施報告書（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告できるものとし、事後、遅滞なく支援協力実施報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の支援協력에要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の申請により支援協力に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 協定終了の意思表示は、期間終了30日前までに行うものとする。

(その他)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、各条項について疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年8月25日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市矢来二丁目2番22号
有限会社 タイヤプロショップ中川
代表取締役 中 川 富 雄

山形県防災行政無線局の設置及び管理運用に関する協定書

(趣旨)

第1条 山形県知事 吉村美栄子（以下「甲」という。）と上山市長 横戸長兵衛（以下「乙」という。）とは、山形県防災行政無線の通信設備等（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(無線局の設置)

第2条 甲は、乙の管理する 上山市役所 の施設内に無線局を設置する。

(施設の貸与)

第3条 乙は、無線局の設置に必要な庁舎施設等を甲に貸与するものとする。

(管理運用)

第4条 無線局の管理運用は、甲が別に定める規程による。

(費用負担)

第5条 無線局の保守点検は、甲が行うものとし、その費用は、「山形県防災行政無線保守管理委託契約」に基づき算定した1無線局あたりの額の2分の1ずつを甲乙各々負担するものとする。

2 無線局の維持管理に要する費用（電気料、通信回線利用料、燃料料、その他機器に係る消耗品は、乙の負担とする。

3 衛星回線利用に要する費用は、1無線局あたりの額の2分の1ずつを甲乙各々負担するものとする。

4 無線局が故障又は損傷した場合の修繕は、甲が行うものとし、その費用は甲の負担とする。ただし、その故障又は損傷が乙の故意又は重大な過失による場合は、乙が修繕に要する費用を負担するものとする。

(設備の改修)

第6条 無線局の改修を行う場合は、甲乙相互に協議し合意の基に、甲が修繕を行う。

2 無線局の改修に要する費用は、その修繕に要する経費の2分の1ずつを甲乙各々負担するものとする。

(設備の移転)

第7条 乙が無線局の移転を行う場合、あらかじめ甲に協議してその承認を得るものとし、その費用は乙が負担する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間終了の日までに甲、乙双方から何ら意義を述べないときは、この協定は更に1箇年更新されるものとする。その後においても、また同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙が協議のうえ決定する。

なお、平成14年11月29日に締結した「山形県防災行政無線局の設置及び管理に関する協定書」は、平成29年9月30日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、双方明記押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成29年10月1日

甲 山形県知事 吉村美栄子

乙 上山市長 横戸長兵衛

災害時における放送要請に関する協定

上山市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山形（以下「乙」という。）は、甲内に地震、風水害、火山災害その他の災害又は武力攻撃事態等が発生し、若しくはそのおそれがある場合における緊急放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第22条の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第8条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続を定め、乙の所有する放送設備を使用して放送を行うことにより、災害の発生の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 甲において発生した災対法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 災害放送 前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたときに乙が他の放送に優先して行う放送であって、かつ、ラジオ起動電波を伴う臨時の放送をいう。
- (3) 国民保護 国民保護法第2条第3項に定める国民の保護のための措置をいう。
- (4) 緊急告知放送設備 第2号及び次号の放送を行うために乙が導入する、次に掲げる設備をいう。
 - ア 全国瞬時警報システム（以下「ジェイアラート」という。）受信機
 - イ 自動告知システム
 - ウ 放送装置制御器
 - エ コムフィス（Comfis）センター装置
- (5) 緊急割込放送 ジェイアラートにより緊急告知放送設備が自動起動して、放送中の番組に強制的に割り込んで放送されるラジオ起動電波を伴う緊急放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、災対法第57条の規定により、緊急を要する場合であって、特別の必要があるときは、乙に対して災害放送を要請できるものとする。

（要請の手続）

第4条 前条の規定による災害放送の要請（以下「災害放送の要請」という。）は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 災害放送の要請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 毎日午前9時から午後6時までの時間帯（次号に掲げる時間帯を除く。）乙が放送を行うスタジオに、電話、ファックス、電子メール等を用いて連絡する方法

(2) 前号に掲げる時間帯以外の時間帯及び乙が甲に事前に通知した乙のスタジオが無人となる時間帯
第8条に定める連絡責任者に連絡する方法

(運用)

第5条 乙は、災害放送の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

2 乙は、災害放送を行うときは、甲の要請の趣旨を変えずに放送するものとし、その情報源が甲である旨の放送をするものとする。

(要請の基準)

第6条 甲は、次の基準に基づき災害放送を要請するものとする。

(1) 甲内で災害等が発生し、又は発生のおそれがあり、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等が発令され、住民の避難が必要となったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、甲が災害等に関連する情報を保有し、緊急に住民に対して情報を伝達する必要があると判断したとき。

(放送の実施)

第7条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

2 乙は、全国瞬時警報システム業務規程（平成22年12月15日消防運第157号国民保護運用室長）第4条第1項各号に掲げる情報のうち、ジェイアラートにより自動起動した次の事項について、緊急割込放送をするものとする。

(1) 緊急地震速報

(2) 噴火警報

(3) 土砂災害警戒情報

(4) 住民に伝達することが必要な国民保護に関する情報

3 乙は、乙のスタジオが無人となる場合に緊急割込放送が行われたときは、その内容を速やかに文書等により甲に報告するものとする。

4 乙は、機器点検を兼ねて、甲乙協議のうえ定められた日時に試験放送を行うものとする。

5 乙は、災害放送又は緊急割込放送の要請に備え、乙の所有する緊急告知放送設備について正常な機能の維持に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者の氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手方に通報するものとする。

(費用の負担)

第9条 次に定める事項に関する費用については、甲の負担とする。

- (1) 災害放送及び緊急割込放送の実施
- (2) 試験放送等の実施

2 前項の費用の額、支払等については、甲乙が別途契約を締結する。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年12月19日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形市松山三丁目14番69号
株式会社エフエム山形
代表取締役社長 桑嶋 誠一

緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書

上山市（以下「甲」という。）、大塚製薬株式会社（仙台支店扱い：以下「乙」という。）及び株式会社佐藤総業（以下「丙」という。）は、甲乙間で平成30年4月23日に締結した「上山市と大塚製薬株式会社との健康づくりの増進に関する包括的連携協定」（以下「連携協定」という。）第2条第1項第7号及び同条第2項の規定により、乙の管理する緊急時解放備蓄型自動販売機（以下「本自販機」という。）の設置及び営業に関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙が所有又は管理する本覚書第6条に定める本自販機を設置し、商品を販売することを許可する。

（役割分担）

第2条 乙は、本自販機の設置、撤去及び保全、補修等の管理、商品の補充、賞味期限の管理、空容器の回収、商品の売上金等の回収、管理その他本自販機営業に必要な業務を行う。

2 甲は、設置場所の管理権限を有することの保証及び維持、本自販機への電気供給、本自販機が正常に稼働しない等、本自販機営業に支障が生じた場合若しくはそのおそれがある場合の乙への連絡又は乙による本自販機営業に必要な業務（前項に定める業務の遂行のために甲の敷地、建物内に入ることを含む。）の事前承諾を行うものとする。

（指定業者）

第3条 乙は、前条第1項に定める業務の全部又は一部を丙に代行させることができるものとし、丙の代表者役職等は以下のとおりとする。

事業者名	株式会社佐藤総業
代表者役職及び氏名	代表取締役社長 佐藤博幸
住所	山形県酒田市卸町1番地の3
電話番号	0234-24-2506

（甲の権利）

第4条 甲は、設置場所において災害が発生し、甲において災害対策本部又はそれに類するものが設置された場合、当該災害の規模により、以下のように本自販機内に在庫された庫内商品（以下「庫内商品」という。）を甲の責任で使用できるものとする。ただし、使用後は直ちに乙及び丙に連絡するものとする。

	災害の規模	庫内商品使用の条件
1	震度5強以上の地震が発生した場合	無条件で庫内商品を使用できる。
2	気象庁より大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等の警報が発令された場合	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、かつ、上山市中部地区公民館内に滞留せざるを得ない場合、庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火、大規模停電、テロ等の予期しない災害が発生した場合。ただし、事後相談が必要	
4	甲や乙に設置される「災害対策本部又はそれに類するもの」との通信手段の途絶等の理由により、甲及び上山市中部地区公民館内の間での指示命令ができない場合は、上山市中部地区公民館の責任者の判断をもって甲が設置する災害対策本部の判断とみなすことができるものとする。	

（承諾事項）

第5条 丙は、前条で定める災害の規模の事案が発生した場合、甲が乙から貸与された本自販機の鍵を用いて庫内商品が無償で使用することを承諾する。

2 甲は、善良なる管理者の注意をもって本自販機の鍵を管理する。

(対象自販機)

第6条 甲、乙及び丙は、本覚書で対象となる本自販機を以下のとおりとする。

所在地	山形県上山市十日町4番11号
設置場所	上山市中部地区公民館入り口右側
設置自販機機種	NS-18WP3236FB-HP (災害対応自販機)
機番	1907520330

(報告及び補てん)

第7条 第5条第1項に基づき丙が無償で提供した庫内商品について、丙は、提供した本数を速やかに乙に書面にて報告する。乙は、丙の報告に基づき、提供本数分を丙に対し補てんするものとする。補てん方法の詳細は、乙及び丙が別途協議のうえ決定する。

(有効期間)

第8条 本覚書の有効期間は、平成30年12月1日から平成35年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに甲、乙、丙いずれからも本覚書の変更又は解約の申入れがない場合、本覚書は、1年間自動的に延長され、以後も同様とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、設置場所を公共の用に供する必要が生じた場合は、甲は、1月前に乙及び丙に通知することで、本覚書を中途解約することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本覚書は、本自販機が撤去された場合は、当該撤去日をもって終了する。

(費用及び寄附等)

第9条 本自販機営業に必要な電気料は、乙が本自販機に備え付けたメーターに基づき甲が算出し、契約期間の毎月分を翌月末日までに、乙が丙を通じ甲の発行する納付書にて支払うものとする。

- 2 丙は、毎月末日で当月分の本自販機における売り上げを計算し、毎月売上額の10%を協力金として、契約期間の毎年4月～9月分を毎年10月末日までに、毎年10月～3月分を毎年4月末日までに、甲の指定する振込先に支払うものとする。なお、振込費用は丙の負担とする。
- 3 甲は、前項に定める協力金を、連携協定第2条第1項第6号に定める「上山型温泉クアオルト事業」に役立てるものとする。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈に疑義を生じた場合、甲、乙、丙は、誠意をもって協議し解決するものとする。

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年12月1日

甲 山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市長 横 戸 長兵衛

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

大塚製薬株式会社仙台支店
支店長 吉 田 雅 郎

丙 山形県酒田市卸町1番地の3

株式会社佐藤総業
代表取締役社長 佐 藤 博 幸

災害時の医療救護活動に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と一般社団法人上山市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（医療救護班の編成）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、相当数の医療救護班を編成するものとする。

2 甲は、乙と連携し、医療救護体制の確保に必要な支援を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。その際、医療救護を行う医師等は、必要と思われる医薬品等を可能な限り携行するものとする。

3 乙は、連絡手段の遮断等やむを得ない事情により、第1項の要請を受ける暇のない場合において、自ら必要と認めて医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合、甲は第1項の要請に関する規定に照らして適当と認めるときは、これを承認するものとし、甲の承認した医療救護班は第1項に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場に設置する救護所又は甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者等に対する応急処置等
- （2）後方医療機関への転送の指示等
- （3）助産の指示等
- （4）遺体の検案
- （5）その他救護活動に必要な活動

（医薬品及び衛生材料等）

第6条 医療救護に必要な医薬品、衛生材料等は、医療救護班の保有するものを使用することとする。

ただし、甲は、必要がある場合には補給の措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（医療救護活動の報告）

第8条 乙は、医療救護班ごとに必要な記録を行うとともに、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用については、別表に定める額を甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用については、医療救護活動の実施後において、費用弁償請求書（様式第1号）により、乙が一括して甲に請求するものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、医療救護班の医師及び看護師等が医療救護活動において負傷、疾病又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年山形県条例第66号)に準用して損害補償を行うものとする。なお、損害補償の支給を申請する場合は、損害補償支給申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から西暦2020年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月28日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市十日町7番8号
一般社団法人上山市医師会
会 長 原 田 一 博

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形県上山市（以下「上山市」という。）、山形三菱自動車販売株式会社（以下「山形三菱」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上山市内で自然災害、大規模停電その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、上山市が山形三菱から受ける電動車両（以下「車両」という。）及び車両からの給電を行う装置（以下「給電装置」という。）の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 上山市は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

（協力要請要領）

第3条 前条の規定による協力要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときには口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- （1）協力要請を行った者の職・氏名
- （2）車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
- （3）現地担当者の職・氏名
- （4）協力要請の理由
- （5）協力要請する車種及び台数
- （6）協力要請の期日及び引き渡し場所
- （7）その他必要な事項

（協力）

第4条 山形三菱は、上山市からの協力要請があった場合には速やかに車両及び給電装置を確保し、可能な範囲内で上山市に貸与するものとする。

- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送するものとする。
- 3 上山市は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するものとする。
- 4 引渡しの日時については、上山市及び山形三菱が協議して決定するものとする。

（使用上の留意事項）

第5条 上山市は、山形三菱から貸与を受けた車両及び給電装置を使用する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）使用条件を守り、安全な場所で使用する。
- （2）上山市内において使用する。
- （3）車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に速やかに連絡をする。

（賠償及び保険）

第6条 車両及び給電装置の使用申中又は協力要請中に発生した損害の賠償については、次のとおりとする。

- （1）事故等により、上山市及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明の場合は、上山市及び山形

三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 前号の場合において、上山市が賠償責任を負う場合の車両の保険適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。

ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、上山市が負担するものとする。

(3) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。

(4) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については上山市及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

第7条 山形三菱は、本協定第4条1項の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を上山市に提出するものとする。

(1) 貸与した車両及び車両登録番号

(2) 貸与した場所

(3) 貸与した日数及び走行距離

(4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。

ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降の貸与に係る費用は上山市の負担とし、この場合における車種別の1日当たりの費用については、上山市及び山形三菱が協議して決定するものとする。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における適正価格を基準として上山市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第10条 上山市は、第8条ただし書の費用について山形三菱から請求があったときは延滞なくこれを山形三菱に支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 上山市及び山形三菱は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(通知)

第12条 上山市は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第13条 本協定を実施するために必要な事項については、上山市及び山形三菱が協議の上実施細目で定めるものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるものの他、上山市及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに上山市又は山形三菱から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、上山市及び山形三菱が記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年9月27日

上山市

山形県上山市河崎一丁目1番10号

上山市長 横 戸 長兵衛

山形三菱

山形県山形市五十鈴三丁目1番6号

山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長 小 野 勉

災害時の医療救護活動等に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と一般社団法人上山市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科に係る医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（医療救護班の編成）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、相当数の医療救護班を編成するものとする。

2 甲は、乙と連携し、医療救護体制の確保に必要な支援を行うものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。その際、医療救護を行う歯科医師等（以下「医師等」という。）は、必要と思われる医薬品等を可能な限り携行するものとする。

3 乙は、連絡手段の遮断等やむを得ない事情により、第1項の要請を受ける暇のない場合において、自ら必要と認めて医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合、甲は第1項の要請に関する規定に照らして適当と認めるときは、これを承認するものとし、甲の承認した医療救護班は第1項に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場に設置する救護所、避難所、甲が指示する場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする患者に対する応急処置等
- (2) 後方医療機関への転送の指示及び転送順位の決定
- (3) 救護所、避難所等での治療及び口腔ケア
- (4) 遺体特定作業
- (5) その他救護活動に必要な活動

（医薬品及び衛生材料等）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料等は、医療救護班の保有するものを使用するものとする。

ただし、甲は、必要がある場合には補給の措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療救護活動の報告)

第8条 乙は、医療救護班ごとに必要な記録を行うとともに、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用については、別表に定める額を甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用については、医療救護活動の実施後において、費用弁償請求書(様式第1号)により、乙が一括して甲に請求するものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年山形県条例第66号)を準用して損害補償を行うものとする。なお、損害補償の支給を申請する場合は、損害補償支給申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月16日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横戸長兵衛

乙 上山市十日町5番19号
一般社団法人上山市歯科医師会
会長 高橋一弘

災害時の医療救護活動等に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と上山市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲、人数にて直ちに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。その際、薬剤師は、必要と思われる医薬品等を可能な限り携行するものとする。

3 乙は、連絡手段の遮断等やむを得ない事情により、第1項の要請を受ける暇のない場合において、自ら必要と認めて薬剤師を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。この場合、甲は第1項の要請に関する規定に照らして適当と認めたときは、これを承認するものとし、甲の承認した薬剤師は第1項に基づく薬剤師とみなすものとする。

（医薬品及び衛生資材の供給、管理等）

第3条 乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を可能な限り甲へ供給するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合に甲が市役所及び上山小学校、南小学校、体育文化センター等の避難所に設置する、災害時用備蓄倉庫に備蓄する医薬品等の維持管理に協力するものとする。

（薬剤師の活動場所）

第4条 薬剤師は、甲が災害現場に設置する救護所、避難所又は甲が指示する場所（以下「救護所等」という。）において、業務を実施するものとする。

（薬剤師の業務）

第5条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の調剤、服薬指導及び医薬品等に関する相談対応
- (3) 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理
- (4) その他医療救護活動に必要な活動

（調剤費）

第6条 救護所等における調剤費は、無料とする。

2 医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

（医療救護活動の報告）

第7条 乙は、乙が派遣した薬剤師に日報の作成を要請し、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する費用については、別表に定める額を甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用については、医療救護活動の実施後において、費用弁償請求書(様式第1号)により、乙が一括して甲に請求するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、乙が派遣した薬剤師等が医療救護活動において負傷、疾病又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年山形県条例第66号)を準用して損害補償を行うものとする。なお、損害補償の支給を申請する場合は、損害補償支給申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 2年 3月16日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市金生東一丁目10番16号
上山市薬剤師会
会 長 秋 葉 俊 之

災害時における避難所等利用の協力に関する覚書

上山市（以下「甲」という。）と山形県立上山高等養護学校（以下「乙」という。）は、災害の発生時における施設利用の協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、地震、土砂災害その他の災害の発生に際し、甲が乙の管理する施設を緊急避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として指定することに同意し、利用するうえでの基本的事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設の範囲）

第2条 甲が緊急避難場所として利用できる施設は、乙の体育館、グラウンドとする。

2 甲が避難所として利用できる施設は、乙の体育館とする

（避難所等の設置運営等）

第3条 避難所等の設置・管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、前条に規定する施設を避難所等として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

3 乙は、前項の要請に協力するため、当該施設の鍵を甲に貸与するものとする。この場合、甲は、善良なる管理者の注意をもって当該施設の鍵を管理しなければならない。

4 甲は、避難所等の設置後速やかに、避難所等の管理担当者の氏名及び連絡先を乙に報告するものとする。

5 甲は、避難所等の管理運営に必要な物資の備蓄・調達に努めるものとし、乙は、物資の備蓄・調達に必要な施設の使用について、学校運営を妨げない範囲で許可するものとする。

6 甲が備蓄・調達する物資については、災害時において、帰宅困難生徒のために可能な範囲で利用できるものとする。

（開設期間等）

第4条 避難所等の開設期間は、避難所開設の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙の認める範囲で期間を延長できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に正常な教育活動を再開できるよう配慮するものとする。

（避難所等の終了）

第5条 甲は、第2条に規定する施設の使用を終了する際は、現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は乙の管理する設備器具等を滅失、又は毀損したときも、同様とする。

（使用許可等）

第6条 甲が第2条に規定する施設を使用する場合、乙は、山形県教育財産管理規則（昭和60年山形県教育委員会規則第2号）に基づき目的外使用の許可を行うものとする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができるものとし、甲は、事後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 避難所等の設置運営に伴う電気料、上下水道料、ガス使用料、燃料費、及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定は、乙が行うものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月23日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市宮脇600番地
山形県立上山高等養護学校
校 長 沓 沢 聖

災害時における消防活動応援に関する協定

上山市（以下「甲」という。）と山形中央生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）と山形県コンクリート圧送協会（以下「丙」という。）は、災害時における消防活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の消防本部の管轄区域内で火災、地震、風水害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が実施する消防活動を乙及び丙の応援を得て速やかに実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（応援区域）

第2条 この協定に基づき、乙及び丙が応援の活動をする区域は、甲の消防本部の管轄区域とする。

（応援の種類）

第3条 甲が乙及び丙に要請する応援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 乙の組合員が所有する特殊車両を活用した消防用水の供給活動
- （2） 丙の組合員が所有する特殊車両を活用した活動
- （3） その他前2号の活動に伴い必要な業務

（応援の要請）

第4条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙及び丙に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙及び丙は、甲から要請書によって要請を受けた場合は、出動可能車種等を受諾書（様式第2号）で回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で受諾し、後日、速やかに受諾書を提出するものとする。

（応援の実施）

第5条 乙及び丙は、甲から応援の要請を受けたときは、可能な限り甲の指定する場所に特殊車両を派遣し、応援を実施するものとする。

2 乙及び丙は、応援するときは、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援の報告）

第6条 乙及び丙は、前条の規定により応援をしたときは、甲に対し、速やかに実施報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（経費負担）

第7条 第5条の規定による応援の実施に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 上記経費の内訳は、別表のとおりとし、経費に変更が生じた場合は、甲、乙及び丙がその都度内訳表等を提出する。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、第4条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれこの協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の

3月前までに甲、乙及び丙のいずれから解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙はそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月27日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形市江俣三丁目6番25号
山形中央生コンクリート協同組合
理 事 長 成 田 潔

丙 山形市大字十文字字天神東770番地
山形県コンクリート圧送協会
会 長 佐 藤 隆 彦

別表（第7条関係）

1 水輸送費

区 分	回 数	台 数	単 価
コンクリートミキサー車	1 回	1 台	5,000円

2 燃料費

区 分	単 位	単 価
ガソリン（無鉛）	1リットル	140円
軽油	1リットル	126円

災害に係る情報発信等に関する協定

山形県上山市（以下「甲」という）およびヤフー株式会社（以下「乙」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、上山市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年9月16日

甲 山形県上山市河崎一丁目1番10号
上山市
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

災害時の協力に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上山市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生に伴い大規模な停電が発生した場合において、甲及び乙が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、停電復旧に向けた見通し等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への社員の派遣）

第3条 乙は、災害により大規模な停電が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が災害対策本部を設置した場合には、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に乙の社員を派遣するものとする。また、甲は、必要に応じ乙の社員の派遣を要請できるものとする。

2 前項の規定により派遣された乙の社員は、災害情報の収集・伝達等に関する乙の窓口となり、必要に応じこの協定の履行に関する甲の連絡責任者との各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合には、乙の電力供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧に当たり、電源車等の復旧設備の使用については、優先的に復旧が必要な重要施設の状況を甲及び乙が共有した上で、乙により判断するものとする。

（電力設備の復旧に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力設備の復旧に支障を来す場合には、当該道路の迅速な復旧に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、災害時における乙の電力設備の復旧に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第7条 この協定に関する甲及び乙の連絡先は、甲においては上山市庶務課危機管理室、乙においては東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター総務課とし、甲及び乙は、相互の連絡体制を確認するために情報交換会を適宜開催するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月30日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形市本町二丁目1番6号
東北電力ネットワーク株式会社
山形電力センター所長 曾 根 賢 治

災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と株式会社エタニティ・タイシン（以下「乙」という。）とは、災害時における物資等の緊急輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上山市地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う緊急輸送の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するために必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（様式1）により緊急輸送の要請を行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急輸送の要請を必要とする事由
- (2) 必要とする車両数、車両種類及び人員
- (3) 物資の内容及び数量
- (4) 物資の積込み場所及び搬送先
- (5) 緊急輸送を必要とする期間
- (6) その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書（様式2）により報告するものとする。

- (1) 従事した車両数、車両種類及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により実施した緊急輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中止したときは、乙は、速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（損害賠償責任）

第7条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する事由により、事業用自動車の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、緊急輸送に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年山形県条例第66号）」に定めるところによりその損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市久保手4005の10
株式会社エタニティー・タイシン
代表取締役会長 渡 邊 眞

災害時における遺体の搬送等に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と株式会社エタニティ・タイシン（以下「乙」という。）とは、災害時における遺体の搬送等（以下「搬送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、その災害により多数の死亡者が発生した場合に、上山市地域防災計画に基づき、災害時の搬送を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う搬送の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、搬送を円滑に実施するために必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書（様式1）により搬送の要請を行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請の日時
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 要請の場所
- (5) 協力を要請する期間
- (6) その他要請に必要な事項

（実施）

第3条 乙は、甲から搬送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により搬送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書（様式2）により報告するものとする。

- (1) 搬送に従事した車両数、車両種類及び人員
- (2) 搬送した期間
- (3) 搬送した回数及び遺体数
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 第2条の要請により実施した業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲の要請事項の他に、乙が遺族の要請により搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中止したときは、乙は、速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する事由により、事業用自動車の使用者(同伴者を含む。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、搬送に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年山形県条例第66号)」に定めるところによりその損害を補償する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市久保手4005の10
株式会社エタニティ・タイシン
代表取締役会長 渡 邊 眞

災害発生時における宿泊施設等の提供に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）とかみのやま温泉旅館組合（以下「乙」という。）は、災害発生時における宿泊施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が甲内又は甲が災害発生時における相互応援協定を締結している自治体で発生した場合、甲の要請に応じ、乙の組合員が所有する旅館等（以下「宿泊施設等」という。）の要配慮者等への提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- （1） 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- （2） 障がい者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- （3） 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- （4） 乳児及びその保護者
- （5） 妊産婦及びその介助者
- （6） 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲が特に配慮が必要と認める者

（要請）

第3条 甲は、災害の発生により要配慮者等の避難所として宿泊施設等を必要とするときは、乙に対して、宿泊施設等の提供を要請するものとする。

2 前項に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等をもって要請し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- （1） 宿泊施設等における要配慮者等の宿泊（避難生活が長期にわたる場合は宿泊に付随する入浴及び食事の提供も含む。）
- （2） 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- （3） その他必要とする事項

（実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を文書で報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等により報告し、事後に速やかに文書を提出するものとする。

（使用目的）

第6条 甲は、宿泊施設等を避難所として使用する。その際、使用方法、使用範囲等について、甲乙協議のうえで決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれからも協定を解除する旨の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(費用の負担、請求及び支払い)

第8条 甲は、宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとし、当該負担は、甲乙協議のうえ、算出した額とする。

2 乙は、業務が完了したときは、組合員の業務実績を集計し、甲に対し一括して経費を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に際し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月22日

甲 山形県上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形県上山市矢来一丁目2番1号
かみのやま温泉旅館組合
組合長 吾 妻 永 朗

災害時における医薬品等の供給に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット山形支店（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動のために必要な医薬品等について、甲の要請に応じ、乙が医薬品等の供給を行うことに関して、必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

（医薬品等の範囲）

第2条 甲が乙に協力を要請する医薬品等の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げるもの
- (2) その他乙が供給可能なもの

（医薬品等の要請）

第3条 甲は、医療救護活動のため医薬品等を調達する必要がある場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に対し要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、甲は書面によらず要請し、事後において速やかに書面を乙に提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 医薬品等の品目、数量等
- (3) 配送の日時、場所等
- (4) その他必要な事項

（医薬品等の調達及び配送）

第4条 乙は、甲から前条に規定する要請を受けた場合は、可能な範囲で医薬品等の調達を行い、甲の指定する場所に配送するものとする。

2 乙は、必要に応じて甲に対し、医薬品等の配送の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第5条 前条に規定する業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時直前における通常の価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとし、医療救護活動の実施後において、費用弁償請求書（様式第1号）により、乙が一括して甲に請求するものとする。

（医薬品等の安定供給）

第6条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、医薬品等の高騰等の防止を図るとともに安定供給に努力し、甲はこれに協力するものとする。

（その他の協力事項）

第7条 甲及び乙は、災害時において、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有、又は管理する施設及び用地を物資集積場所等として提供すること。
- (2) 甲又は乙が収集した市内の被災状況、危険箇所、避難場所等に関する情報の相互提供
- (3) その他被災者への支援活動及び市民生活の早期安定のため必要と認められる事項

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(平時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発活動
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡担当窓口)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施に関し、連絡担当窓口を設けるものとし、相手方に通知するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出がない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名し、押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年5月24日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横戸長兵衛

乙 山形市蔵王松ヶ丘一丁目2番10号
株式会社バイタルネット山形支店
支店長 曾我武久

上山市及び上山警察署における災害相互協力協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、上山市（以下「甲」という。）及び上山警察署（以下「乙」という。）が災害時における相互協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力等の種別)

第2条 この協定書において相互協力を要する事項は次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害による人命救助活動
- (2) 多数の要救助者を伴う各種事故による人命救助活動
- (3) その他住民の生命、身体及び財産の保護に関し相互応援により事態対処の必要があると認める事項

(連絡体制の確立)

第3条 各機関における連絡体制は、次によるものとする。

- (1) 災害連絡担当者の設置 甲と乙（以下「2者」という。）は、災害対策に関する連絡担当者（以下「災害連絡担当者」という。）を設置し、事前に別記様式第1号（災害連絡担当者一覧）に基づき、役職、氏名及び連絡先について2者間で共有する。また、災害連絡担当者の不在等の場合であっても早急な連絡を要することを想定し、複数の副災害連絡担当者を設置する。
- (2) 夜間連絡体制の確立 災害連絡担当者のほか、執務時間外においても確実に連絡が取り合える各機関の窓口について、別記様式第2号（夜間連絡先）に基づき2者間で共有する。

(災害発生直後における職員派遣体制)

第4条 発災直後における関係機関職員の派遣に関しては、中央防災会議策定にかかる「防災基本計画」に基づき、迅速な情報共有を講じて被害規模の早期把握のために、甲災害対策本部に対し、乙から職員を派遣し、各機関が有する情報を提供し合い、効果的な情報共有を図るものとする。

(情報共有体制の確立)

第5条 甲は、乙に対して以下の情報を通知し、発災直後における住民の不安、混乱、発災に乗じた犯罪の発生の抑止に努めるものとする。

- (1) 避難所の開設状況、避難者数
- (2) ライフライン等の要警戒箇所
- (3) その他、時機を逸することのない災害等に関する事項

(情報の共有及び保護)

第6条 2者が共有する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び各機関が属する行政機関が定める個人情報保護規定に基づき保護するものとする。

(避難所等の警戒)

第7条 乙は、甲が開設した各避難所に対する警察官の派遣又は流動警戒により、犯罪の発生抑止に努めるものとする。

(訓練)

第8条 災害発生時の体制構築、運用をスムーズに行うことを目的として、2者は災害避難訓練及び情報伝達訓練を年に1回以上、合同で実施するものとする。

(防災情報の周知)

第9条 恒常的に市民の防災意識を高めるため、2者があらゆる機会を通じて災害被害防止に向けた広報啓発施策の推進に努めるものとする。

(協議、改廃等)

第10条 この協定書を実効あるか検証するとともに、改正し、又は廃止する場合は、2者間で協議して決定するものとする。

(保管)

第11条 この協定書の成立を証するため、正本2通を作成し、2者署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年6月24日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 上山市矢来三丁目7番50号
上山警察署長 中村 義則

災害時における被災者支援に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と山形県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上山市内で地震、風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のために土地家屋調査士が関与できる業務を、甲及び乙が相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 この協定において被災者支援の内容は、次に掲げる業務とする。

- （1） 不動産の表示に関する登記についての相談
- （2） 土地の筆界に関する相談
- （3） 筆界特定の手続に関する相談

（要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して支援業務を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

- （1） 要請の事由及び内容
- （2） 支援業務を実施する場所
- （3） 支援業務を実施する機関

（土地家屋調査士の派遣）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から土地家屋調査士業務に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（支援業務の場所の調整及び広報）

第5条 甲は、支援業務を行う場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第2条に規定する支援業務に要する費用は無償とする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月16日

甲 上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形市緑町一丁目4番35号
山形県土地家屋調査士会
会 長 今 野 茂

災害時における下水道管路施設復旧支援協力に関する協定

上山市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道施設及び農業集落排水処理施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道施設の管路施設及び農業集落排水処理施設の管路施設（以下「協定下水道施設」という。）の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は上山市上下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部山形県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は業務内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員及び機材等をもって遂行する。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の甲の要請に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、甲から要請があったとき、支援協力する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援協力した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年12月23日

甲 山形県上山市河崎一丁目1番10号
上山市長 横戸 長兵衛

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

災害時等における救援活動の協力に関する協定書

上山市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、上山市域において地震、風水害その他の災害若しくは重大な事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）又は発生するおそれがある場合の被災者等（帰宅困難者及び地域住民を含む。以下同じ。）の救援活動の協力に関する事項について定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1） 乙は、乙の店舗及び関係機関（以下「店舗等」という。）において保有する飲料水、食糧及び生活物資等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- （2） 乙は、店舗等において、被災者等に対し、甲の広報やテレビ、ラジオで知り得た災害情報を提供すること。
- （3） 乙は、避難場所等として駐車場を一時的に提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について、必要に応じて相互協力を要請することができるものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の要請は、救援活動協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により申請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 物資等の引渡し場所は、原則として乙の指定する場所（店舗等）において行うものとする。ただし、乙が運搬可能な場合においては、甲の指定する場所に運搬するものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資等の確認を行い引き取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において、救援活動協力完了報告書（様式第2号）を受け取るものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定により救援活動の協力を要した費用（以下「救援活動の費用等」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 救援活動の費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
- 3 甲は、乙から救援活動の費用等に係る請求があったときは、災害発生による混乱が沈静化した後、すみやかに支払うものとする。

（通知及び連絡体制）

第6条 甲及び乙は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度相手方に通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時等の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月5日

甲 上山市河崎一丁目1番1号
上山市長 横 戸 長兵衛

乙 山形市あこや町三丁目8番9号
株式会社ヤマザワ
代表取締役社長 古山 利昭

地震等大規模災害時における初動動員及び活動要領

(目的)

第1条 この要領は、職員の執務時間外及び休日に、突発的に大規模災害が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合において、上山市地域防災計画（以下「防災計画」という。）第2編第2章第1節に基づく上山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が組織され、本来の機能を維持できるに至るまでの間に、市職員が速やかに応急対策等に対応することを目的とする。

(初動動員の発令)

第2条 職員の執務時間外及び休日に次の各号に該当する事象が発生したときは、初動動員が発令されたものとみなす。

- (1) 市域内で突発的に大災害等が発生し、建築物の倒壊、道路・橋梁の損壊、火災の延焼拡大及びライフラインの機能停止等が確認され、防災計画第2編第2章に規定する災害対策本部及び動員計画が速やかに組織できない災害状況にあるとき。
- (2) 山形地方気象台が震度6弱以上観測し、発表したとき。
- (3) 市長が初動動員の必要があると認めたとき。

(解除)

第3条 次の各号に該当したときは、初動動員を解除する。

- (1) 市長が、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき。
- (2) 災害対策本部が運営されるに至ったとき。

(職員の動員)

第4条 初動動員は、全職員をもって充てるものとする。ただし、健康上の理由で対応できない職員はこの限りでない。

(職員配置)

第5条 初動動員における職員配置は、原則次のとおりとする。

1 本部職員	(1) 防災計画第2編第2章第1節第2項第3号に規定する班長 (2) 庶務課、市政戦略課、財政課、農林夢づくり課、建設課、上下水道課の職員及び健康推進課又は子ども子育て課職員のうち保健師業務に携わる職員 (3) その他応急対策等に必要な職員
2 施設配置職員	(1) 教育委員会管理課学校給食センター及び同各小中学校の職員（ただし、教育委員会各小中学校の職員は、当該地区配置職員を兼ねるものとする。） (2) 教育委員会生涯学習課図書館の職員
3 地区配置職員	上記以外の職員

(参集場所及び参集職員)

第6条 参集場所及び参集職員は、原則次のとおりとする。

職員配置	参集場所	参集職員
本部職員	市庁舎	第5条の表第1項第1号に定めた本部職員
施設配置職員	各施設	第5条の表第1項第2号に定めた施設配置職員
地区配置職員	市庁舎	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	上山小学校	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	山元地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	西郷地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	本庄地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	東地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員

職員配置	参集場所	参集職員
地区配置職員	宮生地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	中川地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	中山地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	中部地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	南部地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	北部地区公民館	原則、当該施設のある地区近隣に居住する職員
	最寄りの参集場所	居住地以外で発令を確認した職員

(参集手段)

第7条 徒歩並びに自転車及び自動二輪車等の利用を原則とするが、参集道程の事情に合わせ、安全かつ避難及び災害応急活動を阻害しない手段により参集するものとする。

(業務)

第8条 初動動員体制による業務は、次のとおりとする。

区分	業務
本部職員	1 災害対策本部の維持に関すること。 2 防災計画第2編第2章第1節第2項第3号に規定する分掌事務に関すること。
施設配置職員	1 当該施設利用者等の安全確保に関すること。 2 当該施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 防災計画第2編第2章第1節第3項第3号に規定する分掌事務に関すること。 4 当該施設の開錠及び確保に関すること。(当該施設の施設配置職員が充たる。) 5 災害対策本部の指示業務に関すること。
地区配置職員	1 参集施設の開錠及び確保に関すること。 2 当該施設避難者の対応に関すること。 3 当該施設避難者の安全確保に関すること。 4 当該施設の維持管理に関すること。 5 地区内被害状況の把握に関すること。 6 災害による救助者の把握と関係署への連絡に関すること。 7 防災計画第2編第2章第1節第3項第3号に規定する分掌事務に関すること。 8 災害対策本部の指示業務に関すること。

(総括責任者)

第9条 本部総括班長は、第14条の職員配置計画の報告を受け、毎年配置職員毎に総括責任者を任命する。

ただし、総括責任者が不在の場合は、参集した職員の中の最上位職階者が当たるものとする。

(総括責任者の業務)

第10条 総括責任者は、初動動員体制を組織し、動員職員に対し業務の指示を行う。

(通信連絡体制)

第11条 通信連絡は、防災行政無線並びに電話及び口頭による伝達とし、伝達者を選定するなど連絡体制を確保する。

(本部への連絡)

第12条 総括責任者は、初動体制が組織された時点で、災害対策本部に対して速やかに次の事項を報告する。

区分	報告事項
施設配置職員	1 当該施設利用者等の状況 2 当該施設の被害状況 3 動員職員の状況 4 災害応急対策に必要な事項
地区配置職員	1 地区内の被害状況 2 救助者の有無と現場の状況 3 避難者の人員及び避難所の状況等 4 動員職員の状況

区 分	報 告 事 項
地区配置職員	5 災害応急対策に必要な事項

(相互応援体制)

第 13 条 地区配置職員と施設配置職員は、相互に協力しあうものとし、動員職員に不足が生じたときは、本部長の指示により、配置職員の調整を行うものとする。

(職員の配置計画)

第 14 条 防災計画第 2 章第 2 節に規定する動員・配備計画策定の際に、初動動員配置職員の区分及び参集場所の計画を策定し、本部総括班長に報告するものとする。

(関係資料の常設)

第 15 条 各施設に次の資料を常設するものとする。

- (1) 地震等大規模災害における初動動員及び活動要領
- (2) 初動動員体制計画に基づく配置職員名簿
- (3) 当該地区の詳細図
- (4) 当該地区内の避難所及び公的施設一覧表
- (5) 関係機関名及び電話番号一覧表

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 8 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

気象庁震度階級関連解説表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものもある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

6 大規模構造物への影響

周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

気象警報・注意報発表基準

(山形地方気象台 令和2年8月6日現在)

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111	
	洪水	流域雨量指数基準	前川流域=15.4、須川流域=16.4		
		複合基準 ※1	—		
		指定河川洪水予報による基準	須川上流「坂巻・石堂」		
	暴風	平均風速	18m/s		
	暴風雪	平均風速	18m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30cm		
		山沿い	12時間降雪の深さ 40cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5		
		土壌雨量指数基準	92		
	洪水	流域雨量指数基準	前川流域=12.3、須川流域=13.1		
		複合基準 ※1	前川流域=(7, 9.8)、須川流域=(7, 13.1)		
		指定河川洪水予報による基準	須川上流「坂巻・石堂」		
	暴風	平均風速	12m/s		
	暴風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 25cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	融雪により浸水等の被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	①最小湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上			
	なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 30cm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上 ②山形地方気象台の日平均気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 180cm 以上 ③山形地方気象台の日最高気温 5℃以上で肘折（アメダス）の積雪 300cm 以上 ④12 月は日降水量 30mm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上			
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が -7℃以下、又は -4℃以下で平均風速 5m/s 以上のとき ②日平均気温が -3℃以下が数日続くとき				
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温 2℃以下 (早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)				
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が -2℃より高い場合				
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100 mm			

※ 1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

警戒レベル

1 経緯

中央防災会議防災対策実行会議「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」でとりまとめられた報告等を踏まえ、平成31年3月29日に「避難勧告等に関するガイドライン」の一部が改定された。

今回の改定により、時期出水期（令和元年6月頃）から、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に理解できるよう、洪水・土砂災害において5段階の警戒レベルを用いて避難情報等を伝達することとなった。また、令和3年5月20日から、警戒レベル4避難指示で必ず全員が避難することとなった。

2 警戒レベルと避難行動等

警戒レベル	避難情報等	発令された際の避難行動等	
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況です。安全な避難ができず命が危険な状態です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	市が発令
警戒レベル4	避難指示	速やかに避難場所へ避難をしましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に全員避難をしましょう。	
警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間を要する人（高齢者や障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	避難に備え、「上山市防災ファイル」等により、自らの避難行動を確認しましょう。	気象庁が発表
警戒レベル1	早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。	

3 上山市の避難情報等の伝達手段等

- ・携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）
- ・防災ラジオでの緊急放送
- ・市広報車による呼びかけ
- ・市ホームページ等による情報提供
- ・各自主防災会等を通じた情報伝達

被害の判定基準

上山市地域防災計画における被害の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものであるいは死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明であり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。）	
	全壊 全焼 流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊 半焼	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分がその住家の床面積70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	住家の床上以上浸水したものと及び全壊等半壊等に該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に使用することができないものとする。	
	床下浸水	「床下浸水」は、住家の床以上に達しない浸水程度ものとする。	
	一部破損	半壊、半焼にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
非住家	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないもの	
	その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。	
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法（昭和23年法律第20号）第1条に規定する病院および診療所とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。	
	清掃施設	ゴミ処理施設およびし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	

被害区分		判定基準
その他の被害	被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの、流失し、所在不明となったもの及び修理しなければ航行不能の被害。
	電話	通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
建物	建物	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
	危険物	
	その他	
り災者	り災世帯数	災害により被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
災害の態様	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が 1/20 以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設をいうものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、港湾施設および共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村数	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害が、例えば、工業原材料、商品、生産機械・器具とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設被害とする。

(注)

- 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」に被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があったものとする。
- 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価額又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済みのものについては、その査定額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 ※ 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能							
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり5,714,000円以内。 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内 5 賃貸住宅の居室を借り上げて実施し、これに収容することができる。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊、全焼、流失			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊、半焼、床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600				
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 595,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)	1 教科書費 (1) 小学校児童及び中学生徒 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内(1人当たり) 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校生徒等 5,200 円	災害発生の日から1ヵ月以内(教科書) 15日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12才以上)215,200 円以内 小人(12才未満)172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,900円 薬剤師 14,500円 保健師、助産師、看護師 14,000円 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施工令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出の区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の生産をする事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

防災関係機関

機関名	住 所	電話	F A X
国土交通省東北地方整備局 山形河川国道事務所	山形市蔵王成沢 47	688-8421	688-8391
農林水産省東北農政局山形農政事務所	山形市松波一丁目 3-7	622-7231	632-1509
仙台管区気象台山形地方気象台	山形市緑町一丁目 5-48	622-2262	625-3198
山形県環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局危機管理課	山形市松波二丁目 8-1	630-2231	633-4711
山形県村山総合支庁総務企画部総務課	山形市鉄砲町二丁目 19-68	621-8107	624-3056
山形県村山総合支庁建設部河川砂防課	山形市鉄砲町二丁目 19-68	621-8225	623-5532
山形県村山総合支庁建設部道路課	山形市鉄砲町二丁目 19-68	621-8210	625-5190
山形県消防防災航空隊	東根市若木字七窪 5670	0237 -47-3275	0237 -47-3277
上山警察署	上山市矢来三丁目 7-50	677-0110	673-2511
陸上自衛隊第六師団 (3 部防衛班)	東根市神町南三丁目 1-1	0237 -48-1151	0237-48-11 51-5754
山形統合ダム管理課	山形市小白川町四丁目 10-7	631-3526	625-3240
前川ダム	上山市川口字忠川山 1439	673-3331	
菖蒲川ダム	上山市菖蒲字十八坂 492	674-3265	
生居川ダム	上山市中生居字中沖 1160-9	674-3265	
山形県村山保健所	山形市十日町一丁目 6-6	622-2543	622-0191
東日本旅客鉄道株式会社かみのやま温泉駅	上山市矢来一丁目 1-1	672-0049	672-0049
東日本電信電話株式会社山形支店	山形市薬師町二丁目 18-1	621-9670	631-1134
ヤマト運輸株式会社山形主管支店	山形市上柳 48-1	687-4074	686-3327
東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター	山形市本町二丁目 1-6	634-8030	625-8153
社団法人山形県トラック協会	山形市流通センター四 丁目 1-2	633-2332	623-0989
上山市医師会	上山市十日町 7-8	672-6758	672-6199
上山建設クラブ	上山市沢丁 3-21	672-2002	672-2002
上山市土地改良区	上山市金生東二丁目 15-26	672-0419	672-0530
上山市商工会	上山市南町 8-21	672-2057	672-3916
上山アマチュア無線クラブ	上山市矢来三丁目 4-14	672-3322	672-3322
山形市総務部防災対策課	山形市旅籠町二丁目 3-25	625-1177	624-8847
天童市総務部危機管理室	天童市老野森一丁目 1-1	654-1111	653-0714
山辺町総務課	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5	667-1119	667-1108
中山町総務企画課	東村山郡中山町長崎 120	662-4899	662-2991

報道機関

社・局・支部	住 所	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	625-9515	633-2842
山形放送	山形市旅籠町二丁目 5-12	622-6360	632-5942
山形テレビ	山形市城西町五丁目 4-1	647-1315	644-2496
テレビユー山形	山形市白山一丁目 11-33	624-8135	624-8372
さくらんぼテレビジョン	山形市落合町 85	635-2111	635-2110
エフエム山形	山形市松山 3 丁目 14-69	625-0804	625-0805
山形新聞社	山形市旅籠町二丁目 5-12	622-5271	641-3106
山形新聞社上山支局	上山市河崎二丁目 1-5	672-5821	672-7670
朝日新聞社山形支局	山形市六日町 7-10	622-4868	622-4871
読売新聞社山形支局	山形市あこや町三丁目 15-27	624-2121	624-0730
毎日新聞社山形支局	山形市七日町五丁目 9-17	622-4201	628-2011
産経新聞社山形支局	山形市東原町三丁目 12-8	623-0241	628-3018
河北新報社山形総局	山形市あこや町三丁目 12-11	622-2411	642-5059
日本経済新聞社山形支局	山形市十日町二丁目 4-19	622-2072	642-8854
時事通信社山形支局	山形市十日町一丁目 3-29	631-2157	641-4958
共同通信社山形支局	山形市旅籠町二丁目 5-12	622-5344	622-5362

自主防災組織

地区区分 及び地区数	組織数	組織名
本庁地区 50 地区	51 組織	二日町 1、二日町 2、上十日町、中十日町、下十日町、上新丁、 下新丁、北町、栄町、八日町 1、八日町 2、美咲町、東町、矢来 1、 矢来 2、矢来 3、矢来 4、石堂、沢丁、新湯、荒町、八幡丁、仲丁、 湯町、湯町新道、軽井沢、御井戸丁、新町、四ツ谷、大石、旭町、 弁天、南町、長清水 1、長清水 2、三本松、石崎 1、石崎 2、河崎、 松山、西山、久保手、金瓶、葉山、朝日台、金生 1、金生 2、金生 3、 金生 4、金生 5、スカイタワー
西郷地区 8 地区	8 組織	高松、石曾根、川口、赤坂、藤吾、阿弥陀地、小穴、細谷
本庄地区 7 地区	6 組織	関根、相生、三上、皆沢、檜下、赤山
東地区 7 地区	7 組織	牧野、原口、須田板、小笹、久保川、大門、菖蒲
宮生地区 4 地区	4 組織	宮脇、下生居、中生居、上生居
中川地区 14 地区	15 組織	糸目、仙石、泉川、金谷、足ノ口、甲石、高野、薄沢、永野、蔵王、 権現堂、小倉、棚木、坊平、蔵王ペンション村
中山地区 2 地区	2 組織	中山第 1、中山第 2
山元地区 8 地区	8 組織	須刈田、狸森、元屋敷、菅、前丸森、入丸森、境、中ノ森

※ 地区数 99 地区（令和 5 年度より柏木地区が減）

自主防災組織 101 組織

指定緊急避難場所

番号	所在 地区	施設・場所名	所在地	面積 (㎡)	対象とする異常な現象の種類				
					洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	大規模 な火事	火山 現象
1	本庁 地区	上山小学校（グラウンド）	元城内 5-5	10,000			○		
2		上山小学校（体育館）		864	○	○	○		○
3		南小学校（グラウンド）	けやきの森 1-1	16,381			○		
4		南小学校（体育館）		1,463		○	○		○
5		南中学校（グラウンド）	長清水三丁目 7-1	22,073			○		
6		南中学校（体育館）		1,264		○	○		○
7		北中学校（グラウンド）	泉川字松の木 110	37,381			○	○	
8		北中学校（体育館）		1,050		○	○		○
9		三友エンジニア体育文化センター	けやきの森 2-1	3,004			○	○	○
10		生涯学習センター（グラウンド）	東町 3-61	16,307			○		
11		生涯学習センター		2,022		○	○		○
12		県立上山明新館高等学校（グラウンド）	仙石 650	47,997			○	○	
13		県立上山明新館高等学校（体育館）		2,608	○	○	○		○
14		北部地区公民館（広場）	弁天一丁目 6-8	2,865			○		
15		北部地区公民館		137	○	○			○
16		南部地区公民館	河崎一丁目 1-23	232			○	○	○
17		中部地区公民館	十日町 4-11	871			○	○	○
18		県立上山高等養護学校（グラウンド）	宮脇 600	7,817			○		
19		県立上山高等養護学校（体育館）		576		○	○		○
20		市民公園	河崎一丁目字石崎 70-2	9,500			○		
21		月岡公園	元城内 50-3	30,000			○		
22		鷲ヶ袋公園	旭町二丁目 191-22	2,000			○		
23		長清水公園	矢来四丁目 272-3	3,400			○		
24		金瓶児童遊園	金瓶字原 23-2	1,680			○		
25		久保手農村公園	久保手字久保手 4301	2,493			○		
26		市民総合運動広場	長清水字鞍掛 909	21,550			○	○	
27		市民球場	けやきの森 1-2	13,000			○		
28		旧上山農業高等学校（グラウンド）	弁天二丁目 809	22,982			○		
29		三千刈児童遊園	朝日台一丁目 4	2,349			○		
30	西郷 地区	旧西郷第一小学校（グラウンド）	阿弥陀地字上原 906-1	8,710			○		
31		旧西郷第一小学校（体育館）		396	○	○	○		○
32		旧西郷第二小学校（グラウンド）	高松字南沢 1335	4,243			○		
33		旧西郷第二小学校（体育館）		360			○		○
34		西郷地区公民館（広場）	藤吾字下原 412-3	2,458			○		
35		西郷地区公民館		170	○	○	○		○
36		南部体育館	藤吾字下原 412-3	690	○	○	○		○
37		細谷児童遊園	細谷 33	593			○		
38		旧川口児童遊園	川口字北裏 70-5	761			○		

番号	所在 地区	施設・場所名	所在地	面積 (㎡)	対象とする異常な現象の種類				
					洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	大規模 な火事	火山 現象
39	本庄 地区	旧本庄小学校 (グラウンド)	皆沢字宝 126-1	8,076			○		
40		旧本庄小学校 (体育館)		446	○	○	○		○
41		本庄地区公民館	皆沢字鶴巻 1247-1	250	○	○			○
42		檜下農村公園	檜下字流町 1067	1,880			○		
43		関根農村公園	関根字中通 1129	706			○		
44		旧本庄小学校赤山分校 (グラウンド)	檜下字赤山裏 1469-1	826			○		
45	東 地区	宮川小学校 (グラウンド)	須田板字原際 784-1	8,141			○		
46		宮川小学校 (体育館)		602	○	○	○		○
47		宮川中学校 (グラウンド)	牧野字中原 1945-2	10,326			○		
48		宮川中学校 (体育館)		684	○	○	○		○
49		東地区公民館	須田板字原際 742-2	187	○	○	○		○
50		上山南部地区農業者等トレーニングセンター	牧野字中原 1912	690	○	○	○		○
51	宮生 地区	旧宮生小学校 (グラウンド)	下生居字森 752	5,016			○		
(再掲)		宮川中学校 (グラウンド)	牧野字中原 1945-2	10,326			○		
(再掲)		宮川中学校 (体育館)		684	○	○	○		○
52		宮生地区公民館	下生居字屋敷前 288	230	○	○			○
53		上生居農村公園	下生居字ザイケ 1443-1	860			○		
54	中川 地区	中川小学校 (グラウンド)	金谷字水神河原 1189-2	5,125			○		
55		中川小学校 (体育館)		690	○	○	○		○
(再掲)		北中学校 (グラウンド)	泉川字松の木 110	37,381			○		
(再掲)		北中学校 (体育館)		1,050		○	○		○
(再掲)		県立上山明新館高等学校 (グラウンド)	仙石 650	47,997			○		
(再掲)		県立上山明新館高等学校 (体育館)		2,608	○	○	○		○
56		中川地区公民館 (広場)	高野字念仏壇 66-3	6,600			○		
57		中川地区公民館		165	○	○	○		○
58		中川農業者等トレーニングセンター	高野字念仏壇 127-3	520	○	○	○		○
59		Z A Oたいらぐら	蔵王坊平国有林 241 林班	891	○	○	○		○
60	旧中川小学校小倉分校 (グラウンド)	小倉字植ノ山 571	2,093			○			
61	旧中川小学校蔵王分校 (グラウンド)	蔵王字カタカリ 2520	1,157			○			
62	中山 地区	中山運動広場	中山字壁屋敷 5605	9,790			○		
63		中山体育館	中山字壁屋敷 5612	600	○	○	○		○
64		中山地区公民館	中山字上町貳 3156	175	○	○			○
65	山元 地区	山元運動広場	狸森字久々取 500-6	4,287			○		
66		山元体育館	狸森字久々取 511-4	559	○	○			○
67		山元地区公民館	狸森字久々取 511-1	169	○		○		○

指定避難所

番号	所在 地区	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容人数 (3㎡/人)
1	本 庁 地 区	上山小学校（体育館）	元城内 5-5	672-1400	865	288
2		南小学校（体育館）	けやきの森 1-1	673-3130	1,463	487
3		南中学校（体育館）	長清水三丁目 7-1	672-1500	1,264	421
4		北中学校（体育館）	泉川字松の木 110	672-1502	1,050	350
5		三友エンジニア体育文化センター	けやきの森 2-1	673-2288	3,004	1,001
6		生涯学習センター	東町 3-61	673-1621	2,022	674
7		北部地区公民館	弁天一丁目 6-8	672-2545	137	45
8		南部地区公民館	河崎一丁目 1-23	673-7255	232	77
9		中部地区公民館	十日町 4-11	673-2588	871	290
10		県立上山明新館高等学校（体育館）	仙石 650	672-1700	2,608	869
11		県立上山高等養護学校（体育館）	宮脇 600	672-3936	576	192
12	西 郷 地 区	旧西郷第一小学校（体育館）	阿弥陀地字上原 906-1	—	396	132
13		旧西郷第二小学校（体育館）	高松字南沢 1335	—	360	120
14		西郷地区公民館	藤吾字下原 412-3	672-2540	170	56
15		南部体育館	藤吾字下原 412-3	672-2540	690	230
16	東 地 区	宮川小学校（体育館）	須田板字原際 784-1	674-2816	602	200
17		宮川中学校（体育館）	牧野字中原 1945-2	674-3058	684	228
18		東地区公民館	須田板字原際 742-2	674-3303	187	62
19		上山南部地区農業者等トレーニングセンター	牧野字中原 1912	674-3306	690	230
(再掲)	宮 生 地 区	宮川中学校（体育館）	牧野字中原 1945-2	674-3058	684	228
20		宮生地区公民館	下生居字屋敷前 288	674-3304	230	76
21	本 庄 地 区	旧本庄小学校（体育館）	皆沢字宝 126-1	—	446	148
22		本庄地区公民館	皆沢字鶴巻 1247-1	674-3302	250	83
23	中 川 地 区	中川小学校（体育館）	金谷字水神河原 1189-2	679-2234	690	230
(再掲)		北中学校（体育館）	泉川字松の木 110	672-1502	1,050	350
(再掲)		上山市生涯学習センター	東町 3-61	673-1621	2,022	674
24		中川地区公民館	高野字念仏壇 66-3	679-2501	165	55
25		中川農業者等トレーニングセンター	高野字念仏壇 127-3	679-2100	520	173
(再掲)		県立上山明新館高等学校（体育館）	仙石 650	672-1700	2,608	869
26		ZAOたいらぐら	蔵王坊平国有林 241 林班	677-0283	891	297
27	中 山 地 区	中山体育館	中山字壁屋敷 5612	—	600	200
28		中山地区公民館	中山字上町式 3156	676-2553	175	58
29	山 元 地 区	山元体育館	狸森字久々取 511-4	—	559	186
30		山元地区公民館	狸森字久々取 511-1	675-2311	169	56
31	福 社 避 難 所	特別養護老人ホームみずほの里	牧野字清水 21-1	674-3388	—	—
32		地域密着型特別養護老人ホームながすずの里	長清水二丁目 5-19	666-7780	—	—
33		特別養護老人ホーム蓬仙園	金谷字藤木 2401	679-2366	—	—
34		養護老人ホーム蔵王長寿園	金谷字土矢倉 307-1	672-0561	—	—
計					22,566	7,514

医療救護所設置予定施設

番号	施設名	所在地	電話番号
1	山元運動広場（山元体育館）	狸森字久々取 511-1	675-2311
2	南中学校	長清水三丁目 7-1	672-1500
3	北中学校	泉川字松の木 110	672-1502
4	宮川中学校	牧野字中原 1945-2	674-3058

臨時ヘリポート

番号	施設の名称	所在地	連絡先	電話番号
1	市民総合運動広場	長清水字鞍掛 909	体育文化センター	673-2288
2	猿倉イベントパーク	永野字蔵王山 3144	市観光課	672-1111
3	市民球場	けやきの森 1-2	市生涯学習課	672-1111
4	坊平旧高原ロッジ駐車場	菖蒲外二字末沢山外 42	市観光課	672-1111
5	生居川ダム（花森湖）駐車場	中生居字長沖 1159-10	上山市土地改良区	672-0419
6	前川ダム南側広場	石曾根字忠川 1533	山形統合ダム管理課	631-3526
7	石堂地内多目的グラウンド	石堂（須川河川敷）	市建設課	672-1111

<ヘリポートの安全対策等>

(1) 離着陸場の整備

- ・ 離着陸帯を表示する。(直径 10m で、上空から確認しやすいように石灰等に表示する。)
- ・ 周辺の障害物を除去すること。(離着陸帯周辺の飛散物(紙、ビニール、板等)は、撤去又は固定する。)
- ・ 散水。(ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないようにできるだけ散水)
- ・ 立入禁止の措置を講ずること。(危険防止のため、各出入口を閉鎖する。あるいは、場内にいる人を排除する等の立入禁止措置をとる。)
- ・ 吹流しの設置、又は発煙筒の準備をすること。(通常ヘリコプターは、機首を風上の方向に向けて着陸するので、離着陸場においては、吹流し、又は発煙筒を着陸地点から約 40～50m 離れた位置に設置する。)

(2) 係員の配置

- ・ 安全員の配置をすること。(出入口等に安全員を配置して安全確保に努める。)
- ・ ヘリコプター誘導員を配置すること。(進行方向を考慮し、着陸帯から 20m～30m 離れた風上に誘導員を配置して誘導する。)
- ・ 服装等に気をつけること。(身の安全を確保するため、安全帽、防塵眼鏡及びマスク等を装着する。作業服のファスナー、ボタンを必ず閉め、風圧により飛散しやすい物は、身につけない。)

(3) ヘリコプター着陸後の危険防止

- ・ 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。
- ・ ヘリコプターは、着陸してもローターは回転しているので、隊員の指示に従い行動すること。
- ・ アンテナを伸ばした携帯無線機、又は長いものを持ったまま、ヘリコプターに近づかないこと。
- ・ ヘリコプター後方のテールローターには絶対近づかないこと。

要配慮者施設

番号	施設名	所在地	電話番号	浸水想定	土砂災害
1	蓬仙園 (デイサービス)	高野字下小屋 176-1	679-2366		○
2	ながすずの里	長清水二丁目 5-19	666-7780	○	
3	有料老人ホーム スダ	美咲町一丁目 3-25	677-0030	○	
4	グループホームながすず	長清水二丁目 5-19	666-7780	○	
5	須田医院グループホーム	美咲町一丁目 2-18	673-7900	○	
6	山形育成園	金谷字金ヶ瀬 1111	673-2575	○	
7	ディサポートさくら	狸森久々取 513-3	675-2155		○
8	こ・こあハウス	東町 3-30	673-6277	○	
9	あゆも	東町 3-30	673-6277	○	
10	上山いずみの家	東町 3-31	673-1456	○	
11	ふぁーすと・すてっぷ	十日町 9-8	665-5321	○	○
12	みなみ保育園	河崎一丁目 1-45	672-0144	○	
13	しらざき保育園	金生東二丁目 6-54	672-0025	○	○
14	子供の城保育園	高野字飯ノ森 25-1	673-5665		○
15	総合子どもセンターめんごりあ	二日町 10-25	672-5407	○	
16	かしのき幼稚園・お日さま	泉川字東河原 360	673-5547	○	
17	山形ひかり学園	金谷字金ヶ瀬 1111	672-2377	○	
18	おれんじ学園かみのやま	二日町 10-25 二日町プラザ 2F	676-6162	○	
19	南児童センター分室	けやきの森 1-1	673-1117	○	
20	南児童センター	河崎一丁目 1-45	673-1367	○	
21	二本松会かみのやま病院	金谷字下河原 1370	672-2511	○	
22	原田医院	石崎二丁目 1-8	672-1028	○	
23	高野せきね外科・眼科クリニック	八日町 1-1	672-0239	○	
24	南小学校	けやきの森 1-1	673-3130	○	
25	北中学校	泉川字松ノ木 110	672-1502	○	
26	南中学校	長清水三丁目 7-1	672-1500	○	
27	山形県立ゆきわり養護学校	河崎三丁目 7-1	673-3641		○
28	山形県立上山高等養護学校	宮脇 600	672-3841	○	
29	山形県立山形盲学校	金谷字金ヶ瀬 1111	672-4116	○	

病医院等施設

1 病医院

番号	病医院名	住所	電話番号	病床数	診療科目
1	山形県子ども医療療育センター	河崎三丁目 7-1	673-3366	60	整・小・泌・耳・リハ・歯
2	みゆき会病院	弁天二丁目 2-11	672-8282	183	整形外科・内・リハ
3	二本松会上山病院	金谷字下河原 1370	672-2551	424	精神・神経・内・心内
4	青山医院	八日町 4-21	672-7777		婦人・内・小児
5	金沢医院	新町二丁目 2-34	672-3230		内・胃腸
6	北村医院	矢来三丁目 7-32-14	695-5000		脳神経・神内・内・リハ
7	渋谷医院	十日町 7-3	672-2501		内・整形
8	高野せきね外科・眼科クリニック	八日町 1-1	672-0239	5	消・外・内・眼
9	長岡医院	沢丁 9-13	672-0308	9	内・循環器
10	新田クリニック	金生一丁目 15-10	672-8001		整形・リハ
11	原田医院	石崎二丁目 1-8	672-1028	19	産婦・内・小児・整形外
12	原田眼科医院	十日町 9-2	672-0008		眼
13	藤倉医院	矢来四丁目 11-46	672-7331		内
14	御殿湯ひふ科医院	御井戸丁 3-3	672-8234		皮
15	山口クリニック	四ツ谷一丁目 6-35	677-0050		泌・皮
16	吉井内科胃腸科クリニック	金生東一丁目 10-15	673-7515		内・胃腸
17	上山ファミリークリニック	河崎一丁目 2-39	673-1680		内、小児
18	軽井沢クリニック	軽井沢二丁目 3-29	674-7300		内、外
19	もちづき眼科	弁天二丁目 3-22	673-9022		眼科
20	かみのやま耳鼻咽喉科クリニック	美咲町二丁目 4-43	687-1287		耳鼻咽喉科

※ 休業医院を除く

2 歯科関係

番号	歯科医院等名	住所	電話番号
1	青野歯科医院	石崎一丁目 2-44	673-2777
2	阿部歯科医院	旭町三丁目 3-31	672-3311
3	石崎歯科クリニック	石崎一丁目 7-64	672-3231
4	おがた歯科クリニック	南町 1-14	677-1600
5	小池歯科医院	沢丁 9-8	672-0520
6	ごとう歯科医院	二日町 10-25	673-1180
7	永田歯科医院	元城内 3-62	672-0215
8	八幡堂高橋歯科医院	沢丁 3-8	673-6480
9	矢口歯科医院	鶴脛町一丁目 9-15	672-5404
10	吉田ひろゆき歯科医院	金生西一丁目 6-36	695-6480
11	みゆき会病院 (歯科)	弁天二丁目 2-11	672-8841
12	新田クリニック (歯科)	金生一丁目 15-10	672-8001
13	アイデンタルクリニック	仙石字元糸目 794	664-0756

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

番号	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種別	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
1	大門沢	10-4	菖蒲	土石流	○	○	H18. 3. 28
2	大門川	10-5	大門	土石流	○	○	H18. 3. 28
3	中生居沢	10-26	中生居	土石流	○		H18. 3. 28
4	コロコロ沢	10-27	下生居	土石流	○		H18. 3. 28
5	菖蒲沢	10-34	菖蒲	土石流	○	○	H18. 3. 28
6	生居川 1	10-40-1	中生居	土石流	○	○	H18. 3. 28
7	生居川 2	10-40-2	中生居	土石流	○	○	H18. 3. 28
8	宮生沢 1	10-46	宮脇	土石流	○	○	H18. 3. 28
9	カラ沢	10-61	上生居	土石流	○		H18. 3. 28
10	下生居沢 2	10-68	下生居	土石流	○	○	H18. 3. 28
11	上垂尻沢	10-69	上生居	土石流	○	○	H18. 3. 28
12	ウサギ沢	10-71	上生居	土石流	○	○	H18. 3. 28
13	一ノ沢	10-72	上生居	土石流	○	○	H18. 3. 28
14	菖蒲沢 1	10-74	菖蒲	土石流	○		H18. 3. 28
15	宮脇 (1)	1-1228	宮脇	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
16	中生居 (1)	1-1229	中生居	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
17	大門 (1)	1-1231	大門	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
18	宮脇 (2)	2-1218	宮脇	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
19	中生居 (2)	2-1219	中生居	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
20	上生居	2-1220	上生居	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
21	菖蒲 (1)	2-1221	菖蒲	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
22	菖蒲 (2)	2-1222	菖蒲	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
23	大門 (2)	2-1223	大門	急傾斜地の崩壊	○	○	H18. 3. 28
24	小松沢	10-1	三上	土石流	○	○	H19. 4. 3
25	小平沢	10-2	菖蒲	土石流	○		H19. 4. 3
26	裏ノ沢	10-3	大門	土石流	○	○	H19. 4. 3
27	久保川	10-6	久保川	土石流	○		H19. 4. 3
28	糸目沢	10-7	仙石	土石流	○	○	H19. 4. 3
29	仙石沢	10-8	仙石	土石流	○	○	H19. 4. 3
30	開拓沢 1	10-17-1	永野	土石流	○	○	H19. 4. 3
31	開拓沢 2	10-17-2	永野	土石流	○	○	H19. 4. 3
32	滝ノ沢	10-18	高松	土石流	○	○	H19. 4. 3
33	ほさの沢	10-20	高松	土石流	○	○	H19. 4. 3
34	大水沢	10-29	檜下	土石流	○		H19. 4. 3
35	尻無川	10-30	檜下	土石流	○		H19. 4. 3
36	赤山沢	10-31	檜下	土石流	○		H19. 4. 3
37	つぼ滝沢川	10-33	檜下	土石流	○		H19. 4. 3
38	入沢	10-39	金生	土石流	○	○	H19. 4. 3
39	泥部沢	10-41	下生居	土石流	○		H19. 4. 3
40	萱平沢	10-42	菖蒲	土石流	○		H19. 4. 3
41	赤山沢 1	10-48	皆沢	土石流	○	○	H19. 4. 3
42	皆沢沢 1	10-49	大門	土石流	○	○	H19. 4. 3
43	川口沢	10-51	川口	土石流	○	○	H19. 4. 3

番号	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種別	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
44	小石沢	10-52	高松	土石流	○		H19.4.3
45	南沢	10-53	高松	土石流	○	○	H19.4.3
46	西の坂川	10-60	皆沢	土石流	○		H19.4.3
47	永野沢	10-70	永野	土石流	○	○	H19.4.3
48	小笹沢	10-73	小笹	土石流	○	○	H19.4.3
49	皆沢2	10-77	皆沢	土石流	○	○	H19.4.3
50	赤山	I-1203	檜下	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
51	竜沢1	I-1209-1	高松	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
52	竜沢2	I-1209-2	高松	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
53	下河原1	I-1210	川口	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
54	高松1-1	I-1224-1	高松	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
55	高松1-2	I-1224-2	高松	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
56	仙石	I-1227	仙石	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
57	檜下1	I-1230	檜下	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
58	川口1-1	II-1211-1	川口	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
59	川口1-2	II-1211-2	川口	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
60	下河原2	II-1212	川口	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
61	川口2	II-1213	川口	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
62	高松2	II-1216	高松	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
63	古屋敷	II-1224	大門	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
64	檜下2	II-1225	檜下	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
65	檜下3	II-1226	檜下	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
66	檜下4	II-1227	檜下	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
67	柏木	II-1228	檜下	急傾斜地の崩壊	○	○	H19.4.3
68	高松川	10-19	高松	土石流	○		H21.9.8
69	菖蒲沢2	10-75	菖蒲	土石流	○	○	H21.9.8
70	逢沢	10-32	金山	土石流	○	○	H21.9.8
71	高野沢1	10-63	高野	土石流	○	○	H21.9.8
72	高野沢2	10-64	高野	土石流	○	○	H21.9.8
73	高野沢3	10-65	高野	土石流	○	○	H21.9.8
74	高野沢4	10-66	高野	土石流	○	○	H21.9.8
75	高野沢5	10-67	高野	土石流	○	○	H21.9.8
76	八幡堂川1	10-23	鶴脛町	土石流	○		H21.9.8
77	八幡堂川2	10-62	鶴脛町	土石流	○	○	H28.4.8
78	小白府2-1	10-15-1	小白府	土石流	○	○	H21.9.8
79	小白府2-2	10-15-2	狸森、小白府	土石流	○		H21.9.8
80	狸森沢-1	10-10-1	狸森	土石流	○	○	H21.9.8
81	狸森沢-2	10-10-2	狸森	土石流	○	○	H21.9.8
82	狸森沢1	10-11	狸森	土石流	○	○	H21.9.8
83	相沢川	10-35	狸森	土石流	○		H21.9.8
84	甲石沢1-1	10-16-1	高野、金谷	土石流	○	○	H21.9.8
85	甲石沢1-2	10-16-2	高野、金谷、蔵王の森	土石流	○		H21.9.8
86	下薄沢川	10-38	高野	土石流	○		H21.9.8
87	観音沢	10-58	狸森	土石流	○	○	H21.9.8
88	太鼓沢	10-59	狸森、小白府	土石流	○	○	H21.9.8

番号	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種別	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
89	沼田沢	10-56	狸森、小白府	土石流	○	○	H21.9.8
90	甲石沢2	10-44	金谷、蔵王の森	土石流	○	○	H21.9.8
91	仙石川	10-45	金谷、蔵王の森	土石流	○		H21.9.8
92	狸森沢2	10-12	狸森、小白府	土石流	○	○	H21.9.8
93	狸森沢3-1	10-13-1	狸森、小白府	土石流	○	○	H21.9.8
94	狸森沢3-2	10-13-2	狸森、小白府	土石流	○	○	H21.9.8
95	小白府1-1	10-14-1	狸森、小白府	土石流	○	○	H21.9.8
96	小白府1-2	10-14-2	狸森、小白府	土石流	○	○	H21.9.8
97	高野	2-1217	高野	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
98	西山1	1-1212	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
99	西山2-1	1-1214-1	鶴脛町、北町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
100	西山2-2	1-1214-2	鶴脛町、北町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
101	西山2-3	1-1214-3	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
102	西山2-4	1-1214-4	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
103	西山2-5	1-1214-5	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
104	西山2-6	1-1214-6	鶴脛町、北町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
105	西山2-7	1-1214-7	鶴脛町、北町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
106	西山2-8	1-1214-8	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
107	中の森1	1-1201	小白府	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
108	中の森2	1-1202	小白府	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
109	山元-1	1-1204-1	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
110	山元-2	1-1204-2	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
111	久々取-1	2-1204-1	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
112	久々取-2	2-1204-2	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
113	元屋敷	2-1229	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
114	須刈田	1-1208	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
115	御井戸丁	1-1215	御井戸丁	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
116	下十日町-1	1-1217-1	十日町	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
117	下十日町-2	1-1217-2	十日町、新丁、御井戸丁	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
118	小白府	2-1201	小白府	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
119	沼田	2-1202	小白府	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
120	前丸森	2-1203	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
121	狸森1	1-1205	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
122	岩の下	1-1207	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
123	狸森2	2-1230	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
124	久保手	2-1205	久保手	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
125	菅2	2-1209	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
126	菅1	2-1208	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H21.9.8
127	元屋敷-1	53-1	狸森	地すべり	○		H25.1.18
128	元屋敷-2	53-2	狸森	地すべり	○		H25.1.18
129	元屋敷-3	53-3	狸森	地すべり	○		H25.1.18
130	元屋敷-4	53-4	狸森	地すべり	○		H25.1.18
131	二ツ森-1	63-1	狸森	地すべり	○		H25.1.18
132	二ツ森-2	63-2	狸森	地すべり	○		H25.1.18
133	梅ヶ平山-1	65-1	狸森	地すべり	○		H25.1.18

番号	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種別	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
134	梅ヶ平山-2	65-2	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
135	梅ヶ平山-3	65-3	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
136	梅ヶ平山-4	65-4	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
137	梅ヶ平山-5	65-5	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
138	梅ヶ平山-6	65-6	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
139	梅ヶ平山-7	65-7	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
140	梅ヶ平山-8	65-8	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
141	梅ヶ平山-9	65-9	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
142	六角-1	55-1	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
143	六角-2	55-2	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
144	狸森-1	66-1	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
145	狸森-2	66-2	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
146	飛岩	54	狸森	地すべり	○		H25. 1. 18
147	境-1	64-1	小白府	地すべり	○		H25. 1. 18
148	境-2	64-2	小白府	地すべり	○		H25. 1. 18
149	小穴 1	1-1226	小穴	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 1. 18
150	小穴 2	2-12H001	小穴	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 1. 18
151	金瓶	2-1206	金瓶	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 1. 18
152	高野沢 6	10-H006	高野	土石流	○	○	H25. 4. 19
153	高野沢 7	10-H007	高野	土石流	○	○	H25. 4. 19
154	高野沢 8	10-H008	高野	土石流	○	○	H25. 4. 19
155	薄沢川 1	10-H004	永野、小倉、高野	土石流	○	○	H25. 4. 19
156	薄沢川 2	10-H005	永野	土石流	○		H25. 4. 19
157	権現堂 2-1	59-1	高野	地すべり	○		H25. 4. 19
158	権現堂 2-2	59-2	高野	地すべり	○		H25. 4. 19
159	権現堂-1	60-1	権現堂	地すべり	○		H25. 4. 19
160	権現堂-2	60-2	権現堂	地すべり	○		H25. 4. 19
161	権現堂-3	60-3	権現堂	地すべり	○		H25. 4. 19
162	小倉-1	58-1	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
163	小倉-2	58-2	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
164	小倉-3	58-3	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
165	小倉-4	58-4	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
166	小倉-5	58-5	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
167	棚木-1	57-1	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
168	棚木-2	57-2	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
169	棚木-3	57-3	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
170	鳴の谷地-1	56-1	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
171	鳴の谷地-2	56-2	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
172	鳴の谷地-3	56-3	高野	地すべり	○		H25. 4. 19
173	鳴の谷地-4	56-4	小倉	地すべり	○		H25. 4. 19
174	下小屋 1	1-12H001	高野	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 4. 19
175	下小屋 2	2-12H002	高野	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 4. 19
176	大森	1-1206	小倉	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 4. 19
177	高谷山	2-1207	金瓶	急傾斜地の崩壊	○	○	H25. 4. 19
178	松山川	10-22	鶴脛町、長清水	土石流	○		H26. 4. 30

番号	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種別	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
179	蛇川	10-24	葉山、河崎	土石流	○	○	H26.4.30
180	池沢-2	10-36-2	石曽根	土石流	○		H26.4.30
181	葉山沢1	10-54	河崎	土石流	○	○	H26.4.30
182	葉山沢2	10-55	河崎	土石流	○	○	H26.4.30
183	河原期川	10-H01	河崎	土石流	○	○	H26.4.30
184	荒町川	10-H02	鶴脛町、河崎	土石流	○	○	H26.4.30
185	石曽根-1	61-1	石曽根	地すべり	○		H26.4.30
186	川口-1	62-1	石曽根	地すべり	○		H26.4.30
187	川口-2	62-2	石曽根	地すべり	○		H26.4.30
188	狸森	J10-H001	狸森	地すべり	○		H26.4.30
189	金神林	J10-H002	金瓶	地すべり	○		H26.4.30
190	上新丁-1	1-1216-1	新丁	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
191	御井戸丁-2	1-1216-2	御井戸丁	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
192	下新丁	1-1216-3	下新丁	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
193	元城内	1-1218	元城内	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
194	上十日町-1	1-1219-1	十日町、元城内	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
195	上十日町-2	1-1219-2	十日町、元城内	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
196	沢丁-1	1-1220-1	沢丁、新湯、元城内	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
197	若林-1	1-1221-1	新湯、松山	急傾斜地の崩壊	○		H26.4.30
198	若林-2	1-1221-2	新湯、松山	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
199	河崎-1	1-1222-1	河崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
200	河崎-2	1-1222-2	河崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
201	葉山-1	1-1223-1	葉山	急傾斜地の崩壊	○		H26.4.30
202	葉山-2	1-1223-2	葉山	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
203	葉山-3	1-1223-3	葉山	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
204	葉山-4	1-1223-4	葉山	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
205	葉山-5	1-1223-5	葉山	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
206	石曽根1	1-1225	石曽根、高松	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
207	浦山	1-12H021	永野	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
208	日向	2-1214	川口、石曽根	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
209	須刈田2	2-12H020	狸森	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.4.30
210	荒町-1	1-1213-1	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.10.3
211	荒町-2	1-1213-2	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.10.3
212	荒町-3	1-1213-3	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.10.3
213	荒町-4	1-1213-4	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○		H26.10.3
214	荒町-5	1-1213-5	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.10.3
215	荒町-6	1-1213-6	鶴脛町	急傾斜地の崩壊	○	○	H26.10.3
216	祓川	9-40	小倉	土石流	○	○	H28.4.12
217	三度川	9-41	小倉	土石流	○	○	H28.4.26
218	二度川	9-42	小倉	土石流	○	○	H28.4.26
219	一度川	9-43	小倉	土石流	○	○	H28.4.26
220	酢川	9-44	小倉	土石流	○	○	H28.4.26
221	上ノ代沢-1	9-45-1	小倉	土石流	○	○	H28.4.26
222	上ノ代沢-2	9-45-2	小倉	土石流	○	○	H28.4.26
223	上ノ代沢-3	9-45-3	小倉	土石流	○	○	H28.4.26

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

番号	指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種別	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
224	下生居沢 1	10-28	下生居	土石流	○		R3. 6. 22
225	宮生沢 2	10-47	宮脇	土石流	○		R3. 6. 22
226	横町川 1	10-21	中山	土石流	○		R3. 6. 22
227	池沢-1	10-36-1	石曾根	土石流	○	○	R3. 6. 22
228	カラジク沢-1	10-37-1	中山	土石流	○	○	R3. 6. 22
229	カラジク沢-2	10-37-2	中山	土石流	○	○	R3. 6. 22
230	栗柄山-2	10-H012	中山	土石流	○		R3. 6. 22
231	中山-1	1-1211-1	中山	急傾斜地の崩壊	○	○	R3. 6. 22
232	塚-3	64-3	小白府	地すべり	○		R4. 3. 15
指定区域数					232 区域	156 区域	

地すべり危険箇所

(村山総合支庁建設部河川砂防課)

番号	箇所名	河川名			位置 大字	面積 (ha)	地すべりの種類	地形・地質		水文状況			履歴			区域内の保全対象			工事の着手	区域の指定		
		水系名	幹川名	溪流名				滑落崖	基盤岩の名称	沼・湿地・池	湧水	区域内		周辺	人家戸数	公共施設		耕地 (ha)				
												水量	箇所数			発生数	発生年次				種類名称	数量
1	元屋敷	最上川	須川	本沢川	狸森	48.5	第三紀層すべり	有	凝灰岩	有	少	少	1	S63	有	49	市道	420	7.0	○	有	
2	飛岩	最上川	須川	本沢川	狸森	12.6	第三紀層すべり	有	角礫凝灰岩	有	多	多	1	H3	有	1	国道	550m	8.5	-	無	
3	六角	最上川	須川	本沢川	狸森	8.4	第三紀層すべり	無	角礫凝灰岩	有	多	多	2	S38 S40	有	7	国道 市道	1 400m 250m	2.3	○	有	
4	鳴の谷地	最上川	須川	酢川	塩坪	152.2	その他	有	火山泥流	有	多	小	2	H1 H4	有	37	県道 市道	2300m 900m	-	○	有	
5	棚木	最上川	須川	酢川	棚木	39.2	その他	有	安山岩 火山泥流	有	多	多	1	S51	有	24	県道 市道	1150m 100m	30.0	-	無	
6	小倉	最上川	須川	酢川	小倉	97.6	その他	有	火山泥流	有	少	少	1	S45	有	96	県道 市道	1 1200m 1200m	74.2	○	有	
7	権現堂2	最上川	須川	蔵王川	権現堂	137.7	その他	有	安山岩 火山泥流	有	多	多	-	-	有	72	県道 市道	1150m 2650m	38.2	-	無	
8	権現堂	最上川	須川	蔵王川	権現堂	40.0	その他	有	安山岩 火山泥流	有	多	多	-	-	有	15	県道	500m	10.0	-	無	
9	石曾根	最上川	須川	前川	石曾根	30.0	第三紀層すべり	無	凝灰角礫岩	無	少	少	-	-	無	12			0.8	-	無	
10	川口	最上川	須川	前川	石曾根	28.9	第三紀層すべり	無	凝灰角礫岩 泥岩	無	無	無	-	-	無	18	国道	850m	2.5	-	無	
11	二ツ森	最上川	須川	本沢川	狸森	135.2	第三紀層すべり	有	凝灰岩	無	少	少	-	-	有	14			8.5	-	無	
12	境	最上川	須川	本沢川	小白府	23.0	第三紀層すべり	有	凝灰岩	無	少	少	-	-	有	20	国道 市道	700m 500m	2.0	-	有	

地すべり危険箇所

番号	箇所名	河川名			位置 大字	面積 (ha)	地すべりの種類	地形・地質		水文状況			履歴			区域内の保全対象			工事の着手	区域の指定	
		水系名	幹川名	溪流名				滑落崖	基盤岩の名称	沼・湿地・池	湧水		区域内		周辺	人家戸数	公共施設				耕地 (ha)
					水量						箇所数	発生数	発生年次	種類名称			数量				
																		有			
13	梅ヶ平山	最上川	須川	本沢川	狸森	97.0	第三紀層すべり	有	凝灰岩	無	少	少	—	—	有	9	国道 郵便局	850m 1 1	4.0	—	有
14	狸森	最上川	須川	本沢川	狸森	56.6	第三紀層すべり	有	凝灰岩	無	少	少	有	H3	有	15	国道	1100m	—	—	無
15	内山	最上川	須川	本沢川	内山	29.0	第三紀層すべり	有	凝灰岩	無	少	少	—	—	有	2			0.8	—	無

(県農村整備課)

番号	箇所名	所在地	面積 (ha)				人家	道路等	その他	告示年月日 告示番号	
			田	畑・樹園地	林地	その他					
1	前丸森	狸森	131.3	13.3	19.7	93.2	5.1	18戸	市道 700m	神社 1棟	S57.3.26 573号
2	沼田	小白府	60.0	27.8	7.2		25.0				
3	大門	大門	30.2	5.1	7.4	16.3	1.4	1戸	農道 1,786m		H7.8.3 1138号

(村山総合支庁産業経済部森林整備課)

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	治山事業進捗状況	面積	公共施設等					道路
	大字	字					人家50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下	道路除く公共施設	
1	川口	ドロブ山	有	無	一部概成	153ha				2	500	国
2	小白府	水上	無	無	無	130ha				4	0	国
3	狸森	黒森	有	有	既成	64ha		24			1	市
4	狸森	菅	有	有	概成	22ha			6		1	市
5	狸森	倉角	無	無	無	30ha			7		0	国
6	金瓶	山の上	無	無	無	5.0ha				3	0	市

急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地崩壊危険箇所（I）

（村山総合支庁建設部河川砂防課）

箇所番号	箇所名	位置		延長 m	災害の有無	地形		表土の厚さ cm	湧水の有無	人家戸数	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	施行状況
		大字	小字			傾斜度 度	高さ m				種類	数	種類	数			
1	中の森(1)	小白府	中の森	280	無	32	40	100	有	5	公民館	1	国道 市道 橋	130 240 1	保(全)		未
2	中の森(2)	小白府	中の森	152	有	42	50	100	無	10	資料館	1	市道 河川	360 400	地(全)	H6. 3. 29	概H9
3	赤山	檜下	赤山	240	無	40	50	100	有	6			県道	200			未
4	山元	狸森	山元	220	無	36	65	100	無		学校 保育園 診療所 公民館	2 1 1 1	国道	180			未
5	狸森	狸森	狸森	360	無	37	60	50	無	12			国道 市道	120 230		H10. 7. 3	未
6	大森	小倉	大森	150	無	50	30	100	無		旅館	8			地(全) 砂(一)		未
7	岩の下	狸森	岩の下	270	無	39	10 0	30	無	7			国道 市道 橋 河川	220 40 1 50		H16. 3. 19 H27. 2. 13	未
8	須刈田	狸森	須刈田	260	無	37	30	50	有	6	公民館	1	国道	100			未
9	竜沢	高松	竜沢	200	無	32	50	100	有	5			市道	180			未
10	下河原	川口	下河原	190	無	41	90	50	無	5			他道	160			未
11	中山	中山		207	無	45	8	80	無	6			河川	150		S61. 3. 25	概H3
12	西山	長清水	沢	300	無	34	50	50	無	15			市道 河川 公園	280 300 1	砂(一)		未
13	荒町	長清水	荒町	130	無	34	10	80	無	14					保(一)		未
14	二丁目	鶴脛町 二丁目		130	無	36	22	100	有	5			市道	130			未
15	御井戸丁	鶴脛町		90	無	30	8	100	有	7			市道	80			未
16	上新丁	新丁	上新丁	40	無	41	6	80	有	12							未
17	下十日町	十日町	下十日町	120	無	34	12	100	有	9			他道	60			未
18	元城内	鶴脛町	元城内	100	無	39	10	100	有	6			公園	1			未
19	上十日町	十日町	上十日町	190	無	49	7	100	無	17			市道	140			未
20	沢丁	鶴脛町	沢丁	220	無	45	15	100	有	5	働く婦 人の家	1				H11. 7. 23	概H10
21	若林	二日町	若林	100	無	53	8	100	無	14						H20. 7. 29	未
22	河崎	河崎	河崎	130	無	36	8	100	無	6							未
23	葉山	高松	葉山	50	無	67	7	100	無	5	旅館	2	市道	40			未
24	高松(1)	高松	高松	770	無	31	15	100	無	38			市道	730		H11. 10. 23	概H3 H9
25	石曾根(1)	石曾根	前川	250	無	31	30	80	有	16	公民館	1	国道 市道	230 50			未
26	小穴	小穴		170	無	37	45	100	有	7			市道 河川	140 130			未
27	仙石	仙石	仙石	280	無	39	40	100	無	10			市道 他道	70 40			未
28	宮脇(1)	宮脇	宮脇	130	無	31	30	100	無	5	その他 (寺)	1					未

急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	位置		延長 m	災害の有無	地形		表土の厚さ cm	湧水の有無	人家戸数	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	施行状況
		大字	小字			傾斜度 度	高さ m				種類	数	種類	数			
29	中生居(1)	中生居	坊ノ入	280	無	37	30	50	無	6			市道	150			未
30	檜下(1)	檜下		480	無	36	160	100	無	15	その他(寺)	1	県道	410	砂(一)		未
31	大門(1)	大門		110	無	39	20	100	無	5						S51.9.1	概H4

2 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

(村山総合支庁建設部河川砂防課)

箇所番号	箇所名	位置		延長 m	災害の有無	地形		表土の厚さ cm	湧水の有無	人家戸数	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	施行状況
		大字	小字			傾斜度 度	高さ m				種類	数	種類	数			
1	小白府	小白府	沼田	210	無	40	40	100	有	2			市道	110			未
2	沼田	小白府	沼田	90	無	35	30	100	無	1			市道	110			未
3	前丸森	狸森	前丸森	115	無	49	25	100	無	4					地(全)		未
4	久々取	狸森	久々取	60	無	34	50	100	無	2			国道	60			未
5	久保手	久保手		200	無	31	73	100	有	3			市道 他道路	50 50			未
6	金瓶	金瓶		95	無	48	50	100	有	1			県道 市道	60 50			未
7	高谷山	金瓶	高谷山	70	無	35	30	100	有	1			県道	40			未
8	菅(1)	狸森	菅	105	無	45	56	100	有	1			河川	40			未
9	菅(2)	狸森	菅	100	無	30	41	100	有	1			河川	60			未
10	上町	中山	上町	190	無	42	40	100	無	2			市道	30			未
11	川口(1)	川口	山際	220	無	36	110	100	有	2							未
12	下河原	川口	下河原	190	無	36	54	100	有	3			国道 河川	90 25			未
13	川口(2)	川口	下河原	105	無	42	40	100	有	1			国道 河川	60 105			未
14	日向	川口	日向	105	無	35	70	100	有	2			国道	60			未
15	石曾根(2)	石曾根		90	無	47	32	100	有	1			国道 市道	80 60			未
16	高松(2)	高松	観音下	100	無	39	23	100	有	3							未
17	高野	高野		140	無	36	40	100	無	3			他道路	70			未
18	宮脇(2)	宮脇		170	無	36	55	100	有	2			他道路	50			未
19	中生居(2)	中生居	坊ノ入	125	無	32	30	100	有	1			市道	10			未
20	上生居	上生居		130	無	33	23	100	有	2			河川	100			未
21	菖蒲(1)	菖蒲		60	無	63	30	100	有	1			河川	50			未
22	菖蒲(2)	菖蒲		90	無	58	30	100	有	2			河川	80			未
23	大門(2)	大門		95	無	40	16	100	有	3			市道	90			未
24	古屋敷	大門	古屋敷	60	無	37	6	100	有	2			河川	60			未
25	檜下(2)	檜下		120	無	36	105	100	有	3			県道	110			未
26	檜下(3)	檜下		145	無	31	150	100	有	3			県道 河川	70 10			未

箇所番号	箇所名	位置		延長 m	災害の有無	地形		表土の厚さ cm	湧水の有無	人家戸数	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	施行状況
		大字	小字			傾斜度 度	高さ m				種類	数	種類	数			
27	檜下(4)	檜下		150	無	30	120	100	有	2							未
28	柏木	檜下	柏木	225	無	35	62	100	有	3			河川	160			未
29	元屋敷	狸森		200	無	30	20	50	無	3			県道	220	砂(全)	急 S44.12.26 災 S47.10.13	概 S62
30	狸森(2)	狸森		80	無	56	20	100	有	2	公民館	1	河川	80			未

山腹崩壊危険箇所

(村山総合支庁産業経済部森林整備課)

番号	位置		保安林等	治山事業 進捗状況	公共施設等					
	大字	字			50戸以上人家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	狸森	須刈田	無	無		12			0	県
2	永野	浦山	無	無		23			0	市
3	中山	天守山	無	無				4	0	国
4	檜下	大葉水沢山	無	無		47			1	県
5	檜下	大葉水沢山	無	無		31			0	市
6	大門	寺沢水沢	無	無		18			1	県
7	菖蒲	水無	無	無			6		0	市
8	菖蒲	大森山	無	無			5		0	市
9	金山	観音山	無	無				1	0	市
10	檜下	柏木立山	無	無			5		1	県
11	狸森	菅	有	一部概成			6		1	市

砂防指定地

(村山総合支庁建設部河川砂防課)

番号	河川名、溪流名	位置	告示年月日	告示番号
1	蔵王川	永野	S14. 7. 31	内 415
2	蔵王川	永野	S16. 8. 7	内 488
3	蔵王川	永野	S19. 3. 27	内 156
4	蔵王川	永野	S27. 8. 8	建 1110
5	蔵王川	永野	S32. 8. 22	建 1014
6	荒町川	鶴脛町	S34. 3. 11	建 250
7	本沢川	元屋敷	S37. 11. 10	建 2820
8	蔵王川	永野	S38. 8. 29	建 2222
9	相沢川	山元	S38. 8. 29	建 2222
10	本沢川	狸森	S39. 4. 16	建 1210
11	思川	小穴	S39. 4. 16	建 1210
12	濁川	中山	S39. 4. 16	建 1210
13	蓬来川	小穴	S39. 4. 16	建 1210
14	八幡堂川	鶴脛町	S40. 5. 28	建 1389
15	蔵王川	永野	S42. 3. 31	建 1156
16	硫黄倉沢川	永野	S42. 3. 31	建 1156
17	蔵王川	永野	S42. 11. 30	建 3934
18	蔵王川	永野	S44. 4. 23	建 1587
19	蓬坂川	久保川	S45. 10. 7	建 1478
20	薄沢川	高野	S46. 8. 17	建 1446
21	萱平川	大門	S46. 12. 9	建 1973
22	滝沢川	小笹	S46. 12. 9	建 1973
23	濁川	中山	S47. 3. 28	建 602
24	大水沢川	檜下・皆沢	S47. 3. 28	建 602
25	萱平川	大門・菖蒲	S47. 8. 3	建 1350
26	蔵王川	高野	S47. 11. 16	建 1922
27	濁川支川	中山	S48. 1. 13	建 69
28	柏木川	檜下	S48. 11. 30	建 2365
29	高松川	高松	S50. 7. 2	建 1012
30	滝沢川	檜下	S50. 7. 2	建 1012
31	前丸森沢川	狸森	S50. 7. 2	建 1012
32	蔵王川	金谷	S50. 7. 2	建 1012
33	薄沢川	薄沢	S51. 7. 31	建 1145
34	尻無川	檜下	S51. 7. 31	建 1145

番号	河川名、溪流名	位置	告示年月日	告示番号
35	蓬坂川	小笹	S53. 1. 27	建 61
36	柏木川	柏木	S53. 1. 27	建 61
37	西の坂川	西の坂	S53. 4. 27	建 913
38	尻無川	尻ノ沢山	S54. 4. 12	建 839
39	西の坂川	皆沢	S55. 4. 21	建 900
40	ツボ滝沢川	ツボ滝山	S57. 5. 17	建 1160
41	本沢川・滝の沢川	小白府	S59. 3. 24	建 702
42	下薄沢川	高野	S59. 12. 1	建 1603
43	西の坂川	皆沢	S62. 3. 16	建 651
44	蔵王川	金谷	S63. 2. 15	建 197
45	大鉢沢川	小穴	S63. 11. 8	建 2158
46	コロコロ沢	生居	H元. 1. 26	建 110
47	二の沢川	小倉	H2. 5. 8	建 1052
48	小鉢沢	小穴	H4. 3. 17	建 669
49	カラ沢	上生居	H4. 3. 17	建 669
50	萱平川	菖蒲	H5. 3. 16	建 775
51	酢川	棚木	H6. 2. 4	建 194
52	下薄沢川	薄沢	H6. 11. 10	建 2172
53	糸目沢	糸目	H7. 2. 22	建 270
54	糸目沢	糸目	H8. 4. 9	建 1184
55	コロコロ沢	中生居	H8. 4. 9	建 1184
56	満開川	細谷	H9. 12. 5	建 2066
57	酢川	権現堂	H9. 12. 5	建 2066
58	高松川	高松	H14. 10. 8	国 870
59	池沢	石曾根	H15. 2. 13	国 106
60	宮生沢	宮脇	H18. 10. 2	国 1176
61	下生居沢	下生居	H18. 10. 2	国 1176
62	高松川	高松	H21. 4. 13	国 436
63	本沢川	小白府・狸森	H27. 1. 7	国 13
64	南沢	高松	H29. 5. 23	国 468
65	横町川	中山	H29. 5. 23	国 468
66	蛇川	高松	H30. 5. 29	国 689
67	満開川	細谷	R4. 9. 29	国 1015

土石流危険渓流

1 土石流危険渓流 I

(村山総合支庁建設部河川砂防課)

番号	水系名	河川名	渓流名	字名	流域面積 (k m ²)	危険度	保全対象		
							人家戸数	学校	その他施設
1	最上川	須川	小松沢	三上	0.32	A	5		
2	最上川	須川	裏ノ沢	大門	0.35	A	6		他2
3	最上川	須川	大門沢	大門	0.17	A	34		公1
4	最上川	須川	大門川	大門	0.18	A~B	22		
5	最上川	須川	久保川	久保川	0.14	B~C	6		
6	最上川	須川	糸目沢	糸目	0.48	B	35		公1
7	最上川	須川	仙石沢	仙石	0.20	A	48		公1、寺1
8	最上川	本沢川	狸森沢	狸森	0.09	B~A	11	1	郵1
9	最上川	本沢川	狸森沢1	狸森	0.63	B	4		郵1
10	最上川	本沢川	狸森沢2	狸森	0.49	B~A	10		
11	最上川	本沢川	狸森沢3	狸森	0.42	A~B	10		
12	最上川	本沢川	小白府沢1	小白府	0.95	B	15		
13	最上川	本沢川	小白府沢2	小白府	0.33	B~C	14		公1
14	最上川	蔵王川	甲石沢1	甲石	0.19	A	51		公1、郵1
15	最上川	蔵王川	開拓沢	蔵王開拓	1.39	B	6		
16	最上川	前川	高松川1	高松	0.22	A	81		公1
17	最上川	前川	高松川2	高松	0.92	A	90		公1
18	最上川	前川	ほさの沢	竜沢	0.07	C~B	5		
19	最上川	前川	横町川1	上町貳	0.28	B	43		
20	最上川	荒町川	松山川	松山	0.05	B~A	23		
21	最上川	八幡堂川	八幡堂川1	鶴脛町	1.27	A	42		
22	最上川	前川	蛇川	河崎四丁目	0.17	A	26	1	旅2、他2
23	最上川	生居川	中生居沢	中生居	0.12	A	34		公1、他1
24	最上川	生居川	コロコロ沢	下生居	0.44	B	17		
25	最上川	生居川	下生居沢1	下生居	0.56	A	21		
26	最上川	金山川	大水沢	檜下	0.41	A	21		郵1、寺1
27	最上川	金山川	尻無川	檜下	0.13	B	6		
28	最上川	菖蒲川	菖蒲沢	菖蒲	0.18	B~A	23		公1
29	最上川	本沢川	相沢川	元屋敷	1.91	B	12		
30	最上川	前川	池沢	石曾根	0.63	A	59		公1
31	最上川	前川	カラジク沢	中山	1.89	A	33		郵1
32	最上川	蔵王川	薄沢	薄沢	1.35	B~A	29		公1
33	最上川	須川	下薄沢川	金生	0.07	A	23		保1
34	最上川	生居川	生居川	中生居	0.11	A	22		児1
35	最上川	蔵王川	甲石沢2	甲石	0.04	B~C	14		
36	最上川	生居川	宮生沢1	宮脇	0.13	A~B	23		児1
37	最上川	生居川	宮生沢2	宮脇	0.27	A	4	1	
38	最上川	柏木川	赤山沢1	赤山	0.42	A	15		公1
39	最上川	前川	小石沢	石曾根	0.03	B~C	7		他1

番号	水系名	河川名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	危険度	保全対象		
							人家戸数	学校	その他施設
40	最上川	前川	西郷沢	石曾根	0.07	B~C	7	1	
41	最上川	河原期川	葉山沢 1	河崎	0.24	A	59		旅 2
42	最上川	河原期川	葉山沢 2	河崎	0.09	B	18		旅 2
43	最上川	本沢川	沼田沢	沼田	0.63	A	25		
44	最上川	本沢川	笠原沢	狸森	0.16	B	2		公 1
45	最上川	本沢川	太鼓沢	須刈田	0.50	B	5		
46	最上川	須川	西の坂川	皆沢	1.43	B	11		
47	最上川	八幡堂川	八幡堂川 2	鶴脛町	0.07	B	5		
48	最上川	蔵王川	高野沢 1	高野	0.05	B~C	10		
49	最上川	蔵王川	高野沢 2	高野	0.12	B~C	10		
50	最上川	蔵王川	高野沢 3	高野	0.14	B~C	12		
51	最上川	蔵王川	高野沢 4	高野	0.28	B~C	12		
52	最上川	蔵王川	高野沢 5	高野	0.30	B~C	12		
53	最上川	生居川	下生居沢 2	下生居	0.23	B	5		
54	最上川	生居川	上垂尻沢 2	上生居	0.11	B~C	16		
55	最上川	生居川	上生居沢 3	上生居	0.16	C	16		公 1
56	最上川	菖蒲川	菖蒲沢 1	菖蒲	0.06	B~C	6		
57	最上川	菖蒲川	菖蒲沢 2	菖蒲	0.18	B~C	1		
58	最上川	柏木川	赤山沢 2	赤山	0.14	C	15		公 1

2 土石流危険溪流Ⅱ

(村山総合支庁建設部河川砂防課)

番号	水系名	河川名	溪流名	字名	流域面積 (k m ²)	危険度	保全対象		
							人家戸数	学校	その他施設
1	最上川	須川	小平沢	菖蒲	0.05	B~C	1		
2	最上川	柏木川	赤山沢	赤山	0.05	B	2		
3	最上川	金山川	蓬沢	金山	1.44	C	1		
4	最上川	柏木川	つぼ滝沢川	柏木	0.54	C~B	4		
5	最上川	生居川	泥部沢	泥部	0.19	B	1		
6	最上川	須川	萱平沢	菖蒲	0.06	C	2		
7	最上川	蔵王川	仙石川	甲石	0.06	C	4		
8	最上川	須川	皆沢 1	皆沢	0.23	C	1		
9	最上川	須川	横町川 1	中山	0.85	C	4		
10	最上川	前川	川口沢	川口	0.11	C	2		
11	最上川	本沢川	観音沢	須刈田	0.10	C	4		
12	最上川	生居川	カラ沢	上生居	0.61	C	4		
13	最上川	生居川	上垂尻沢 1	上生居	0.08	C	4		
14	最上川	蔵王川	永野沢	永野	0.23	C	4		
15	最上川	須川	小笹沢	小笹	0.06	C	2		
16	最上川	菖蒲川	菖蒲沢 3	菖蒲	0.12	C	2		
17	最上川	須川	皆沢 2	皆沢	0.11	B~C	1		

崩壊土砂流出危険箇所

(村山総合支庁産業経済部森林整備課)

番号	位置		保安 林等	治山事業 進捗状況	公共施設等					
	大字	字			50戸以 上人家	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	狸森	楯越	有	一部概成					0	国
2	狸森	前丸森	有	概成			5			市
3	狸森	倉角	無	一部概成				3	0	国
4	狸森	狸森	有	概成				2	0	国
5	河崎	水上沢	有	概成	108				1	国
6	川口	上平山	有	一部概成					1	国
7	永野	牧沢	有	概成				4	0	県
8	下生居	泥部山	有	一部概成					0	市
9	中生居	坊の入	無	概成		48			1	県
10	菖蒲	水無	無	無		40			1	県
11	菖蒲	大後山	無	無		25			1	県
12	菖蒲	小深沢	無	無					0	市
13	菖蒲	サヤド	有	一部概成					0	市
14	菖蒲	石坂山	無	無					0	市
15	菖蒲	五羽沢	有	無				1	0	県
16	菖蒲	日向山	有	無					0	県
17	大門	小屋沢	無	無			5		0	県
18	大門	フヒラ	有	一部概成					0	林
19	久保川	蓬坂山	有	一部概成					0	市
20	檜下	李沢	無	無				1	0	県
21	檜下	銭沢山	無	無					0	県
22	金山	小沢	無	無					0	市
23	金山	釜ヶ沢	無	無					0	市
24	三上	ヤチウドウ	無	無			5		0	県
25	細谷	半天子	有	概成					0	市
26	小穴	大山沢	有	概成				1	0	市
27	小白府	沼田	有	概成				2	0	市
28	関根	松沢山	有	一部概成					0	市
29	檜下	ホッカサワ山	有	無					0	県
30	萱平	コサクヤマ	有	無					0	県
31	狸森	長坂	無	無				3	0	国
32	狸森	北会沢	有	概成				3	0	市(農)
33	狸森	内坪沢	有	一部概成				3	0	市(農)
34	狸森	板山	有	無			5		0	市(農)
35	狸森	大畑作	有	一部概成				3	0	市(農)
36	小穴	大山沢	有	概成					0	林
37	檜下	裏滝沢山	有	概成					0	林
38	狸森	字会沢	無	無		10			0	市

雪崩危険箇所

1 雪崩危険箇所（Ⅰ）

（村山総合支庁建設部河川砂防課）

番号	箇所名	大字 小字等 地名	地形			危険度 ランク	人家 戸数	公共的施設		公共施設		施工 状況	他 事業 施工 状況	豪雪 ・ 特別 豪雪	法的 規制	危険 箇所の 種類
			平均 傾斜 度	標 高 差	横断 延長			種類	数	種類	数					
1	小白府(1)	小白府	23	30	160	D	5			国道 市道	50 300			特雪		土・急
2	小白府(2)	小白府	27	70	155	D	6	公民館	1					特雪	砂・地	土・急
3	小白府(3)	小白府	29	90	300	D	12	その他	1	市道	470			特雪	地・急	土・地・急
4	山元(1)	狸森	29	90	210	D	4	郵便局 学校 児童福祉施設 医療提供施設 公民館	1 2 1 1 1 1	国道 市道	230 190			特雪		地・急
5	山元(2)	狸森	33	75	420	D	13			国道 市道	470 250			特雪		土・地・急
6	岩の下	狸森	37	130	230	D	7			国道 市道	290 50			特雪		地・急
7	須刈田(1)	狸森	26	160	230	D	5	公民館	1	国道 市道	150 40			特雪		急
8	須刈田(2)	狸森	20	60	285	D	10			国道 市道	300 410			特雪		
9	久保手(1)	久保手	33	85	150	D	6			市道	360			特雪		
10	久保手(2)	久保手	27	80	120	D	8			市道	270			特雪		急
11	竜沢	高松	24	35	330	D	6	公民館	1	市道	400			特雪		急
12	川口	川口	28	160	780	D	43	公民館 その他	1 1	市道	700			特雪		急
13	上町	中山	27	15	135	B	9			市道	240			特雪		土
14	中山	中山	23	15	190	D	13	その他	1	市道	380			特雪	地	急
15	長清水	長清水	34	60	320	B	16			市道	270			特雪	保・砂	土・急
16	鶴脛町	鶴脛町	45	10	230	B	6							特雪		急
17	葉山	葉山	23	95	325	D	35	宿泊所	5	市道	1,100			特雪		
18	高松(1)	高松	25	50	200	D	6			市道	180		急	特雪	急	土・急
19	高松(2)	高松	23	100	140	D	27			市道	390			特雪		土
20	高松(3)	高松	31	15	280	C	12			市道	280		急	特雪	急	土・急
21	石曾根	石曾根	27	40	200	D	14	公民館	1	国道 市道	200 60			特雪		土・地・急
22	下河原	下河原	37	115	580	D	15			国道	730			特雪		地
23	小穴	小穴	30	50	180	C	11			県道 市道	180 120			特雪	砂	地・急
24	中川	中川	29	90	180	D	7			市道	310			特雪		土
25	仙石(1)	仙石	26	70	180	D	5	その他	1	市道	220			特雪		土
26	仙石(2)	仙石	28	70	420	D	33			市道	480			特雪		土・急
27	宮脇	宮脇	25	75	370	C	11	その他	1	市道	410			特雪		土・急
28	中生居	中生居	27	50	270	D	10	その他	1	市道	320			特雪		土・急
29	檜下(1)	檜下	35	185	420	C	60	郵便局 公民館 その他	1 1 1	県道 市道	600 460		砂	特雪	砂	土・急
30	檜下(2)	檜下	32	170	475	C	31			県道	510			特雪	砂	土・急
31	須田板	須田板	27	245	200	D	8			市道	500			特雪		
32	小笹	小笹	37	230	365	C	47	公民館	1	県道 市道	600 650			特雪		土
33	大門(1)	大門	39	170	240	C	15			県道 市道	310 150			特雪		

雪崩危険箇所

番号	箇所名	大字 小字等 地名	地形			危険度 ランク	人家 戸数	公共的施設		公共施設		施工 状況	他事業 施工 状況	豪雪・ 特別 豪雪	法的 規制	危険 箇所の 種類
			平均 傾斜 度	標 高差	横断 延長			種類	数	種類	数					
34	大門(2)	大門	37	160	280	C	57	公民館	1	県道 市道	450 470		急	特雪	急	土・急
35	大門(3)	大門	21	105	200	D	6			市道	230			特雪		土・急
36	大門(4)	大門	25	80	165	D	8			市道	180			特雪		土
37	赤山	赤山	27	220	260	D	16	公民館	1	県道	720			特雪		土・急

2 雪崩危険箇所(Ⅱ)

(村山総合支庁建設部河川砂防課)

番号	箇所名	大字 小字等 地名	地形			危険度 ランク	人家 戸数	公共的施設		公共施設		施工 状況	他事業 施工 状況	豪雪・ 特別 豪雪	法的 規制	危険 箇所の 種類
			平均 傾斜 度	標 高差	横断 延長			種類	数	種類	数					
1	沼田(1)	沼田	37	40	64	C	2			市道	6			特雪		地・急
2	沼田(2)	沼田	31	30	70	C	1			市道	6			特雪		地・急
3	前丸森	前丸森	38	47	38	C	1			市道	8			特雪	地	地
4	元屋敷	狸森	35	70	320	C	4			国道	33			特雪	砂・地・急	地・急
5	狸森(1)	狸森	35	44	90	C	1			国道	10			特雪		
6	狸森(2)	狸森	39	102	130	D	1							特雪		急
7	須刈田	狸森	30	100	80	C	1							特雪		
8	中山(1)	中山	34	20	55	B	1			国道 橋梁	4 1			特雪		
9	中山(2)	中山	42	80	44	B	1							特雪		
10	中山(3)	中山	30	55	137	B	2			市道	40			特雪		急
11	北町	北町	27	70	84	C	2			市道	28			特雪		
12	高松	高松	39	20	75	B	3			市道	9			特雪		土
13	小穴	小穴	36	25	130	C	2							特雪	砂	土
14	塩崎	阿弥陀地	27	65	215	D	3			市道	22			特雪		
15	大山沢	小穴	34	80	190	C	1							特雪	砂	土
16	大林	高野	35	40	90	B	4							特雪		急
17	高野	高野	30	40	80	B	4			市道	10			特雪		
18	中生居	中生居	31	30	140	C	3			市道	7			特雪	砂	土・急
19	檜下(1)	檜下	36	140	140	C	4			県道 市道	17 13			特雪		
20	檜下(2)	檜下	31	120	140	B	3			県道 橋梁	16 1			特雪		急
21	柏木	柏木	35	120	208	B	5			県道 市道 橋梁	30 5 1			特雪		急
22	金山1	金山	35	110	195	B	1			市道 橋梁	22 1			特雪		
23	金山2	金山	35	129	80	B	1							特雪		
24	古屋敷	古屋敷	35	70	140	B	4			県道	8			特雪		土

重要水防箇所

(村山総合支庁建設部河川砂防課)

番号	水系名	河川名	重要水防箇所					対策水防 工法名	警戒基準水位	
			左右 岸別	地先名	種別	危険 度	延長 (m)		量水標	警戒 水位
1	最上川	須川	右岸	弁天二丁目～弁天一丁目	堤防高	B	470	積土のう	石堂	1.60
2	最上川	須川	右岸	泉川字中河原～泉川字東河原	堤防高	B	300	積土のう	石堂	1.60
3	最上川	須川	右岸	金生一丁目～金生一丁目	堤防高	A	730	積土のう	石堂	1.60
4	最上川	須川	左岸	美咲町二丁目～美咲町二丁目	堤防高	A	450	積土のう	石堂	1.60
5	最上川	須川	左岸	関根字三島～相生字中河原	堤防高	B	720	積土のう	櫓下	1.80
6	最上川	須川	左岸	石堂	漏水	B	270	シート張工	—	—
7	最上川	本沢川	左右岸	狸森字館之越～小白府字丸森	堤防高	B	250	積土のう	—	—
8	最上川	前川	左岸	石崎一丁目	堤防高	B	400	シート張工 積土のう	—	—
9	最上川	前川	右岸	矢来三丁目	堤防高	B	290	シート張工 積土のう	—	—
10	最上川	前川	左岸	大字川口	堤防高	B	40	積土のう	—	—
11	最上川	前川	左右岸	北町本丁～二日町	堤防高	B	1,100	積土のう	—	—
12	最上川	荒町川	左右岸	新湯～鶴脛町一丁目	堤防高	A	300	積土のう	—	—
13	最上川	八幡堂川	左右岸	新湯～鶴脛町二丁目	堤防高	B	410	積土のう	—	—
14	最上川	河原期川	左岸	河崎字反田～河崎字反田	堤防高	B	255	積土のう	—	—
15	最上川	生居川	左右岸	下生居字向田～下生居字道端	堤防高	B	200	積土のう	—	—
16	最上川	濁川	左右岸	中山字揚橋老～中山字西原九	堤防高	B	750	積土のう	—	—

落石等危険箇所

(村山総合支庁建設部道路課)

番号	危険内容	道路種別	路線名	所在地	対策状況	対策工種
1	落石・崩壊	主要地方道	上山七ヶ宿線	櫓下字炭谷沢山	対策済	法枠工
2	落石・崩壊	主要地方道	上山七ヶ宿線	金山字大日陰	対策済	法枠工
3	落石・崩壊	主要地方道	上山七ヶ宿線	金山字大日陰	対策済	擁壁工+防護柵
4	落石・崩壊	主要地方道	上山七ヶ宿線	金山字ラントウバ	未対策	
5	落石・崩壊	主要地方道	上山七ヶ宿線	金山字ラントウバ	未対策	
6	落石・崩壊	主要地方道	上山七ヶ宿線	金山字カラメキ	対策済	ロックネット+法枠工
7	落石・崩壊	主要地方道	山形永野線	蔵王字蔵王山	対策済	擁壁工+防護柵
8	落石・崩壊	一般県道	狸森上山線	狸森字毛無沢	対策済	法枠工

ため池

(農林夢づくり課)

番号	名称	所在地	管理者	かんがい 受益地(ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	幅 (m)	貯水量 (千m ³)
1	本沢ため池	狸森	最上川中流土地改良区	380.0	17.5	91.5	5.4	157.0
2	鳴谷地ため池	小倉	上山市土地改良区	87.0	14.0	135.0	5.0	276.6
3	松沢ため池	相生	上山市土地改良区	43.0	21.0	209.0	2.0	339.0
4	大山沢ため池	小穴	上山市土地改良区	95.7	7.6	70.0	2.6	29.0
5	金華山ため池	赤坂	上山市土地改良区	35.0	7.5	70.0	2.5	31.8
6	谷地ため池	阿弥陀地	上山市土地改良区	44.0	7.0	171.0	4.0	18.6
7	手前ため池	赤坂	上山市土地改良区	6.5	8.0	57.0	3.6	6.0
8	小穴沢ため池	小穴	上山市土地改良区	30.5	3.0	236.0	2.2	29.0
9	鎌沢ため池	河崎	河崎水利組合	8.0	9.7	30.0	4.0	1.3
10	小田原ため池	権現堂	上山市土地改良区	12.0	4.0	41.0	2.0	10.0
11	新堤ため池	小穴	上山市土地改良区	10.0	5.5	88.0	2.5	11.0
12	つるみ石ため池	権現堂	上山市土地改良区	9.8	3.4	158.0	5.0	10.8
13	<small>カナコボシ</small> 金盈ため池	中山	金盈水利組合	10.0	5.0	88.0	2.5	6.9
14	太平ため池	河崎	高楯水利組合	10.0	7.3	40.0	3.0	7.2
15	薬師ため池	小穴	蓬萊薬師水利組合	8.0	5.5	90.0	2.0	9.0
16	内林ため池	赤坂	上山市土地改良区	15.0	4.0	30.0	2.5	3.0
17	月ヶ日向ため池	細谷	上山市土地改良区	3.0	2.0	90.0	2.5	2.4
18	水上ため池	金瓶	金瓶地区会	6.0	2.0	52.0	2.6	2.5
19	西ヶ沢ため池	細谷	個人	2.0	5.0	35.0	5.0	1.5
20	八文山ため池	小倉	上山市土地改良区	2.0	2.7	40.0	6.0	3.8
21	一の関ため池	小倉	上山市土地改良区	2.0	4.0	50.0	2.0	2.0
22	狐石ため池	小倉	上山市土地改良区	2.0	5.0	30.0	2.0	6.0
23	上の原ため池	久保川	上の原水利組合	3.0	3.0	50.0	2.0	5.8
24	伊藤倉吉ため池	三千刈	個人	0.7	5.0	60.0	2.0	2.5
25	伊藤雅基ため池	軽井沢	個人	0.5	5.0	40.0	2.5	1.2
26	地藏堂ため池	三千刈	個人	0.3	3.0	40.0	5.0	4.9
27	ヒョウタン池	軽井沢	個人	0.4	3.0	50.0	2.5	1.5
28	赤禿沼	久保手	個人	0.0	1.4	40.0	2.5	1.5
29	鷹取沼	久保手	㈱南東北がた農機会社	0.6	7.0	50.0	2.0	4.0
30	大石陰沼	久保手	個人	0.5	5.0	30.0	2.0	5.0
31	山の神沼	久保手	最上川中流土地改良区	80.0	4.0	108.0	3.0	5.1
32	三左エ門堤	久保手	個人	3.8	6.5	74.0	2.0	7.2
33	田の堤	中山	個人	0.9	5.0	30.0	2.5	1.3
34	熊ノ前ため池	中山	個人	7.0	5.0	45.0	4.0	5.0
35	ブドウ清水ため池	狸森	個人	0.8	5.0	40.0	3.0	3.2
36	稲荷山堤	小白府	個人	0.8	7.0	30.0	2.8	2.4
37	千丁金第2堤	小白府	個人	1.0	4.0	60.0	2.0	2.7
38	千丁金第3堤	小白府	個人	0.9	4.0	40.0	2.7	1.2
39	よし池	小白府	個人	1.0	7.0	25.0	2.0	3.0
40	するばちため池	松山	個人	0.3	6.0	30.0	2.5	1.5

番号	名称	所在地	管理者	かんがい 受益地 (ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	幅 (m)	貯水量 (千 m ³)
41	虚空蔵下堤	松山	個人	0.4	5.0	35.0	2.0	2.7
42	共同中の堤	三千刈	個人	1.0	5.0	20.0	4.0	1.0
43	中平ため池 1号	狸森	個人	0.7	5.0	20.0	3.0	0.6
44	中平ため池 3号	狸森	個人	0.7	5.0	20.0	2.0	0.9
45	矢端温水ため池	狸森	個人	0.8	5.0	25.0	2.5	0.8
46	ため池 1	軽井沢	個人	0.2	2.0	16.9	2.0	1.5
47	ため池 2	軽井沢	個人	0.2	2.0	19.2	2.0	1.5
48	ため池 3	三千刈	個人	0.1	2.0	13.1	2.0	1.5

防災重点ため池

(農林夢づくり課)

番号	名称	所在地	管理者	かんがい 受益地 (ha)	堤高 (m)	堤長 (m)	幅 (m)	貯水量 (千 m ³)
1	本沢ため池	狸森	最上川中流土地改良区	380.0	17.5	91.5	5.4	157.0
2	鳴谷地ため池	小倉	上山市土地改良区	87.0	14.0	135.0	5.0	276.6
3	松沢ため池	相生	上山市土地改良区	43.0	21.0	209.0	2.0	339.0
4	大山沢ため池	小穴	上山市土地改良区	95.7	7.6	70.0	2.6	29.0
5	金華山ため池	赤坂	上山市土地改良区	35.0	7.5	70.0	2.5	31.8
6	谷地ため池	阿弥陀地	上山市土地改良区	44.0	7.0	171.0	4.0	18.6
7	手前ため池	赤坂	上山市土地改良区	6.5	8.0	57.0	3.6	6.0
8	小穴沢ため池	小穴	上山市土地改良区	30.5	3.0	236.0	2.2	29.0
9	小田原ため池	権現堂	上山市土地改良区	12.0	4.0	41.0	2.0	10.0
10	新堤ため池	小穴	上山市土地改良区	10.0	5.5	88.0	2.5	11.0
11	つるみ石ため池	権現堂	上山市土地改良区	9.8	3.4	158.0	5.0	10.8
12	水上ため池	金瓶	金瓶地区会	6.0	2.0	52.0	2.6	2.5
13	八文山ため池	小倉	上山市土地改良区	2.0	2.7	40.0	6.0	3.8
14	一の関ため池	小倉	上山市土地改良区	2.0	4.0	50.0	2.0	2.0
15	狐石ため池	小倉	上山市土地改良区	2.0	5.0	30.0	2.0	6.0
16	上の原ため池	久保川	上の原水利組合	3.0	3.0	50.0	2.0	5.8
17	伊藤倉吉ため池	三千刈	個人	0.7	5.0	60.0	2.0	2.5
18	伊藤雅基ため池	軽井沢	個人	0.5	5.0	40.0	2.5	1.2
19	地藏堂ため池	三千刈	個人	0.3	3.0	40.0	5.0	4.9
20	ヒョウタン池	軽井沢	個人	0.4	3.0	50.0	2.5	1.5
21	山の神沼	久保手	最上川中流土地改良区	80.0	4.0	108.0	3.0	5.1

保安林指定箇所

番号	指定の目的	所在地	指定年月日	面積 (ha)
1	土流	久保川字蓬坂山 674-1	T11. 3. 18	11. 8710
2	土流	久保川字蓬坂山 670-2 外 3 筆	S13. 5. 16	2. 0585
3	水かん	久保川字蓬坂山 653 外 6 筆	S30. 3. 9	29. 7509
4	土流	久保川字蓬坂山 673-8 外 1 字 1 筆	S58. 2. 7	0. 1655
5	土流	菖蒲字中平 2153-1 外 3 筆	T9. 12. 14	8. 1386
6	土流	菖蒲字後和沢 2140-1 外 11 筆	T9. 12. 14	17. 9509
7	水かん	大門字北沢 1147-3 外 1 大字 1 字 3 筆	S46. 3. 12	55. 9907
8	水かん	菖蒲字日向 2151-1 外 13 筆	S46. 3. 12	32. 2800
9	土流	菖蒲字サト 2157-1 外 3 字 70 筆	S46. 3. 12	52. 8603
10	土流	菖蒲字切下 1883 外 1 字 2 筆	S52. 10. 19	0. 0698
11	土流	菖蒲字牛房沢 2156-8	S49. 12. 7	0. 0454
12	水かん	菖蒲字トウキ 2148	S58. 5. 11	18. 8928
13	水かん	菖蒲字クワリサ 2146 外 1 字 1 筆	S58. 5. 11	60. 6870
14	水かん	菖蒲字トウキ 2148	S58. 2. 21	3. 0622
15	土流	菖蒲字小倉澤 660-19 外 1 字 1 筆	S54. 7. 11	0. 0711
16	土流	牧野字穴沢 2404-1 外 1 大字 1 字 11 筆	T9. 12. 14	8. 8748
17	なだれ	大門字トウキ 823-乙	S17. 5. 4	0. 0163
18	土流	大門字カキ 1175-1 外 3 筆	S18. 5. 5	0. 8031
19	水かん	大門字小松倉 963-9 外 1 字 6 筆	S46. 3. 12	7. 4700
20	水かん	狸森字梅ヶ平 2162 外 7 筆	T7. 8. 26	0. 3484
21	土流	狸森字元屋敷 553-2 外 2 字 69 筆	S33. 3. 9	9. 2951
22	土流	狸森字膳棚 1815 外 1 字 26 筆	S47. 6. 13	10. 9807
23	土流	狸森字菅 1716-2 外 2 字 2 筆	S48. 10. 31	0. 2495
24	土流	狸森字菅 740-1 外 1 字 1 筆	S49. 12. 7	0. 1354
25	土崩	狸森字菅 1716-2 外 1 字 1 筆	S56. 5. 16	0. 1791
26	土流	狸森字サカ 清水 701-3 外 1 筆	S51. 3. 24	0. 0719
27	土流	狸森字サカ 清水 701	S52. 3. 30	0. 0365
28	土崩	狸森字サカ 清水 701 外 1 字 4 筆	S55. 7. 19	0. 1612
29	土崩	狸森字サカ 清水 703-2 外 1 字 4 筆	S56. 5. 16	0. 0611
30	土崩	狸森字丸森 1428-1 外 1 字 3 筆	S55. 7. 19	0. 0834
31	土崩	狸森字丸森 1425 外 1 字 2 筆	S58. 6. 15	0. 1273
32	土崩	鶴脛町字虚空蔵 315-1 外 3 大字 3 字 18 筆	S28. 11. 11	2. 4472
33	土流	鶴脛町字愛宕 947 外 1 字 1 筆	S27. 9. 24	0. 8329
34	土流	永野字蔵王山 2198 外 1 筆	S41. 12. 28	32. 8450
35	土流	永野字蔵王山 2195-3 外 6 筆	S45. 12. 21	24. 4092
36	土流	永野字牧沢 1496-2 外 8 筆	S58. 6. 15	0. 2896
37	風害	蔵王字王蔵川 2434 外 3 字 52 筆	S29. 2. 6	1. 9736
38	土流	川口字大谷地 1333 外 7 字 63 筆	S41. 12. 28	49. 8684
39	土流	川口字沼ヶ平 1523 外 3 筆	S44. 2. 6	19. 5700
40	土流	川口字龍沢山 1658-1 外 3 字 3 筆	S46. 3. 12	15. 2484
41	土流	小穴字大山沢 2565-1	S46. 3. 12	27. 3869
42	土流	小穴字大山沢 2423-5	S49. 12. 7	0. 2134
43	土流	小穴字大山沢 2423-2	S58. 8. 8	42. 6238
44	土流	細谷字山道 1115 外 1 字 52 筆	S47. 6. 13	4. 8224
45	土流	細谷字半天子 1115-3 外 112 筆	S62. 4. 16	27. 1696
46	土流	檜下字サカ沢山 2289-2 外 2 筆	S56. 6. 4	29. 1440

番号	指定の目的	所在地	指定年月日	面積 (ha)
47	水かん	檜下字百貫森 2300-1 外 2 字 17 筆	S30. 3. 9	55. 5352
48	水かん	檜下字百貫森 2300-1 外 3 字 4 筆	S33. 11. 17	179. 9011
49	水かん	檜下字百貫森 2300-2 外 1 字 15 筆	S35. 9. 20	46. 5470
50	水かん	檜下字裏滝沢山 2298 外 1 字 3 筆	S32. 9. 2	69. 8102
51	土流	小白府字丸森 1027 外 1 大字 1 字 3 筆	S52. 3. 30	0. 1552
52	土流	下生居字泥部 1194 外 6 筆	S58. 5. 19	0. 1510
53	土流	河崎字八盛山 817-22 外 1 大字 1 字 6 筆	S58. 5. 19	0. 2441
54	水かん	狸森字大コウ山 2967-2 外 10 筆	H8. 6. 10	5. 0921
55	土流	小穴字大山沢 1933-1 外 408 筆	H8. 11. 26	95. 9474
56	土流	狸森字古屋敷 847-1 外 5 筆	S47. 11. 15	0. 9970
57	土流	狸森字菅 810-1	S59. 8. 18	0. 0183
58	土流	下生居字泥部 1340-乙外 1 字 14 筆	H10. 9. 29	11. 5351
59	土流	小穴字大山沢 2423-3 外 5 筆	H2. 7. 27	54. 8211
60	土流	狸森字膳棚 706-1 外 2 字 6 筆	S59. 2. 21	0. 2741
61	土流	鶴脛町字愛宕 947	H10. 3. 16	5. 6188
62	土流	河崎字反田 675 外 1 筆	S61. 4. 23	0. 0641
63	土流	永野字牧沢 755-2 外 3 筆	S61. 4. 23	0. 1021
64	土流	相生字松沢 952-1 外 1 大字 1 字 48 筆	H6. 7. 4	12. 3298
65	土流	細谷字半天子 1115-庚外 218 筆	H7. 2. 9	44. 1399
66	土流	狸森字北会沢 1113 外 26 筆	H7. 9. 12	2. 8345
67	土流	狸森字狸森 1646-3 外 3 筆	H7. 9. 12	0. 4865
68	土流	狸森字狸森 1647-1	H7. 9. 12	0. 9577
69	土流	小穴字蓬来沢 2376-1	H7. 10. 16	18. 6809
70	土流	狸森字狸森 403-2 外 2 字 11 筆	H10. 5. 26	1. 3760
71	土流	菖蒲字蛇沢 663-丙外 3 字 27 筆	H10. 8. 27	5. 5405
72	土流	北町字澤 1636-1 外 2 大字 2 字 21 筆	H12. 1. 12	1. 7724
73	保健	十日町字沢 787 外 1 大字 3 字 4 筆	H8. 9. 13	8. 3079
74	保健	北町字澤 1636-1 外 2 大字 2 字 21 筆	H12. 1. 12	1. 7724
75	保健	鶴脛町字愛宕 947	H9. 4. 22	5. 6584
76	水かん(国有林)	狸森字梅ヶ平山外 25 字	T7. 5. 2	15. 4300
77	水かん(国有林)	菖蒲字未沢山外 2 大字 42 字	S42. 10. 20	1, 230. 2364
78	土流(国有林)	小倉外 1 字五疋鞍外 1 大字 1 字	T10. 12. 6	884. 3467
79	保健(国有林)	鶴脛町字中森外 2 字	S58. 10. 15	64. 0046
80	土流・保健(国有林)	永野字蔵王山	S43. 12. 28	2. 9980
81	水かん(国有林)	小倉字牧沢外 2 大字 29 字	H17. 2. 10	1, 387. 1300
82	水かん(国有林)	高松字坊山外 2 大字 17 字	H17. 2. 10	320. 9600
83	水かん(国有林)	狸森字芝草山外 2 大字 17 字	H17. 2. 10	656. 7400
84	土流(国有林)	鶴脛町字中森外 2 字	H17. 2. 10	64. 0046
85	干害	金生字渡沢 1122 外 3 字 7 筆	H18. 12. 19	23. 4021
86	土流	狸森字丸汐 962 外 22 筆	H22. 1. 26	3. 8572
87	土流	狸森字北会沢 1112-6 外 2 筆	H25. 6. 17	0. 4425
88	土流	小白府字沼田 237 外 1 字 14 筆	H2. 1. 9	1. 0045
89	土流	狸森字御所 682-2 外 1 字 12 筆	H26. 2. 4	0. 9810
90	土流	狸森字会沢 1092 外 2 字 41 筆	R2. 1. 23	3. 6352

土流…土砂の流出の防備 水かん…水源の涵養 土崩…土砂の崩壊の防備 風害…風害の防備

干害…干害の防備 なだれ…なだれの危険の防止 保健…公衆の保健

上山市災害年表

資料 山形県災害年表
 山形県総合学術調査会「蔵王連峰」
 木村昭一氏記「つれづれの記」 より

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
宝亀4年	773	10月	噴火	刈田岳噴火？
承和11年	844	9月20日 ～10月19日	噴火	刈田岳異常。
喜祥元年	848	6月9日 ～7月7日	噴火	蔵王山異常。
貞観11年	870	1月10日 ～2月8日	噴火	蔵王山異常。
寿永2年	1183	5月28日	噴火	蔵王山お釜噴火。
安貞元年	1227	10月 ～11月17日	噴火	陸奥国柴田郡に石の降ること雨の如し、その大きさ柚柑の様にて細く長く、人鳥これに打たれる。
寛喜2年	1230	5月21日 ～6月18日、 11月14日～ 12月12日	噴火	柴田郡に石落ちて、鳥獸を殺すこと20余里に及ぶ。
元弘年間	1331 ～ 1333		噴火	噴煙絶えぬ。
元和6年	1620		噴火	噴火、お釜大焼け、鳥類畜類皆死す。
元和8年	1622	1月3～30日	噴火	刈田岳噴火震動、音光数百里に達する。
元和9年	1623	5月15日	噴火	刈田岳焼初むる。
寛永元年	1624	2月6日 10月5日	噴火	鳴動降灰。
寛永2年	1625		噴火	刈田岳焼け鳴動止まず。砂礫を降らし大石を飛ばす。
寛永3年	1626		噴火	蔵王山鳴動。
寛永7年	1630		噴火	蔵王山鳴動。
寛永18年	1641		噴火	昼夜鳴動止まらず、炎甚だし。
寛文8年	1668	7月中旬	噴火	刈田岳噴火。
寛文9年	1669		噴火	蔵王山噴火、降灰。
寛文10年	1670	4月26日～	噴火	刈田岳噴煙、降灰。
元禄7年	1694	5月21日 5月29日 8月30日	噴火	蔵王山鳴動。 刈田岳噴火し、蔵王権現宮殿焼く。 大地揺り動き、天にんえてどうどうとなる。岳より硫黄水湧き出る。
宝暦7年	1757	5月24日	大洪水	大洪水、上山町の軒端を没す。
安永3年	1774	6月	大風	上山大風被害。
寛政6年	1794	8月29日 9月22日	噴火	夜九つ時、蔵王噴火大地震、煙最上領になびく噴煙7年にわたる。 蔵王山噴火(刈田岳)。お釜の東南に九つの火孔を生ずる。降灰あり。噴煙は尾花沢、天童に及ぶ。
寛政8年	1796	3月24日	噴火	蔵王山噴火。
享和元年	1801		天候不順	上山領天候不順、凶作。
文化元年	1804		噴煙	蔵王山噴煙。
文化3年	1806		噴煙	蔵王山噴煙。
文化6年	1809	6月12日 9月5日 12月19日	噴火	九つ頃、蔵王弥陀お釜と申所焼吹出相流候に付。 蔵王岳又以焼抜け大水灰等押出参詣人怪我等有り之候。 蔵王岳焼焰爆発、硫黄水溢れ泥流発生。
文政3年	1820	12月24日	噴火	熊野岳突然鳴動し、お釜の濁水我に沸騰して、湧き水白石川に押出した。
文政7年	1824	8月14日 ～15日	大洪水	大風雨上山、楯岡まで大洪水となる。
文政8年	1825	3月29日	大火	上山大火。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
天保2年	1831		噴火	蔵王山噴火、度々焼く。
天保3年	1832	6月	霖雨	霖雨、上山2度の大風雨。
慶応3年	1867	9月24日	噴火	熊野岳鳴動し、噴煙甚だし。
		10月21日	噴火	熊野岳鳴動し、お釜沸騰し、泥水硫黄を混じ、二十尺余洪水となり死亡三人を生ず。
明治2年	1869	7月13日	大風雨	上山大風雨洪水。山崩れのため、最上山形等200余損す。
明治6年	1873	9月	噴火	蔵王山（お釜付近か？）小噴火。
明治27年	1894	4月5日	火災	南村山郡中川村小倉より出火、14戸56棟焼失、消防手2名焼死、重軽傷を出した。
		7月3日	降灰	3月より煙立ちのぼる。南村山郡三上村に降灰あり。
明治28年	1895	2月12日	噴火	火口近くに地震数回発生。
		2月15日	噴火	午前9時30分に鳴動とともにお釜より白煙をあげ硫黄を飛び散らす。湖水は白石川に達し、鳥類全滅す。降灰あり。
		2月19日	噴火	午前8時30分鳴動劇しく、湖水沸騰し濁川にあふれる。黒煙は前回の10倍。
明治29年	1896	2月20日	噴火	噴火鳴動。
		3月22日	噴火	鳴動洪水。
		7月3日	降灰	上山付近、蔵王山脈続きの村落に降灰。
		9月27日	噴火	鳴動噴煙、湖水あふれる。
		3月8日	噴煙	蔵王山噴煙。
明治30年	1897	9月1日	噴煙	蔵王山湖水氾濫噴煙あり。
明治36年	1903	1月14日	噴煙	午前0時30分蔵王山鳴動噴煙。
明治38年	1905	6月13日	火災	十日町より出火11棟焼失。
大正3年	1914	9月27日	噴火	蔵王山小噴火。
大正7年	1918		火災	東村菖蒲より出火15戸焼失。
大正8年	1919		噴気	蔵王山お釜沸騰。
大正12年	1923		噴気	蔵王山お釜噴気。
昭和6年	1931	3月26日	噴気	蔵王山お釜湖心よりガス噴出。
昭和7年	1932	5月6日	火災	上山町新湯裏国有林より出火、200ha焼失。
昭和10年	1935	6月20日	火災	西郷村細谷より出火12戸（51棟）焼失。
昭和14年	1939		噴火	蔵王山地震群発。
			噴火	蔵王山お釜湖心よりガス噴出。
昭和15年	1940	2月1日	噴気	蔵王山噴気。
		4月16日	噴火	10時頃、蔵王山お釜約1.5km地点の鳥地獄にて小噴火。噴煙10m上がる。
昭和25年	1950	1月30日	突風	早朝から県下各地に突風あり、そのため玉糸製糸工場の煙突倒壊し、死者3名を出した。
昭和26年	1951	3月1日	雪崩	中川村永野にある硫黄鉱山で底なだれのため、寄宿舍、その他建物が倒壊し、死者2名、重軽傷者3名を出した。
昭和27年	1952	8月4日	豪雨	午後1時頃から午後4時30分頃まで強雨により、床上浸水新丁2戸、二日町5戸、下十日町7戸計14戸、床下浸水新丁37戸、二日町38戸、下十日町25戸、湯町14戸計114戸、道路洗掘は湯町新道150m、護岸決壊は荒町川のうち八幡橋下流右岸6m、同左岸6m、落雷の被害は石崎町秋葉製糸煙突及び二日町電柱。
		8月5日	雷雨	午後1時36分頃より降り出した雷雨は、5分後には豪雨となり、約20分間集中的に続き、雨量は昨日を上回るものとなった。床上浸水十日町14戸、新丁18戸計32戸、床下浸水二日町17戸、十日町65戸、湯町20戸、新丁71戸、北町40戸、片町11戸計224戸道路洗掘は湯町新道（観音寺横）約150m車馬通行不能、新丁国道は流水のため一時通行不能となる。
		8月11日	降雨	午後1時35分頃より降りはじめた雨は、1時55分頃には大雨となり、2時30分頃に至り前川新丁地域の家屋に浸水し、更に下十日町地域も危険となる。被害状況の詳細は不明。
		8月30日	降雨	29日午前中より降り続いた雨は、午前5時25分頃から午前7時10分頃まで、豪雨となり前川が氾濫し、家屋に浸水する。新丁地域床上、床下浸水78戸、橋梁流出は八幡丁より塩ノ山

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
昭和28年	1953	1月13日	火災	開墾地に至る土橋。 中川小学校校舎、体育館全焼。
		7月22日	降雨	本沢川、田尻川支流氾濫により、床下浸水3戸、田冠水5町歩、畑冠水1町歩、道路、橋梁、堤防に多少いたみあり。
昭和29年	1954	7月6日	火災	山五製糸工場1棟全焼。
昭和30年	1955	2月28日	融雪	融雪により、荒町川、宮川の橋梁流失1、堤防決壊1箇所あり。
昭和31年	1956	7月17日	豪雨	午前3時本庁管内非常警戒配備につく。午前4時頃荒町川全域氾濫、決壊2箇所、午前5時20分非常配備につく。柏木の小湊橋流失、赤山鉾山の右岸3箇所決壊、午前7時45分金谷橋流失、荒町川決壊3箇所のため、国・県道通行不能、泉川橋危険の報告を受ける。午前7時45分宮川水位（東宮橋）2m、矢来長谷川製糸付近の路上はひざ上まで水となる。午前8時、国道のうち、新丁から河崎までの約3kmは路上約80cmの水深となる。雨量約100mm、住家全壊家屋2戸、半壊28戸、床上浸水1,672戸、床下浸水1,075戸、非住家全壊13棟、半壊9棟、人的被害軽傷32人、田の流失26.4町歩、埋没31.1町歩、冠水450町歩、畑の流失16町歩、埋没10町歩、冠水96町歩、ブドウ0.5町歩、道路決壊10箇所、橋梁流失12橋、堤防決壊23箇所、家財の被害約1億円、土木関係被害4,500万円、農林関係被害4,500万円、商品流失被害1億2,500万円、その他の被害500万円、総額3億2,000万円。（災害救助法適用）
昭和32年	1957	8月5日	降雨	午前4時10分水害注意報発令、午前6時10分大川橋の水位1.5mに達し、警戒水位となる。午前7時矢来橋水道給水管破損。また、前川橋、大黒橋の仮橋が流失する。午前7時30分宮川水位1m。午前8時25分石曾根仮橋が流失し、上下流の堤防溢水する。被害は前川の全壊決壊箇所が全部溢水し、大黒、前川（高松）、石曾根の各仮橋流出、前川周辺の田畑の被害は前回同様程度、裏町の組合水道水管橋流失。床下浸水26戸。
		12月29日 ～2月9日 7月8日	地震 豪雨	有感10回、無感20回の局発的地震がある。 前川、宮川氾濫、床上浸水7戸、床下浸水117戸、人的被害軽傷4人、他の流出3.3ha、埋没1.5ha、冠水190.6ha、浸水10.0ha、畑の冠水0.3ha、道路決壊3箇所、橋梁流失7箇所、堤防決壊6箇所。
昭和33年	1958	12月6日	火災	山五製糸工場寄宿舎1棟全焼。
		7月25～26日	豪雨	7月20日からの降雨と25～26日にかけての豪雨により被害がでる。床下浸水27戸、堤防決壊1箇所、護岸決壊2箇所、道路決壊3箇所、橋梁流出1箇所、土砂崩れ2箇所、山崩れ2箇所。
		9月18日	台風	午後2時頃台風21号の影響により、思川、前川、金山川、柏木川等の中小河川が氾濫する。道路決壊3箇所、道路洗掘3箇所、護岸決壊9箇所、橋梁流失8箇所、その他中山地区稲400束、赤山鉾山に被害がでる。
		9月26日	台風	26日から27日朝にかけて台風22号の影響により被害がでる。床上浸水1戸、床下浸水80戸、橋梁流失1箇所、田の埋没2.2町歩、流失5町歩、冠水185.5町歩、浸水130町歩、畑の埋没3町歩、流失9町歩、冠水19.9町歩、堤防決壊14箇所、その他中山地区稲の流失100束。
昭和34年	1959	12月26日	降雨	季節風を伴った雨により次の被害がでる。床上浸水2戸、床下浸水52戸、道路決壊5箇所、橋梁流失1箇所。
		1月25日	強風	季節風により檜下地区の非住家1棟の屋根1/4が飛ぶ。
		4月13日	強風	山形で最大風速10m/s以上の日が6日間続き、本庄小学校の屋根50㎡、三本松地区の土蔵33㎡が吹き飛ばされる。
		4月15日 7月2日	火災 降雨	狸森7棟全焼。 中小河川増水により床下浸水2戸。降雨量110mm。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
昭和34年	1959	7月22日	豪雨	荒町川、黒森川氾濫。床上浸水7戸、床下浸水145戸、田冠水46町歩、畑冠水1町歩、道路決壊19箇所、橋梁流失5橋、堤防決壊7箇所。
		9月26日	台風	午後11時頃から27日朝にかけ台風15号(伊勢湾台風)により住家全壊18戸、住家半壊62戸、住家一部破損892戸、公共施設全壊1箇所、屋根損失9箇所、事業所全、半壊13箇所、リンゴ落下1,260kg、柿の被害256万3千円、さくらんぼの倒木541本、その他の倒木2,602本、上山農学校裏の松の大木数10本、上山農学校校舎一部破損、被害総額3億円。
		12月24日	火災	上山中学校より出火、木造校舎4棟全焼、1棟半焼、面積2,575㎡、損害34,819千円。
昭和35年	1960	1月27日	火災	日東金属蔵王鉱業所より出火、4棟全焼、面積508㎡、損害15,680千円。
昭和36年	1961	8月20日	豪雨	集中豪雨により河川及び側溝が溢水し、床上浸水10戸、床下浸水126戸の被害がでる。
		9月16日	台風	台風18号(第2室戸台風)により家屋全壊11戸、家屋半壊35戸、家屋一部破損356戸、電柱倒壊2本電話不通3箇所。
昭和37年	1962	4月27日	火災	中山地区より出火。全焼4世帯、半焼2世帯、り災者36名、面積1,074.15㎡、損害15,925千円。
		6月30日 7月5日 7月28日	火災 豪雨 豪雨	玉糸製糸工場8棟全焼。 十日町、二日町地区に被害があり。雨量78.6mm、床上浸水16戸、床下浸水184戸、非住家床下浸水11棟、田冠水1ha。 午後2時頃からの集中豪雨により本庁及び山元地区の一部に被害あり。雨量107mm、床上浸水43戸、床下浸水291戸、非住家床下浸水34棟、家屋一部破損1戸、道路洗掘8箇所、道路決壊6箇所、相沢川、荒町川護岸決壊3箇所、荒町一の橋一部破損、被害総額1,846千円。
昭和38年	1963	8月6日	豪雨	午後3時35分頃より集中豪雨あり。雨量48mm、床上浸水5戸、床下浸水74戸、非住家床下浸水6棟。
		8月19日	地震	23時42分頃、刈田郡蔵王町かもしか温泉を震源地とする地震発生。
		9月15日	火災	明治製菓上山工場2棟全焼。
		2月～4月	融雪	38豪雪の融雪により、山元地区を中心に道路決壊3箇所の被害がでる。
昭和39年	1964	4月22日	火災	小穴地区より出火。全焼16戸、半焼2戸、計18世帯、り災者109名、棟数61戸、面積4,593㎡、損害30,576千円。
		6月16日	地震	13時1分38秒、新潟沖北緯38°23'、東経139°08'深さ20kmを震源として、マグニチュード7.7の地震が発生し、住家一部破損6戸、非住家一部破損4戸、林道2箇所200千円、林産部3箇所30千円、蚕糸関係700千円、商工業関係1,040千円、旅館施設24件6,281千円等の被害を受け、被害総額は無形被害(旅館申し込み取り消し)を含めて12,586千円に達した。
		7月8日 7月12～13日	豪雨 豪雨	7日から8日にかけて降った雨により被害がでる。床下浸水26戸橋梁流失2箇所、堤防決壊3箇所、護岸決壊1箇所、山腹崩壊1箇所、地すべり1箇所、田の流失0.003ha、埋没0.013ha、冠水24ha、浸水100ha、水路決壊2箇所、鱒の流失375kg、被害総額8,204千円(上山市災害対策本部設置)。 梅雨前線の影響により市内全域で被害が出る。床上浸水28戸、床下浸水90戸、非住家床上、床下浸水38棟、堤防決壊3箇所、護岸決壊3箇所、道路決壊6箇所、道路洗掘7箇所、橋梁流失2箇所、石垣崩壊2箇所、山腹崩壊1箇所、がけ崩れ1箇所、地すべり1箇所、田の埋没1.5ha、流失0.1ha、冠水60ha、浸水240ha、畑の埋没0.05ha、流失0.5ha、冠水7.8ha、浸水2.0ha、水路決壊4箇所、農道決壊2箇所、鱒18.8kg、稚魚約5万尾流失、被害総額11,724千円。
昭和40年	1965	3月21日	火災	上山小学校より出火。全焼2棟、部分焼6棟、り災世帯(半

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
昭和40年	1965	7月17日	降雨	焼) 8世帯、焼失面積1,626㎡、損害15,720千円。 不順な天候の長雨と一時的な集中雨により中心河川が増水し、二日町の一部、矢来大黒付近、栄町、長清水の一部に被害がでる。床下浸水16戸、田冠水38ha、田埋没0.15ha、道路決壊9箇所、堤防決壊3箇所、道路洗掘2箇所、橋台決壊、山腹崩壊各1箇所、被害総額2,437千円。
		9月10日	台風	台風23号で被害あり。住家全壊1棟、住家一部破損94戸、非住家全壊8棟、非住家半壊1棟、非住家一部破損52棟、田の倒伏7.7ha、果樹落下(リンゴ14ha、ブドウ7.7ha、柿38ha)、果樹倒木(おうとう250本、柿50本、桃20本)、ぶどう棚全壊0.7ha、被害総額27,987千円。
		9月18日	台風	台風24号で被害あり。軽傷1名、住家一部破損7戸、果樹落下(リンゴ9.0ha、ブドウ5.9ha、柿18ha)、果樹落下(おうとう57本、柿30本)、学校施設(西郷第一小、本庄小、宮生小、小倉分校、中川第二小、宮川中)及び赤山鉱業所の屋根等に被害、被害総額7,255千円。
昭和41年	1966	6月28日	台風	台風4号の影響による豪雨あり。田の冠水7.2ha、浸水13ha、被害総額1,730千円。
		7月18日	豪雨	昨日からの降雨により諸河川出水する。雨量109.7mm、山元地区の地すべりにより負傷者2名、住家半壊1戸、床上浸水44棟、床下浸水397棟、田埋没1.1ha、田冠水235.85ha、畑冠水35.6ha、道路決壊6箇所、橋梁流失8橋、裏町水道橋破損、堤防決壊12箇所(主に生居川)、道路洗掘5箇所、その他頭首工、水路、鱒の稚魚流失、衛生処理場機関部浸水等、被害総額79,742千円。
昭和42年	1967	8月11日	雷雨	午後4時頃から強い雷雨あり。旭町の変電所他数箇所に落雷し、午後6時過ぎまで8千戸が停電する。
		8月28～29日	豪雨	夕刻より雨足が激しくなり、夜半には矢来三丁目(大黒)、二日町(大黒橋付近)、八幡神社裏等に浸水、翌29日未明には前川の河原期川合流点下流左岸の堤防が決壊し、石崎町、二日町、上十日町、中十日町の家屋に浸水する。雨量142mm、住家一部破損1戸、床上浸水228棟、床下浸水428棟、非住家床上浸水26棟、床下浸水178棟、橋梁の損害14橋、道路決壊31箇所、道路洗掘26箇所、山腹崩壊4箇所、堤防決壊34箇所、護岸決壊39箇所、農作物の被害644.8ha、農業施設の被害74,985千円、林道路面流失11,200m、林道側溝1,500m、山脚崩壊1.2ha、県道洗掘2,000m、県道決壊2箇所、県道山崩れ5箇所、山腹崩壊7箇所、地すべり1箇所、その他衛生処理場、上水道、学校関係に被害あり、被害総額236,182千円(水害対策本部設置、羽越災害、災害救助法摘要)。
昭和44年	1969	8月8日	豪雨	7日午後4時頃から9日午前0時頃までの雨量105.9mm、床下浸水4棟、非住家床下浸水1棟、田冠水9.5ha、田浸水56ha、大黒橋仮橋流失、補橋脚流失1基、道路冠水3箇所、道路決壊1箇所、山腹崩壊4箇所、頭首工流失2箇所、農業用水路決壊2箇所、コンクリートブロック崩壊1箇所、被害総額38,022千円。
昭和46年	1971	5月24日	地すべり	午前7時頃、小白府字棚林地内で地すべりが発生する。被害面積(田、山林)870㎡、被害総額162千円。
		7月16日	豪雨	15日夕刻頃からの豪雨により荒町川等の小河川が氾濫する。15日午後1時頃から16日12時頃までの雨量155.3mm、床上浸水62棟、床下浸水254棟、住家一部破損3棟、非住家床上浸水7棟、非住家床下浸水51棟、上山給食センター床上浸水、市民会館に土砂流失、きた保育園敷地陥没、中川小学校、中学校井戸汚濁、水道配水管露出4箇所、配水管切断1箇所、田埋没0.023ha、田冠水75.11ha、畑浸水117.04ha、道路決壊8箇所、道路洗掘234,000㎡、橋梁損傷3箇所、堤防決壊12箇所、山腹崩壊5箇所、農業用施設6箇所、被害総額114,202千円。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
昭和46年	1971	12月9日	地すべり	午前11時55分、狸森字板山地内で地すべりが発生する。被害面積（山林）529㎡、幅20m、高さ約50mにわたって土砂が本沢川及び水田に流入する。
昭和47年	1972	2月27日	地すべり	西山地区において、学校林の一部が幅約30m、高さ約25mにわたって八幡堂川に土砂が流入する。
昭和48年	1973	5月29日	火災	関根地区4棟全半焼、8月部分焼。
		6月13日	火災	赤山地区20棟全半焼。
		6月21日	豪雨	午後1時過ぎより雷を伴う強い雨あり、午後4時頃まで続く、雨量81mm、床上浸水3棟、床下浸水295棟、道路決壊6箇所、道路洗掘11箇所、法面崩壊6箇所、横断側溝埋没4箇所、田冠水12.7ha、田陥没40㎡、降雹による農作物の被害サクランボ11ha、ぶどう88ha、スイカ17ha、ホップ3.91ha、葉タバコ4.32ha、2,285千円、被害総額80,665千円。
昭和49年	1974	7月28日	豪雨	集中豪雨により、床下浸水6棟、道路決壊4箇所、衛生処理場に落雷し電気系統破損、ぶどう棚倒壊53a、ホップ棚倒壊6a被害総額6,950千円。雨量52.3mm。
昭和51年	1976	7月17～18日	大雨	降雨量72mm、市道入丸森沼田線のうち沼田地区公民館手前150mの地点で高さ8m、長さ19.3m、約80㎡の土砂が崩れる。また、大石蔭のブドウ畑7aも崩れる。被害総額1,173千円。
		8月5～7日	豪雨	5日から6日夕刻までの雨量100.5mm、道路路肩決壊1箇所、田埋没、ぶどう棚倒壊4箇所、ホップ棚倒壊2箇所、農業用水路決壊1箇所、被害総額4,298千円。
		8月13～16日	豪雨	13日夕刻から16日午前0時頃までの雨量130.0mm。道路決壊1箇所、道路路肩決壊3箇所、道路路面流失16km、橋脚流失1箇所、農業排水路土砂流出1箇所、農道決壊40m、田埋没1a、林道き裂12m、林道埋没100㎡、林道路面流出300m、林道横断側溝2箇所、公共施設（西郷第二小、競馬場）、被害総額22,392千円。
昭和52年	1977	3月	融雪	融雪により西山地区、高松地区で土砂崩れ、住家被害なし。
		7月17日	豪雨	午前3時過ぎより集中豪雨あり。雨量75.5mm。床上浸水2棟、床下浸水38棟、非住家床下浸水7棟、道路路肩決壊6箇所、道路土砂崩壊5箇所、道路路面洗掘4箇所、道路法面崩壊1箇所、橋梁流失2箇所、護岸決壊1箇所、水路崩壊3箇所、頭首工1箇所、農道流失2箇所、田の埋没1.24ha、冠水1.05ha、畦畔崩壊1箇所、牧草地流失0.1ha、ブドウ棚倒壊2箇所0.6ha、ホップ倒伏0.3ha、被害総額29,978千円。
昭和53年	1978	1月19日	土砂崩れ	高松地区佐藤重次郎宅の裏山高さ16m、幅10.5mにわたって土砂崩れ発生、小屋一部破損1棟。
		3月17日	融雪	十日町地区木村光男宅裏の石垣が高さ8m、幅5mにわたり崩れる。
		6月25～28日	大雨	25日から28日にかけて大雨により市内全域で被害がでる。降りはじめからの総雨量は113mm、道路決壊4箇所、田冠水2.9ha、農林業施設（頭首工1箇所用水路2箇所）、おうとう95.5ha、被害総額263,723千円。
		7月～8月	干ばつ	連日の猛暑により、最高気温39.0℃を記録し、農作物に被害がでる。被害面積は果樹476.06ha、野菜8.5ha、工芸作物37.9ha、桑5.0ha、水稲112.8ha、飼料用作物25ha、被害総額1,657,532千円。
昭和54年	1979	3月31日	強風	発達した低気圧が日本海を北上したため、午前0時過ぎより強風が吹き荒れ、瞬間最大風速は、上山32%、山形25.3%を記録する。人的被害軽傷4人、住家一部破損68棟、非住家全壊22棟、一部破損221棟、その他公共施設、農林関係、通信施設に被害。被害総額107,649千円。
昭和55年	1979	4月17日	強風	午前6時40分から6時50分の間に瞬間最大風速25%、午前9時10分瞬間最大風速15%を記録する。人的被害軽傷2人、住家半壊1棟、非住家全壊2棟、非住家一部破損2棟、その

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
昭和55年	1979	5月27日	降雹	他公共施設（東小学校）、農林関係に被害。被害総額 13,814千円。 降雹、雷雨により、農作物に被害が出る。特に権現堂、弁天、小倉、久保手、足ノ口の被害が甚大で、被害面積は149.59ha、ぶどう218,376千円、おうとう79,903千円、その他の果樹2,998千円、桑2,251千円、キュウリ4,681千円、トマト2,827千円、2,827千円、メロン456千円、その他野菜738千円、被害総額371,530千円（上山市異常気象対策本部設置）。
		6月4日	降雹	金瓶、本庁、山元、中川地区に雷雨降雹あり。降雨量28.5mm、床下浸水住家2棟、非住家床下浸水1棟、ぶどう、おうとう、桑、キュウリ、トマト、ホップ等の被害面積36ha、被害総額28,394千円（上山市異常気象対策本部設置）。
		7月29日	豪雨	7月28日午前7時から29日午前10時までの降雨により被害あり。降雨量は高森地区で148.5mmを記録し、時間最大雨量は菖蒲川ダムの27.5mm、水位は前川（北町）で160cmに達した。床上浸水2棟、床下浸水住家9棟、非住家床下浸水3棟、田冠水4.63ha、畑冠水1.9ha、道路決壊11箇所、道路法面崩壊5箇所、道路路面洗掘17箇所、橋梁流失4箇所、河川護岸決壊24箇所（生居川10箇所、前川5箇所、思川4箇所、須川1箇所等）、河川排水施設3箇所、土砂崩れ5箇所、農作物被害3,875千円、農業用施設（頭首工2箇所、水路決壊9箇所、農道路肩決壊1箇所）、被害総額56,902千円（水害対策本部設置）。
		8月11日	降雨	7月29日の豪雨災害の影響と17時40分から18時40分まで9mmの降雨により被害あり。住家全壊1棟（鶴脛町字松山771-2長橋太一宅）、床下浸水6棟（湯尻川下水路氾濫）、被害総額7,700千円。
		10月1日	台風	台風16号が未明に通過し、農作物に被害あり、被害総額5,227千円。
		昭和55年	1980	2月8日
7月12日	土砂崩れ			4時頃、高松地区会田源吉宅の裏が高さ4.0m、幅6.0mにわたり崩れる。
7月24～25日	降雨			市東南部を中心に強い雷雨があり、農林、土木関係施設に被害がでる。7月24日午後7時から25日午前7時までの降雨量39.9mm。道路路面決壊4箇所、路面洗掘8箇所、河川洗掘1箇所（櫛下）、田埋没0.1ha、農林道2箇所、農業用水路3箇所ほか、被害額農林業施設12,130千円、公共土木施設20,760千円、被害総額32,890千円（上山市異常気象対策本部設置）。
7月～8月	異常低温			最低気温が12℃となり、更に長雨の影響により水稻、果樹などに被害がでる。被害額水稻291,968千円、ぶどう381,598千円、その他（スイカ、ホップ、たばこ）58,247千円、被害総額731,813千円（上山市異常気象対策本部設置）。
12月～2月	豪雪			12月中旬以降の積雪量が128cm（消防本部）を記録し、人的被害をはじめ、一般住家、非住家、農林業施設、公共施設等に被害がでる。人的被害4人（重症2人、軽傷2人）、住家一部破損6棟、非住家被害21棟（公共建物5棟、その他16棟）、道路決壊9箇所、橋梁1箇所、河川決壊1箇所、水道施設被害14箇所、清掃施設3箇所、農業施設（ぶどう棚、野菜ハウス等）、林業関係（折損、倒伏）271.0ha、被害額公共施設1,350千円、農林業施設、119,452千円、公共土木施設21,150千円、その他の公共施設2,771千円、農林業被害475,350千円、被害総額620,073千円（上山市豪雪対策本部設置）。
昭和56年	1981	3月17日	がけ崩れ	17時頃、中山地区丹則雄宅裏のカラジユク川左岸が幅7m×7mにわたり崩れる。人家に被害なし。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
昭和56年	1981	4月12日	地すべり	12時から15時頃にかけて、前丸森地区横戸了宅裏が幅17.0mにわたり崩れる。災害復旧工事費743,000千円。
		6月22～23日	豪雨	22日6時から23時まで雨量106mmを記録し、農林業、公共施設等に被害がでる。床下浸水住家5棟、非住家4棟、り災世帯数7戸、り災者数28人（一時避難）、道路決壊7箇所、地すべり4箇所（中山地区須藤隆一宅裏、丹則雄宅裏、安部長吉宅裏、岩瀬章助宅裏）、がけ崩れ1箇所、橋梁流失1箇所、被害額農林業施設2,360千円、公共土木16,210千円、農産業被害190千円、被害総額18,760千円（上山市異常気象対策本部設置）。
		6月29日	降雨	1時から12時までの降雨量は35.0mmを記録し、高松地区小川庄三郎宅裏山が崩れたほか、公共土木施設に被害がでる。被害額公共土木施設7,677千円（上山市異常気象対策本部設置）。
		7月16日	降雨	14時30分から15時20分まで降雨量31.5mmを記録し、次の被害がでる。床下浸水住家8棟、公共施設220千円（上山市異常気象対策本部設置）。
		8月3日	降雨	18時から19時まで降雨量15.5mmを記録し、中山地区を中心に被害がでる。床下浸水住家4棟、非住家5棟、がけ崩れ5箇所地すべり1箇所（上山市異常気象対策本部設置）。
昭和57年	1982	8月22～23日	台風	台風15号より、22日16時から23日14時まで降雨量115.5mmを記録し、住家の浸水をはじめ、公共土木施設、その他の公共施設、農林業施設、農作物等に被害がでる。床下浸水住家6棟、非住家16棟（公共建物3棟、その他13棟）、田流失、埋没0.8ha、農地の冠水28.3ha、道路路面洗掘、路肩決壊等47箇所、橋梁及び橋脚流失等5箇所（足の口橋ほか）、河川決壊20箇所（須川、蔵王川）、公共施設3箇所、通信不能100回線、被害額農林業施設107,470千円、公共土木施設72,372千円、その他192,836千円、農産物129,960千円、商工業建物（金谷工業団地）56,250千円、被害総額558,888千円（上山市災害対策本部設置）。
		4月15～16日	降雨	15日8時から16日午後4時まで降雨量49.0mmを記録し、住家の床下浸水をはじめ公共土木施設、農林業関係などに被害がでる。住家被害4棟（床上浸水1、床下浸水3）、非住家床下浸水3棟、田の埋没25㎡、道路決壊8箇所、道路洗掘10箇所、河川決壊1箇所、土砂崩れ3箇所、被害額農林業施設4,595千円、公共土木施設2,925千円、その他公共施設1,500千円、被害総額9,020千円。
		6月19日	降雹	山元、中山地区を中心に農作物に被害がでる。スイカ2.2ha、ぶどう4.6ha、たばこ0.53ha、ホップ0.6ha、大根1.0ha、桑20.0ha、計28.9ha、被害総額11,628千円。
		8月1～2日	台風	風主体の大型の台風10号が上陸し、2日午前3時25分最大風速24.50m/sを記録し、公共施設、文教施設、農林業施設等に被害がでる。住家一部破損4棟、非住家一部破損14棟、文教施設一部破損4棟、農林業施設11,082千円、公共文教施設100千円、その他の公共施設993千円、農作物被害282,210千円、商工業建物被害1,858千円、被害総額296,243千円。
昭和58年	1983	9月11～12日	台風	台風18号により11日午後9時から12日午後12時まで降雨量81mmを記録し、住家床下浸水、田畑の流失、道路、橋梁、農林業施設等に被害がでる。住家床下浸水5棟、田畑の流失0.4ha、道路路面洗掘、路肩決壊、崩土等40箇所、橋梁の護岸決壊、橋脚流失等5箇所、河川護岸決壊3箇所、公共土木施設40,834千円、その他の公共施設3,265千円、農林業施設51,619千円、被害総額95,718千円（上山市災害対策本部設置）。
		7月26日	降雨	8時から10時まで44.0mmの豪雨があり、市内各所で道路決壊等の被害がでる。住家床下浸水2棟、非住家床下浸水3棟、道路決壊等20箇所、公共土木施設3,235千円、農作物被害1,000千円、被害総額4,235千円（上山市異常気象対策本部設置）。
		11月18日	降雨	季節はずれの降雨及び風により、農林関係等に被害がでる。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
昭和59年	1984	2月4日	雪害	公共土木施設6,960千円、農作物被害6,339千円、被害総額13,299千円。 新町地区の作業場1棟(27坪)が積雪のため全壊する。 融雪水によりカラジユク川が増水し、中山地区丹則雄宅裏の河岸が約10m崩れる。災害復旧工事費1,100千円。 季節はずれの降雪により、次の被害がでる。農業施設(ぶどう棚、ビニールハウス)4件、農作物(ぶどう)1.1ha、農業用水路等、被害額農林業施設11,088千円、農業用水路55,500千円、農作物被害63,704千円、被害総額130,292千円。
		4月4～7日	融雪	
		4月19～20日	降雪	
昭和60年	1985	7月25日	降雨	豪雨により生居地区の農業用水路が決壊する。被害額7,000千円。
		7月22日	豪雨	14時から14時50分頃まで雹を伴った雷雨があり、市街地を中心に床下浸水、落雷による停電、通信被害等がでる。降水量26.3mm、住家床下浸水4棟、住家一部破損1棟、農作物被害(ぶどう、おうとう、ホップ等)15.6ha、通信不能40回線、停電3,500戸、住家一部破損300千円、農作物被害17,636千円、文教施設(宮生小学校)845千円、地下道冠水41千円、その他の公共施設426千円、電力施設600千円、被害総額19,848千円。
昭和61年	1986	9月7日	突風	寒冷前線の影響によりの影響による突風と強い雨により、次の被害がでる。住家床下浸水1棟、公共建物2棟、文教施設1箇所、田倒伏200ha、果樹落下1.0ha、街路樹倒木1箇所、公共文教施設100千円、公共土木施設130千円、その他の公共施設35千円、農作物被害不明、被害総額265千円。
		1月14日～2月12日	雪害	雪下ろし転落事故及び屋根雪落下により、重傷3名、軽傷1名の被害者が出る。
		3月16日	融雪	落石により、県道上山白鷹線、市道内山線が一時全面通行止めになる。また、市道六角沼田境線2箇所、市道上生居堀切線で路肩が決壊する。
昭和62年	1987	8月5日	降雨	台風10号崩れの温帯低気圧の影響で4日夜半から5日朝にかけて記録的な大雨に見舞われる。降雨量は133mmを記録し、次の被害が出る。床下浸水4棟、田埋没1.71ha、田冠水67.12ha、畑冠水24.58ha、道路破損54箇所、河川決壊16箇所、清掃施設1箇所、鉄道不通1箇所、停電2戸、地すべり1箇所、がけ崩れ5箇所、被害額公共文教施設1,375千円、農林業施設67,172千円、公共土木施設68,765千円、農作物被害24,264千円、鉄道施設2,850千円、電信電話施設69千円、電力施設320千円、被害総額164,835千円。
		2月5日～3月6日	融雪	融雪により市道狸森線(路肩決壊)、国道348号(土砂崩れ)、田尻川(洗掘)、ホッカ沢川(決壊)の被害が出る。
昭和63年	1988	3月11～22日	融雪	融雪により滝沢川(右岸22m決壊)、市道飽原線(3箇所5m路肩決壊)、市道赤坂揚橋線(13m路肩決壊)の被害が出る。被害総額9,700千円
		3月20日	融雪	元屋敷地区佐藤武男宅裏が高さ12.0m、幅5.5mにわたりがけ崩れ。
		5月28～29日	降雹	28日午後5時頃と29日午後の2回にわたり降ひょうがあり、阿弥陀地、藤吾、相生、宮脇地区を中心に果樹(さくらんぼ、ぶどう、洋なし)、特用作物(ホップほか)に被害がでる。被害面積45.1ha、被害総額34,914千円。
		6月18日	降雹	檜下、赤山地区を中心に降ひょうがあり被害がでる。被害面積4.52ha、被害総額8,009千円。
		8月5日	降雨	夜半過ぎから降り始めた雨が午前7時まで60.5mmを記録し、本庁地区に被害がでる。総雨量75.0mm。床下浸水1棟(金瓶地区)、がけ崩れ1箇所(荒町地区)、被害総額88千円。
		8月28～30日	降雨	28日午後9時頃から降り始めた雨が、午後9時から10時まで時間最大雨量300mmを記録し、30日まで降り続いたため市内の道路を中心に被害がでる。総雨量105.5mm。道路の路肩決壊3

年 号	西 暦	り 災 月 日	種 別	被 害 記 録
昭和63年		11月25～26日	降 雪	<p>箇所、法面崩壊 1 箇所、河川の護岸決壊 1 箇所、農業用施設被害 3 箇所（用水路 2、農道 1）、林道 4 箇所、被害総額 10,520 千円。</p> <p>25日から26日にかけての降雪によりぶどう棚の倒壊が相次ぎ被害がでる。ぶどう棚の倒壊27.49ha、ぶどう樹木1,823本、被害総額59,673千円。</p>
平成元年	1989	6月下旬 ～10月上旬	低 温	<p>6月下旬からの低温、日照不足による農作物への被害に対応するため、9月14日市農林課内に「上山市異常気象農作物被害対策本部」を設置し、総合的な対策を行った。水稻の作況指数は89（不良）となり11月22日付けで激甚災害の指定を受けて天災融資法に基づく被害農業者への資金融通について特例措置を講ずるとともに、市税の減免措置並びに農家就労確保事業等による対策を講じた。</p>
		2月26日 ～3月4日	融 雪	<p>融雪により金瓶川決壊 2 箇所、手前ため池（藤吾地区）堤体及び取水施設からの漏水、水路の崩落 2 箇所（小穴地区、永野地区）の被害がでる。被害総額44,400千円。</p>
		4月16～17日	強 風	<p>日本海沖にあった低気圧が発達しながら北上したため、16日夜から17日朝にかけて消防本部で瞬間最大風速21.5mを記録し、ビニールハウス倒壊等の農業施設被害、東小学校古屋敷分校の屋根等トタン板はく離、及び久保手地区の樹齢200年の松倒木 1 本の被害がでる。被害総額5,010千円。</p>
		8月6日	台 風	<p>中型で並みの強さとなった台風13号は、6日午後3時頃千葉県銚子市付近に上陸した後北北西に進み、本市を横断する形で県内を通過し、新潟県村上市付近から日本海に抜けたため、蔵王では6日の日雨量が370mm（最大時間雨量41mm）5日からの総雨量は414mmに達し、山形気象台始まって以来の記録的豪雨となった。</p> <p>このため、塩坪地区では鉄砲水にあい、3世帯が棚木公民館に避難したほか、蔵王川、酢川、須川の急激な増水により、二本松会上山病院や工業団地の2企業が床下浸水、床上浸水するなど中川、東地区を中心に道路、河川、農業施設に大きな被害が発生した。床上浸水非住家2棟、床下浸水住家4棟、非住家2棟、道路流失、路肩決壊等23箇所、橋梁護岸決壊1箇所、河川決壊等27箇所、農地流失・埋没等456.3a、頭首工10箇所、水路12箇所、農道3箇所、林道3路線9箇所、被害額商工業建物3,300千円、公共土木施設422,737千円、農林業施設140,140千円、農作物6,706千円、被害総額572,883千円。</p>
平成2年	1990	2月11～25日	融 雪	<p>11日から25日にかけて、融雪により中山地内の西原川決壊、及び前丸森地内の市道路肩決壊の被害がでる。被害総額2,500千円。</p>
		6月26～28日	降 雨	<p>山形県付近に停滞した梅雨前線の活動が活発となり、26日夕方から28日朝にかけて総雨量90.5mm（消防本部）を記録し、山元地内で県道上山白鷹線の法面崩壊と、足ノ口地内で農道路肩決壊及び水路決壊の被害がでる。被害総額3,400千円。</p>
		8月10日	台 風	<p>10日、小型で並みの強さの台風11号が福島県から宮城県太平洋岸を北上し、その接近に伴って奥羽山系に大雨をもたらし、消防本部では降雨量42mmを観測した程度だったが蔵王山で総雨量153mmに達し、このため菖蒲地内で農業用水路決壊の被害がでる。被害総額500千円。</p>
		11月30日 ～12月1日	降 雨	<p>11月30日から12月1日にかけて、季節外れの台風28号から変わった発達した低気圧の日本海沖通過に伴い、蔵王山で降雨量165mmに達し、金谷地内で酢川溢水寸前まで増水したため水防活動を実施したほか、小倉地内での農道路肩決壊、塩坪地内での県道脇の斜面崩壊など、中川地区に集中して被害がでた。また、風速14～15mの強風が吹き荒れたため、本庄小学</p>

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
平成3年	1991	3月22～31日	融雪	校赤山分校及び中川小学校蔵王分校の屋根が破損する被害がでる。被害総額1,330千円。
		7月20～22日	降雨	融雪により細谷地内半天子川右岸決壊、市道六角沼田境線の路肩決壊の被害がでる。被害総額11,000千円。 梅雨前線の影響で20日から22日まで雨が降り続き(消防本部における総雨量83mm)、美咲町二丁目地内で農業用水路が溢水し床下浸水1棟の被害がでる。さらに前丸森地内の養鯉池西側斜面で地すべり発生し林道が寸断される。被害総額16,000千円。
		7月24日	降雨	7月に入ってから長雨傾向に、寒冷前線の影響による数日間の降雨が重なって主要地方道上山蔵王公園線で路肩の地すべり(小倉)及び法面崩壊(塩坪)発生。被害総額1,800千円。
		9月27～28日	台風	大型で非常に強い台風19号が日本海側を北上。27日夜半から強風が吹き荒れ、27日23時50分に21.5m/s、28日は6時40分に22.2m/sの瞬間最大風速を記録した。 このため、各地で収穫を前にした果樹の落下被害(西洋なし145.5ト、りんご47.2ト、かき24.2ト)が発生し、さらにパイプハウス46棟が全半壊した。 また、中川小学校と同小倉分校の屋根が一部破損したほか、車庫、小屋等の建物倒壊5棟、屋根破損11棟、看板の破損4件、シャッター破損2件等の被害が発生した。農産被害49,600千円、農業施設被害4,300千円、文教施設被害400千円。被害総額54,300千円。
平成4年	1992	10月13日	台風	大型で強い台風21号が太平洋岸を北上。これに伴って秋雨前線の活動も活発になり、11日から降り続いた総雨量が、消防本部で115.0mm、山元支所で151.5mmを記録。 須川、前川、思川等の河川や水路の決壊による建物の浸水、農地の冠水はじめ、公共土木施設や農林業施設にも大きな被害がでる。床上浸水衛生プラント1棟、工場1棟、小屋3棟、床下浸水住家2棟、小屋の流出1棟、がけ崩れ1箇所、畑冠水83ha、田の畦畔決壊4箇所、土砂堆積20a、農業用水路決壊・洗掘7箇所、ため池決壊1箇所、農林道路肩決壊・法面崩壊等25箇所、市道路肩決壊・路面洗掘等10箇所、河川決壊12箇所、農産被害額2,884千円、農林業施設被害額31,605千円、公共土木施設被害額87,880千円、被害総額122,369千円。
		3月24日	融雪	中十日町石井商店裏の市道上山城東通り線の石積み法面の路肩が長さ3.5mにわたって崩落。被害総額250千円。
		4月2日	融雪	鳴の谷地地すべり防止区域内の蔵王ペンション村北側斜面において融雪による崩壊が発生。幅20m、長さ25m、厚さ5～10m、推定移動土塊量は約2,500m ³ で、大半は急斜面を落下し酢川に流入した。崩壊地上部がペンション敷地にかかり、滑落崖と家屋の距離が4～5mと接近していたため、警報機付地盤伸縮計を設置し監視体制をとる。(災害関連緊急地すべり対策事業719,700千円)。
		4月30日～5月1日	雪害	30日深夜から1日早朝にかけて積雪8cm(消防本部)の降雪があり、ぶどうハウス倒壊等農産被害が発生した。ぶどう351a、水稻129m ² 、たばこ66m ² 、被害総額47,358千円。
		5月11日	晩霜	晩霜によりぶどう8.54haに被害がでる。被害総額8,449千円。
平成5年	1993	12月13日	強風	寒冷前線を伴った低気圧の通過に伴い、消防本部で瞬間最大風速18.2mを記録。野菜及び花きのビニールハウスの倒壊、破損の被害がでる。被害総額1,297千円。
		2月6～9日	融雪	細谷地内、半天子川筋決壊。被害総額1,900千円
		2月27日	落石	狸森(入丸森)1249-6 豊田秋吉宅裏山において、落石が発生し住宅に被害を与えた。一部破損。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
平成5年		7月14～15日	豪雨	降水総雨量山元支所95mm、蔵王では101mmに達し、須刈田地内では、人家の裏山からの鉄砲水により、畑約60～70㎡流失。内山集落に入る直前の木橋手前10m地点が増水により道路法面が5m程度崩壊。沼田地内、市道六角沼田境線法面崩壊、幅16m、高さ5.2m、路肩欠損幅20m、高さ5m、作業小屋の土台洗掘。金瓶地内、県道十日町山形線冠水。農道甲石地内路肩決壊、入丸森地内法面崩壊。農業用水路永野・甲石・小穴地内溝畔決壊、横川・阿弥陀地地内水路決壊。林道逆倉内山線（入丸森地内）法面崩壊2箇所、高畑線（上生居地内）、黒森山線、菅地内などで被害がでる。農業用施設被害額28,180千円、公共土木被害額35,520千円。
		7月27日 ～6年3月4日	低温	低温及び長雨による農作物の被害に対応するため、7月27日市農林課内に「上山市異常気象農作物被害対策本部」を設置したが、農作物の被害が大となるため、10月8日に「上山市異常気象対策本部」を設置した。11月10日付けで激甚災害の指定を受けて天災融資法に基づく被害農業者への資金融通について特例措置を講ずるとともに、市税の減免措置並びに農家就労確保事業等の対策を講じた。農産被害1,259,235千円。
		8月27日	台風	台風11号により、26日午後8時から28日朝まで蔵王山では総雨量340mmを記録し、東部及び南東部地区で非住家床上浸水1箇所、床下浸水3箇所、河川護岸の決壊及び洗掘等19箇所、道路路肩決壊、路面洗掘、道路崩壊、法面崩壊等5箇所、橋梁洗掘1箇所、農林業施設126,000千円、公共土木施設276,640千円、被害総額402,640千円。
平成6年	1994	3月31日 ～4月16日	地すべり	狸森地内、国道348号線北側法面、擁壁上部に地山との境界部分約30mにわたって亀裂が入る。崩壊危険性があるため国道反対側の住宅2棟の住人に対し、避難勧告をした。 4月3日に3度にわたり崩落が発生、国道の半分が土砂に埋り国道は、全面通行止、さらに崩落の危険性があるため、簡易立込鋼矢板を設置、対策を講じた。4月16日には応急対策工事により、道路を片側交互通行、避難勧告を解除した。
		4月12日	融雪	融雪により、細谷地内半天子川筋2箇所決壊、檜下ホッカ沢川、薄沢川決壊、小白府橋梁洗掘、被害総額47,100千円。
		8月4日 ～7年3月27日	旱害	春先から高温少雨の日が続いたことから農作物に被害がでた。（上山市異常気象農作物被害対策本部設置）被害額水稲7,464千円、きゅうり8,975千円、トマト4,514千円、食用きく11,353千円、果樹（りんご、ぶどう、なし）233,537千円、葉たばこ、ホップ24,340千円、牧草等85,296千円、花卉4,555千円、畜産物11,730千円、被害総額391,764千円。
		9月30日	台風	台風26号により牧野地区久昌寺山門倒壊をはじめ、公立文教施設被害額3,450千円、農産被害45,152千円、畜産物11,730千円、被害総額391,764千円。
平成7年	1995	3月11日	降雪	降雪により、金瓶、甲石、久保手地区のぶどうハウス、棚がつぶれ全半壊した。被害総額6,465千円。
		3月17日	土砂崩れ	仙石地内、パチンコ店の裏山（金生堰）下部から幅9m、延長57.6mに渡り土砂崩れが発生、土砂が国道まで達した。パチンコ店敷地内に15cmの土砂が堆積したが、建物に被害なし。被害農業用水路8,000千円、畑土砂堆積0.06ha被害額1,000千円、被害総額9,000千円。
		6月29日 ～8年3月27日	低温	低温日照不足により、上山市農産物異常気象対策本部を設置。水稲被害額29,070千円。
		7月11日	降雨	降雨により、河川、市道及び林道法面崩壊、市道路肩決壊等の被害がでた。被害総額5,400千円、総雨量山元107.5mm。
		8月10日	豪雨	降雨により、住家床下浸水1棟、非住家1棟、市道路肩決壊4箇所、林道土砂崩れ1箇所、国道348号狸森地内及び国道458号

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
平成8年	1996	12月26日	降雪	久保手地内林道土砂崩れ1箇所、本沢川六角護岸決壊。被害総額85,100千円。
		12月27日	雪害	24日から降り始めた積雪が50～60cmとなり、雪圧により、市道六角・沼田・境線入丸森地内で法面が決壊した。
		～2月3日	雪害	雪下ろし転落事故により重傷者男性2名。
		2月14日	雪害	市道及び県道で転倒し重傷者女性1名、男性1名。
		3月23日	雪害	上山小学校昇降口で転倒し小学4年女子軽症1名。
平成9年	1997	3月23日	土砂崩れ	融雪により、市道元屋敷菅線法面決壊及び法面崩落。
		9月4日	地すべり	塩坪地内二の沢川左岸でクラック4～5箇所発生。応急処置として、伸縮計、赤色回転灯設置、水路破壊防止用キリ橋梁工を実施。
平成10年	1998	6月27～29日	梅雨前線及び台風	台風8号により、市道入丸森沼田線路肩決壊、市道須刈田線路肩決壊、市道赤坂揚橋線路面洗掘、市道元屋敷菅線法面崩落、足ノ口、沼田、久保手、元屋敷、境地内農地法面崩落、三千刈農道洗掘、石曾根農道法面崩落、林道逆倉内山線路体及び法面崩落、林道黒森山線法面崩落、御幸公園東斜面崩落、荒町川工事現場堤塘洗掘、高松地内市道高松竜沢線坊山法面崩落。降り始めからの総雨量石崎117.5mm、蔵王107.0mm、山元168.5mm、小穴112.5mm、中山121.5mm。土木施設被害額1,700千円、農林施設34,217千円、被害総額35,917千円。
		7月14日	降雨	降雨により、林道逆倉内山線法面崩壊、幅15m、高さ20m。
		7月29日	豪雨	集中豪雨により、12時に降り始め15時までに石崎では43mmを記録、市街地で道路冠水7箇所、市役所南側農道の路肩が崩れ被害額200千円。
		7月23～24日	降雨	降雨により、林道竜沢線・小倉沢線・泥部堀切線洗掘。
		7月28日	降雨	集中的な降雨により、中山地区で床下浸水1棟、法面崩壊1箇所、美咲町で床下浸水1棟。
		8月6～7日	豪雨	梅雨前線により、住家床下浸水7箇所、非住家一部破損1箇所、床下浸水2箇所、浸水9箇所、市道路肩崩壊、路面洗掘19路線32箇所、私道4箇所、地すべり2箇所、河川護岸決壊6河川、農道8路線路面欠損、法面崩落、路面洗掘14箇所、水路畔崩壊、埋没、決壊、土砂堆積14箇所、ため池2箇所一部崩壊3ヶ所、農地法面崩壊、畦畔崩落45箇所、林道22路線44箇所、文教厚生施設土砂堆積、法面崩落、土手欠損3箇所、文化財橋脚洗掘、遊歩道1路線、公園法面崩落、土木施設被害額164,735千円、農業用施設被害額65,573千円、林業用施設被害額63,170千円、農作物被害額1,359千円、文教厚生施設被害額2,300千円、上水道施設被害額200千円、公園施設被害額700千円、文化財被害額1,300千円、被害総額299,337千円。
		8月27～31日	降雨	梅雨前線長雨により、蔵王芳刈放牧場では土砂流出、路肩亀裂、路盤陥没各1箇所、狸森、河崎地区では地すべりの拡大各1箇所。
		9月16日	台風	台風5号により、ラ・フランス落下36t、被害額11,095千円、りんご落下44t被害額8,712千円、食用菊589kg被害額438千円、農業用施設被害額938千円。
		9月22日	台風	台風7号により、市施設中川小学校旧小倉分校、宮生小学校、西郷第二小学校などの校舎屋根トタン、外壁、テレビアンテナなどを破損、被害額1,398千円、農作物ラ・フランス68.5t被害額21,714千円、りんご22t被害額4,356千円、小穴、蔵王、三上、宮脇で農業用施設など建物破損、被害額3,320千円。あさひ保育園、市民公園で倒木。
		10月17日	台風	台風10号により、りんご333kg被害額66千円、柿270kg被害額47千円、食用菊295kg被害額219千円、蔵王、中生居で農業用施設など建物破損、被害額861千円。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
平成11年	1999	3月5～6日	強風	強風により、小倉、永野地内の花卉パイプハウス2棟450㎡倒壊、被害額945千円。
		4月25日	降雨	24日23時40分から25日17時までの雨量、石崎34.5mm、蔵王観測所95.0mmを記録、市道5路線路肩崩壊、路面洗掘5箇所被災額1,372千円、須川、蔵王川、酢川護岸決壊など5箇所、芳刈放牧場管理道路路面崩壊被害額3,000千円、菖蒲堰水路埋没被害額300千円、林道泥部堀切線路面洗掘、路肩崩壊被害額200千円の被害を受けた。
		5月25日	強風	強風により農作物被害ぶどう枝折れ損壊50件、408a、おうとうハウス、野菜ハウス、花卉ハウスのパイプ損傷3件10a。
		7月4日	大雨	7月3日21時から22時までの1時間の雨量は、17.5mmと集中的に降り、総雨量は、33.0mmに達した。翌日4日に林道11路線で落石、路肩崩壊、土砂流出などの被害が出た。
		8月13～14日	大雨	8月13日石崎観測所では10時から11時までの1時間に40mmと集中的な降雨を記録、翌14日まで降り続き、14日までの石崎観測所での総雨量は88mm、蔵王観測所では98.5mmに達した。このため床下浸水などが危惧され、事前に対処したが、蔵王公園線塩坪地内では幅20m、長さ50mに渡り法面崩壊した。また林道2路線で路肩崩落、林道被害額3,700千円。
		7月下旬～8月	高温	高温により、りんご、ぶどう、もも、かき、西洋なしなど202haにわたり農作物の被害が発生、被害額60,834千円、また家畜にも被害が及び乳用牛5頭、にわとり10羽被害額1,585千円。
		9月15日	台風	台風16号により14日降り始めから16日までの総雨量石崎観測所で120.5mm、沼田観測所で154mmに達し、元屋敷地内の佐藤藤三郎住宅裏斜面では、地すべりが発生した。滑り面7m、法高10m、崩落土砂高1.5m。
		9月27日	台風	台風18号により、西洋なし(ラ・フランス)が落下、被害額1,935千円。
		平成12年	2000	8月2日、5～6日
8月5日	落雷			5日の落雷により公共施設など21箇所被災、被害総額6,334千円。
平成13年	2001	1月～3月	豪雪	1月1日からの大雪により、1月5日の積雪量が消防本部65cm、前丸森85cm、蔵王坊平160cmを観測、人的被害をはじめ、一般住家、非住家、農林業施設、公共施設等に被害がでる。人的被害5件(重傷2件、中等傷2件、軽傷1件)、住家被害7棟(半壊1棟、一部損壊6棟)、非住家被害6件(全壊1棟、一部損壊5件)、上水道給水管破裂214件、メーター破裂4件、農業施設(野菜ハウス、さくらんぼ雨よけハウス、ぶどう棚、西洋ナシ棚、資材置き場など)、農作物被害(さくらんぼ、ぶどう、西洋なし)、林業関係、公共施設(建物破損4件、設備機器破損1件)、観光関係被害、農林業被害60,938千円。
平成14年	2002	7月10～12日	台風	台風6号により、床下浸水1戸、畑冠水2.3ha、道路路肩決壊等24箇所、河川護岸決壊等8箇所、土砂崩落3箇所など被害総額は66,796千円。
		10月1～2日	台風	台風21号により、ラ・フランス果実落下、食用菊ハウス倒壊。被害総額6,460千円。
平成15年	2003	6月～11月	低温	6月下旬から気温の低下・日照不足が見られ、各作物に生育

年 号	西 暦	り災月日	種 別	被 害 記 録
平成16年	2004	1月～2月	豪 雪	の遅れや野菜、果物の品質低下が発生した。(上山市異常気象農作物被害対策本部設置) 水稻やぶどうなど被害総額は400,923千円。 1月からの降雪により積雪深が85cmを記録。人的被害2人(重傷2人)、ハウス倒壊や農道路肩決壊、市道元屋敷菅線法面崩落等の被害。(上山市豪雪対策本部設置)
		6月21日	台 風	台風6号により、さくらんぼ、ぶどう、花卉を中心にビニール破損、パイプ変形など被害総額は40,860千円。
		7月17日	豪 雨	梅雨前線により、降雨量72.5mmを記録。住家床下浸水5箇所、土砂崩落10箇所、道路冠水・法面崩壊等16箇所、護岸決壊5箇所、農道路肩崩落等4箇所など被害総額は65,713千円。
		8月20日	台 風	台風15号の影響で、西洋なしやももの果実落下やポップの折れなど被害総額は、10,509千円。
		8月31日	台 風	台風16号の影響で、西洋なしの果実落下やきゅうりの風ズレなど被害総額は7,101千円。
平成17年	2005	1月～3月	豪 雪	12月下旬からの降雪により積雪深が85cmを記録。人的被害4人(重傷1人、軽傷3人)、さくらんぼ・野菜のハウス倒壊50a、ぶどう棚倒壊232aなど被害総額は20,699千円。(上山市豪雪対策本部設置)
		6月20日	降 雹	午後1時15分～40分にかけて、本庁、西郷、本庄、東、宮生、中川、中山地区の広い範囲で降雹があり、西洋なしやおとうとう等被害総額は310百万円。
		8月19日	土砂崩れ	局地的大雨により、沼田地区で土砂崩れが発生。1世帯が自主避難。
		12月～18年2月	豪 雪	12月下旬からの降雪により積雪深が83cmを記録。人的被害3人(重傷1人、軽傷2人)、さくらんぼハウス倒壊4a、ぶどう棚倒壊58aなど被害総額は4,708千円。(上山市豪雪対策本部設置)
平成18年	2006	7月15日	大 雨	梅雨前線により、午前4時から6時にかけて集中的な降雨があり、前川ダム観測所で5時から6時までの1時間雨量41mmを記録。床下浸水1棟。
		9月7日	豪 雨	午後7時から午後9時にかけて集中的な降雨があり、石崎観測所等で3時間総雨量50mmを記録。床下浸水1棟、市道法面崩落2箇所・路面洗掘8箇所、河川堤防洗掘1箇所、農業用水路土砂埋塞1箇所、林道路面洗掘3箇所、農地等浸水0.9ha、県道路肩欠損1箇所などの被害。
		9月10日	豪 雨	午後4時から午後8時にかけて集中的な降雨があり、菖蒲観測所で4時から6時までの2時間雨量66mmを記録。土砂崩落1箇所、河川堤防洗掘2箇所、農道路肩決壊1箇所、林道土砂埋没1箇所・路面洗掘7箇所などの被害。
		10月6～7日	豪 雨	6日明け方から7日昼にかけて断続的な降雨があり、堀切橋観測所で総雨量174mmを記録。床下浸水3棟、土砂崩落1箇所、市道路面洗掘6箇所・法面崩落2箇所・横断水路埋塞1箇所・地下道冠水、林道路体崩落1箇所、農道路肩決壊1箇所、水路法面崩落3堰・石積崩落1堰、農地法面崩落5箇所、農作物樹体損壊10a、雨よけテント全壊1a、県道路肩欠損1箇所などの被害。
平成19年	2007	1月14日	雪 害	雪下ろし中の転落により男性1名が重傷。
		9月7日	台 風	台風9号の影響で、林道路体決壊等1箇所、ラ・フランスやりんご等の果実落下など被害総額は32,080千円。
平成21年	2009	10月8日	台 風	台風18号の影響で、住家一部損壊1棟、非住家被害2棟、ビニールハウス一部破損12棟、堆肥舎屋根及び骨材破損1棟など被害総額は14,514千円。
平成22年	2010	12月26日	雪 害	雪下ろしにより女性1名が軽傷。
		6月30日	豪 雨	梅雨前線の影響で、市道法面崩落1箇所・石積崩落1箇所。

年号	西暦	り災月日	種別	被害記録
平成22年	2010	7月4日	豪雨	梅雨前線の影響で、市道路肩決壊2箇所・側溝埋塞1箇所・路面洗掘1箇所。
		7月9日	豪雨	梅雨前線の影響で、市道路肩決壊2箇所・路面洗掘1箇所・土砂埋塞1箇所・法面崩落1箇所。
		7月17日	豪雨	梅雨前線の影響で、土砂崩落3箇所。
		8月11日	豪雨	集中的な降雨により、住家床下浸水9棟、非住家床下浸水1棟などの被害。
平成23年	2011	12月～ 23年2月	豪雪	12月下旬からの降雪により積雪深が80cmを記録。人的被害4人（重傷1人、軽傷3人）。（上山市豪雪対策本部設置）
		3月11日	地震	午後2時46分三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震（東日本大震災）が発生し、震度5強を記録。軽傷2人、住家一部損壊1棟、非住家半壊1棟、市内全域停電などの被害。（上山市災害対策連絡本部設置）
		4月7日	地震	午後11時32分宮城県沖を震源とするマグニチュード7.2の地震（余震）が発生し、重傷1人、軽傷3人、市内全域停電などの被害。
平成24年	2012	12月～ 24年3月	豪雪	12月下旬からの降雪により積雪深が100cmを記録。人的被害8人（重傷6人、軽傷2人）、非住家全壊1棟、堆肥舎全壊5棟、ビニールハウス倒壊など被害総額は3,374千円。（上山市豪雪対策本部設置）
		4月3日	強風	急速に発達する低気圧による強風で、住家一部損壊1棟、非住家全壊2棟・一部損壊1棟、堆肥舎全壊1棟・一部破損2棟、ビニールハウス破損など被害総額は27,491千円。
平成25年	2013	25年2月	豪雪	連日の豪雪により、豪雪対策本部を設置。 消防本部観測 最高積雪深 88cm
		7月17日	豪雨	雷を伴い断続的に降った豪雨により前川沿川6地区、約450世帯に避難勧告を発令。自主避難者を含め20名が避難所に避難。住家床上浸水1棟、床下浸水3棟、一部損壊1棟。河川被害8箇所。道路被害23箇所。農林被害45箇所。 村山広域水道において、濁度超過により給水が停止したため19日及び23日から26日にかけて断水し、最大10,549世帯（31,026人）に影響が生じた。
平成26年	2014	26年2月	強風	強風により宿泊施設の屋根の一部損壊及び、ビニールハウス3棟半壊、1棟が全壊。
		7月9日	豪雨	台風8号の接近による発達した梅雨前線の影響により、雷を伴った断続的な大雨となり、災害対策本部を設置するとともに、前川の水位上昇により前川周辺10地区600世帯に避難勧告を発令、468名が避難。住家床上浸水5棟、床下浸水21棟、その他被害1棟。河川被害38箇所。道路被害40箇所。農林被害139箇所。 道路や農地の冠水などの被害が発生。 被害総額は1,117,685千円。
平成27年	2015	10月13日	台風	台風19号の通過による大雨を想定し、7月9日の豪雨を教訓に、災害対策連絡本部を設置。避難準備情報を発令。 2箇所の避難所に計4名が避難。 被害無し。
		4月13日	火山	蔵王山に火山性地震が多発。仙台管区気象台が噴火警報（火口周辺危険）を発表。（同年6月16日解除）
平成28年	2016	7月22日	落雷	18時30分頃から約1時間市内各地で落雷が発生。 中川地区の一部、西郷地区の一部で停電が発生。農業集落排水処理施設の電力供給が途絶える。
		8月17日	台風	台風7号の影響により、土砂災害警戒情報が発表された事を受け、本庄地区及び中川地区の土砂災害警戒区域居住者を対象とし、78世帯195人に避難準備情報を発令。 蔵王エコーライン、蔵王ラインなどの山岳道路が通行止めとなる。
		8月29日	台風	台風10号の接近により、災害対策連絡本部を設置し、市内

年 号	西 暦	り災月日	種 別	被 害 記 録
平成29年	2017	4月19日	強 風	<p>全域 11,264 世帯、31,398 人に避難準備情報を発令。 避難所 5 箇所を開設し、自主避難者を含め 58 名が避難。 蔵王エコーライン、蔵王ラインなどの山岳道路が通行止めとなる。 蔵王坊平クロスカントリーコースの芝流出及び、舟引林道等に路肩崩落の被害が発生した。 消防本部観測で 14 時 46 分最大瞬間風速 25.2m を観測。 住家のトタン屋根が破損するなどの被害 3 件、非住家被害 7 件、パイプハウス損壊等の農業被害 4 件、その他（倒木等）の被害 4 件の被害が発生した。</p>
		7月18日	台 風	<p>台風 18 号の影響により、消防本部観測で 14 時 46 分最大瞬間風速 22.3m を観測。 非住家のトタン屋根が破損するなどの被害被害 2 件、主要県道が倒木により通行止めとなった。 宮脇八幡宮の御神木である一本杉が倒れ、隣家の車庫、車両に損害が発生。</p>
		10月23日	台 風	<p>台風 21 号の接近により、消防本部観測で 2 時 10 分最大瞬間風速 19.3m を観測。 市内小中学校が休校。 被害無し。</p>
平成30年	2018	1月30日	火 山	<p>蔵王山山頂南方向が隆起する地殻変動が継続し、小規模な噴火の可能性があることから、仙台管区気象台が噴火警報（レベル 2 火口周辺規制）を発表。（同年 3 月 6 日解除されレベル 1 に引き下げ）</p>
		1月～3月	豪 雪	<p>連日の降雪により積雪深 90 cm を記録、上山市豪雪対策本部を設置した。人的被害 2 人（重症 1 人、軽傷 1 人）、物的被害 1 件（非住家倒壊）。</p>
		3月2日	強 風	<p>市内にて瞬間最大風速 26.4m を観測。屋根の破損等 4 件、電線に接触 1 件、街路灯倒壊 1 件などの被害が発生した。</p>
		9月4日	台 風	<p>台風 21 号の接近により、消防本部観測で 20 時 46 分最大瞬間風速 20.5m を観測。 住家のトタン屋根や倒木による住家への引込線の切断や、ビニールハウスの破損、果樹が落果する等の被害が発生。 体育文化センターへ数名が自主避難した。</p>
令和元年	2019	9月30日	台 風	<p>台風 24 号の接近により、消防本部観測で 6 時 25 分最大瞬間風速 19.1m を観測。被害は出なかったが、保健センターへ数名が自主避難した。</p>
		6月18日	地 震	<p>22 時 22 分頃、山形県沖を震源とするマグニチュード 6.7 の地震が発生。鶴岡市で震度 6 弱（新潟県村上市では震度 6 強）を観測。上山市でも震度 4 を観測した。この地震により 2 次配備体制をとった。 この地震による被害はなし。</p>
令和2年	2020	10月12日	台 風	<p>台風 19 号の影響により、平成 26 年 7 月の大雨に次ぐ河川の水位を観測した。この影響により災害対策連絡本部を設置後、災害対策本部に格上げし災害に備えた。 上山小学校をはじめ計 11 箇所に避難所を開設し、午後 3 時 30 分に避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル 3）を発令。同日、午後 9 時に避難勧告（警戒レベル 4）を発令し、324 名が避難した。</p>
		7月28日	豪 雨	<p>この台風による、人的・建物被害等はなし。 最大時間雨量 19.5mm（15 時）、降り始め（27 日）からの総雨量が 174.5mm を観測（消防本部）。この豪雨により災害対策本部を設置し 4,023 世帯に避難勧告を発令、指定避難所 10 施設を開設しピーク時延べ 314 名が避難した。住家床下浸水 7 棟。非住家浸水被害 19 棟、一部損壊 1 棟。市道被害 63 箇所、河川被害 29 箇所、農林被害 103 箇所。土砂堆積、路肩崩落、法面崩壊などの被害が発生した。</p>

年 号	西 暦	り災月日	種 別	被 害 記 録
令和 3 年	2021	2 月 13 日	地 震	午後 11 時 8 分福島県沖を震源とするマグニチュード 7.3、最大震度 6 強の地震が発生し、市内で震度 5 弱を観測。人的、建物の被害なし。楢下地区内県道、久保川地区内市道にて落石があり、県道では一時全面通行止めとなった。
		2 月 16 日	強 風	市内にて瞬間最大風速 28.4m を観測。屋根の破損などの被害 2 件、立木の倒木 3 件、ガラス破損 1 件などの被害が発生した。
令和 4 年	2022	1 月～3 月	豪 雪	連日の降雪により積雪深 93 cm を記録、上山市豪雪対策本部を設置。人的被害 3 人（重症 1 人、軽傷 2 人）。
		3 月 16 日	地 震	午後 11 時 36 分福島県沖を震源とするマグニチュード 7.4、最大震度 6 強の地震が発生し、市内で震度 5 弱を観測。人的被害なし。市施設数か所にて、壁面、ガラスのひび割れを確認。「大黒屋」土壁に亀裂、一部崩落を確認した。
		8 月 18 日 ～23 日	豪 雨	8 月 3 日の置賜地方を中心とした大雨災害において、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」により、本市が応援調整市として、県内の市町村に川西町と飯豊町への応援職員の派遣を要請した。

大規模地震災害時に土砂崩れ等で孤立するおそれのある山間部集落等

(令和4年9月末現在)

番号	地区名	集落名	集落戸数	集落人口	孤立する要因
1	西山	西山	28	64	地すべり、がけ崩れ、断層帯
2	久保手	久保手	71	248	断層帯
3	赤山	赤山	11	24	がけ崩れ、土石流
4	柏木	柏木	3	6	がけ崩れ、土石流
5	大門	大門	39	100	土石流
6	大門	古屋敷	3	8	土石流
7	菖蒲	菖蒲	46	118	土石流
8	蔵王	蔵王	33	73	土石流
9	小倉	小倉	78	206	地すべり
10	棚木	蔵王ペンション村	10	27	地すべり
11	棚木	棚木	25	60	地すべり
12	坊平	坊平	9	17	土石流
13	狸森	狸森	25	64	地すべり、がけ崩れ
14	元屋敷	元屋敷	29	82	地すべり、がけ崩れ、土石流
15	菅	菅	7	16	地すべり、がけ崩れ
16	前丸森	前丸森	8	15	地すべり
17	入丸森	入丸森	4	9	土石流
18	沼田	沼田	1	1	がけ崩れ、土石流
29	境	境	7	10	地すべり
20	中ノ森	中ノ森	11	21	がけ崩れ、土石流
合 計			458	1,190	

* 上記集落は、次の要因で道路が寸断し孤立するおそれのある集落である。なお、他市町へアクセスされている場合は、市域において寸断されていると仮定する。

- ・ 地すべり、がけ崩れ、土石流等の土砂災害危険箇所にあるアクセス道路がある。
(迂回道路は3m以上の幅員がある道路を基本とし、それ以下の道路は該当しないものとする。)
- ・ 山形盆地断層帯の線上に道路がある。

* 集落戸数及び集落人口は、令和4年9月末現在の住民基本台帳による。

災害時優先電話

番号	電話番号	設置場所	住所
1	672-1115	上山市役所 (90+相手先電話番号で利用可能)	河崎 1-1-10
2	672-1119		
3	672-1120		
4	672-1105	上山市上下水道課	
5	672-6969	上山市消防本部	石崎 1-7-46
6	673-1196		
7	673-3250		
8	672-1402	上山小学校	元城内 5-5
9	673-3130	南小学校	けやきの森 1-1
10	674-2816	宮川小学校	須田板字原際 784-1
11	679-2234	中川小学校	金谷字水神河原 1189-2
12	672-1501	南中学校	長清水 3-7-1
13	672-1502	北中学校	泉川松の木 110
14	674-3058	宮川中学校	牧野字中原 1945-2
15	672-2545	北部地区公民館	弁天一丁目 6-8
16	674-3303	東地区公民館	須田板字原際 742-2
17	674-3304	宮生地区公民館	下生居字屋敷前 288
18	675-2311	山元地区公民館	狸森字久々取 513-3
19	673-2288	上山市体育文化センター	けやきの森 2-1
20	673-1621	上山市生涯学習センター	東町 3-61

し尿・ごみ・産業廃棄物処理施設等

1 し尿処理施設

施設名	住所	処理規模	処理方式
(山形広域環境事務組合) 山形広域クリーンセンター	山形市 大字沼木字高野内 486-3	220kl/日	標準脱窒素処理方式+高度処理

2 ごみ処理施設

施設名	住所	敷地面積	建物面積	備考
リサイクルリレーセンター	金谷字安信 117-1	1,620 m ²	475 m ²	廃棄物中継施設

3 し尿運搬車

車種別	1.8kl 積	3.6kl 積	計	備考
許可業者保有車	1 台	4 (5) 台	5 (6) 台	() 内は浄化槽汚泥専用車を含む

4 ごみ収集車

車種別	平ボデー車 (2t)	小型パッカー車 (2t)	中型パッカー車 (4t)	計
ごみ収集委託業者 保有車	4 台	7 台	2 台	13 台

5 し尿、ごみ処理業者

番号	業者名	住所	電話番号	ごみ収集車輛	し尿収集車輛	作業員
1	(株) ミツワ企業	高野 169-19	673-1131	16 台		33 人
2	(有) 北方清掃	宮脇字山岸 237	695-5678	11 台		18 人
3	(有) 恭栄	小穴 74	673-4387	10 台		14 人
4	(有) ドリーム・アート	久保手 4003-5	672-3755	2 台		5 人
5	(有) 県南工業	矢来三丁目 3-2	672-1630	2 台		4 人
6	アースリストア (株)	狸森字焼山 309-3	675-2010	3 台		9 人
7	(有) タケカツ重機工業	檜下 148	674-2126	7 台		4 人
8	(株) 村山運送	長清水二丁目 3-39	672-0575	5 台		6 人
9	(株) エヌイーエスコポレーション	矢来四丁目 7-28	673-5418	6 台		8 人
10	(有) 上山清掃	泉川字下河原 236-1	672-1107		5 台	8 人
計				62 台	5 台	109 人

埋火葬施設

1 共同墓地及び面積

名称	住所	面積
共同墓地	四ツ谷一丁目 1135-1	1,116 m ²

2 火葬場

名称	住所	電話番号
上山市経塚斎場	鶴脛町字芋畑 935-1	673-1885

土木・建築業者

番号	委託業者名	住所	電話番号
1	阿部建設(株)	河崎 1-1-43	672-1424
2	(有)イガラシ設備	金生東 1-9-12	695-8033
3	羽陽建設(株)	美咲町 2-1-95	672-1326
4	(株)加藤土建	高松字北谷地 327-1	672-1036
5	(株)上東建設	石堂 5-1	673-3328
6	(株)上山設備工業	美咲町 2-6-23	672-4211
7	上山土建工業(株)	北町字外原 501-1	672-1470
8	(株)キムラ建匠	河崎 2-3-8	672-2235
9	交安建設(株)	金谷字飯ノ森 2091-3	673-1987
10	寿設備工業(株)	金谷字八反田 388-1	672-4821
11	(株)後藤工業	高野字念仏壇 25-1	673-1235
12	西庄建設(株)	藤吾字原 2060	672-2437
13	(株)三共造園	河崎 2-1-10	672-0946
14	(株)泰地工業	朝日台 1-1-3	673-5556
15	(株)ティーディーイー 山形営業所	南町 196-24	673-5025
16	(株)新栄工業	仙石字安如寺 288	672-8255
17	東北設備工業(株) 上山営業所	長清水 3-1-46	672-1232
18	永野工業(有)	永野 74	679-2636
19	(株)日建美装	金瓶字北 17-4	679-2315
20	(有)中村建築	金谷 77-1	672-4420
21	(株)深瀬工業所 上山営業所	高松字南谷地 1213-5	672-5403
22	(有)船越設備工業	三本松 2104	672-8182
23	堀川土建(株)	矢来 4-15-7	672-2351
24	松田建設(株)	高野字上河原 121	672-2131
25	(有)宮川建設	美咲町 2-1-74	673-2297
26	(有)山川造園土木	永野 51-1	679-2721
27	(有)大和建設	藤吾字下原 411-1	673-3194
28	(有)ヨシダ設備	金生西 3-4-21	677-0327
29	上山建設クラブ	沢丁 3-21	672-2002
30	(有)倉田土建	石堂 1-32	665-1170
31	(有)上東重機運輸	石堂 5-1	673-5039
32	ゆうき装業(株)	藤吾字三辻 464	673-1209

除雪委託業者等

1 国道

番号	委託業者名	電話番号
1	国道 13 号 山形工区 山形ステーション	673-2787

2 県道

番号	委託業者名	住所	電話番号
1	渋谷建設 (株)	山形市東青田五丁目 1-5	623-6661
2	堀川土建 (株)	上山市矢来四丁目 15-7	672-2351

3 市道

番号	委託業者名	住所	電話番号
1	栗野建設 (株)	鶴脛町 2-10-29	090-3125-4608
2	(有) 五十嵐左官工業	金生西 1-4-7	672-0921
3	羽陽建設 (株)	美咲町 2-1-95	672-1326
4	オールビルディングコントロールシステム (株)	山形市桜田東 4-8-14	622-7055
5	(株) 加藤土建	高松字北谷地 327-1	672-1036
6	(株) 上東建設	石堂 5-1	673-3328
7	(有) 上山ゴルフガーデン	金生字山神上 1093	673-2838
8	関東組	長清水 1-13-20-4	672-1256
9	(株) 後藤工業	高野字念仏壇 25-1	673-1235
10	(有) 小松造園	金瓶字湯坂山 20-12	672-4388
11	西庄建設 (株)	藤吾字原 2060	672-2437
12	(株) 泰地工業	朝日台 1-1-3	673-5556
13	(株) 土屋建設	三本松 931	673-1116
14	(有) ドリームアート	久保手 4003-5	672-3755
15	長橋左官	金谷 616-4	673-3627
16	(有) 生居造園	上生居 27-2	674-3149
17	生居塗装 (株)	山形市谷柏 1434-1	070-5624-5752
18	堀川土建 (株)	矢来 4-15-7	672-2351
19	松田建設 (株)	高野字上河原 121	672-2131
20	(有) 大和建设	藤吾字下原 411-1	673-3194
21	(有) ランドマーク	朝日台 2-11-1	090-2971-1868
22	(有) 渡部産業	矢来 4-4-22	672-1835
23	上山建設クラブ	沢丁 3-21	672-2002
24	(株) CREA 美装	山形市南栄町 3-1-9	080-1673-2293
25	(株) 小笠原工業	相生字下見ル目 755-9	679-2995
26	佐貝英明	川口 1181-1	080-3145-7747
27	(有) 中村建築	金谷 77-1	672-4420

上水道施設

1 給水状況

(令和4年3月31日現在)

種別	上水道	飲料水供給施設	合計
給水人口 (人)	28,462	40	28,502
給水戸数 (戸)	10,678	15	10,693
給水栓総数 (個)	11,774	20	11,794
1日平均給水量 (m ³)	10,361	11	10,372

2 配水池等一覧

項目	名称	所在地	施設容量 (m ³)
上水道	大石配水池	大石二丁目 10-6	2,000.0
	大石高区配水池	裏町字大石陰 607-1	200.0
	上山配水池	鶴脛町二丁目 971-2	3,600.0
	河崎配水池	河崎字八盛山 817-2	1,600.0
	中山配水池	中山字与平沢四 5356-56	117.5
	三上配水池	三上字半道路 1241-341	700.0
	呑岡山配水池	原口字水上 1074-2	320.0
	菖蒲配水池	菖蒲字大沢 328-7	166.0
	堀切配水池	蔵王字堀切山 2221-2	195.0
	仙石配水池	仙石字堂の上 122-3	60.0
	小倉浄水場	小倉字大森 1967-83	—
	小倉高区配水池	小倉字大森 1967-83	98.7
	小倉低区配水池	権現堂字休石 1292-9	98.7
	足ノ口配水池	権現堂字面晴 1259-57	48.0
飲料水供給施設	上ノ原配水池	永野字アザミ原 2191-34	7.2
	古屋敷配水池	大門字末沢 962-5	9.4
	蔵王配水池	蔵王字蔵王山 22	55.2
計			9,275.7

応急給水用資器材

品名	容量 (ℓ)	保有数	保管	備考
給水タンク	1,000	13	上下水道課	東町倉庫
ポリ容器タンク	10	100	上下水道課	東町倉庫
給水タンク車	1,700	1	上下水道課	
ポリ袋	5	2,000	上下水道課	大石配水池

水道工事業者

(令和5年3月31日現在)

番号	事業者名	住所	電話番号
1	(株) アキ設備	仙石字屋敷続 371-3	673-2010
2	大城設備 (有)	四ツ谷一丁目 1-19	672-4380
3	(株) 大明	軽井沢二丁目 8-45	672-2898
4	(株) 上山設備工業	美咲町二丁目 6-23	672-4211
5	寿設備工業 (株)	金谷字八反田 388-1	672-4821
6	(有) 三本松電機	矢来二丁目 2-28	672-1024
7	(株) 昭和設備	三本松 56-6	672-2075
8	(有) 関根商会	矢来二丁目 3-21	672-0194
9	東北設備工業 (株) 上山営業所	長清水三丁目 1-46	672-1232
10	(株) 深瀬工業所 上山営業所	高松字南谷地 1213-5	672-5403
11	(有) 船越設備工業	三本松 2104	672-8182
12	矢来水道 (株)	矢来三丁目 4-1	672-0526
13	吉田工業 (株)	八日町 3-23	672-0823
14	(有) イガラシ設備	牧野 86	695-8033
15	上山管工事協同組合	美咲町二丁目 6-48	673-3954
16	(有) ヨシダ設備	金生西 3-4-21	677-0327
17	(株) 上東建設	石堂 5-1	673-3328
18	(有) 前田設備	四ツ谷二丁目 5-23-20	672-7763
19	ビエイ設備	小倉 43	679-2751
20	阿部建設 (株)	河崎一丁目 1-43	672-1424
21	社会福祉法人走翔会	金瓶字山ノ上 116-2	677-0666
22	ヤマグチ設備	金瓶字山ノ上 123	672-0371
23	工藤設備	四ツ谷一丁目 11-20	090-5356-2771
24	町田工業	河崎二丁目 3-54-2	665-1320

下水道施設等

1 下水道施設の概要

(単位：m³/日、人)

施設名	住所	処理方法	処理能力	処理計画	
				日最大流入量	処理人口
上山市浄水センター	弁天一丁目 12-1	標準活性汚泥法	14,400	15,429	25,850
仙石地区 農業集落排水処理施設	仙石字仙石前 532番5	土壌被覆型接触曝気法	86.4	105.6	320
糸目・金生地区 農業集落排水処理施設	仙石字石橋 854番1	土壌被覆型接触曝気法	132.3	161.7	490
小穴地区 農業集落排水処理施設	小穴字相ノ原 3458番2	沈殿分離槽前置型接触 曝気法	132.3	161.7	490
思川地区 農業集落排水処理施設	藤吾字北浦 1954番	流量調整槽前置型嫌気 ろ床槽併用接触曝気法	407.7	498.3	1,510
宮川地区 農業集落排水処理施設	牧野字十二神 378番2	流量調整槽前置型嫌気 ろ床槽併用接触曝気法	386.1	432.3	1,430
宮川2地区農業集落排 水処理施設	榎下字流町 2572番1	オキシレーションディ ッチ方式	278.1	339.9	1030

2 汚水幹線

名称	位置区域		
	起点	終点	延長 (m)
前川左岸	弁天一丁目	河崎二丁目	3,425
前川右岸	美咲町一丁目	南町	1,335
弁天	弁天一丁目	金瓶	1,255
新湯	十日町	鶴脛町一丁目	594
新町	弁天一丁目	四ツ谷一丁目	1,087
湯町	十日町	元城内	177
須川右岸	東町	金生西二丁目	2,125
蔵王	泉川	高野	2,786
須川左岸	弁天一丁目	関根	5,129
石曾根	石曾根	河崎一丁目	1,723
仙石処理区			1229.3
糸目・金生処理区			2239.0
小穴処理区			2164.0
思川処理区			9508.6
宮川処理区			9999.0

3 雨水幹線

名称	位置区域		
	起点	終点	延長 (m)
弁天	弁天一丁目	弁天一丁目	911
弁天第二	旭町二丁目	四ツ谷一丁目	931
須川左岸	弁天一丁目	弁天二丁目	1,438
湯尻川第一	栄町一丁目	元城内	1,086
湯尻川第二	北町本町	新丁	220
石崎	石崎一丁目	石崎二丁目	236
金生	東町	金生西二丁目	1,064
長清水	北町二丁目	美咲町一丁目	2,011
前川右岸	けやきの森	長清水二丁目	1,360
金生第二	東町	東町	1,984
金瓶	金瓶	金瓶	761

危険物取扱施設

1 貯蔵所等事業所

番号	事業所名	所在地	貯蔵所等の別	類別	品名	取扱最大量	基数
1	(株)奥村油店	二日町 1-10	給油取扱所	4	ガソリン	39,200	4
				4	廃油	1,000	1
				4	軽油	19,600	1
				4	灯油	597	1
2	" 金谷油槽所	金谷字的場 1944-1	一般取扱所	4	灯油	6,000	1
				4	重油	3,000	1
				4	軽油	2,000	
			地下タンク貯蔵所	4	灯油	90,000	4
				4	重油	60,000	2
4	軽油	30,000					
3	(株)中昭	弁天一丁目 506-1	屋外タンク貯蔵所	4	灯油	20,000	1
				4	軽油	20,000	1
			一般取扱所	4	灯油	4,500	
				4	重油	2,000	
4	(株)おかめ商店	矢来三丁目 1-31	給油取扱所	4	ガソリン	20,000	2
				4	軽油	597	1
5	遠藤商事(株) 上山バイパス給油所	金生東二丁目 17-36	給油取扱所	4	ガソリン	58,000	1
				4	軽油	38,000	1
				4	灯油	48,000	1
				4	廃油	2,000	1
			屋内貯蔵所	4	ガソリン	200	
				4	潤滑油	120	
6	コストコホールセール 上山GS給油所	みはらしの丘 20-2	給油取扱所	4	ガソリン	144,000	2
				4	軽油	48,000	1
				4	灯油	48,000	1
7	(株)ユタカ石油	南町 4-1	給油取扱所	4	ガソリン	30,000	1
				4	軽油	10,000	1
				4	灯油	20,000	1
				4	廃油	2,000	1
				4	ガソリン	30,000	1
8	マツシ (株)グッドハート上山給油所	河崎一丁目 1-36	給油取扱所	4	ガソリン	30,000	1
				4	軽油	10,000	1
				4	灯油	20,000	1
				4	廃油	1,800	1
9	野口鉱油(株) 上山バイパス給油所	金瓶字水上 57-3	給油取扱所	4	ガソリン	79,000	3
				4	軽油	19,000	2
				4	灯油	19,000	2
				4	廃油	3,800	1
10	野口鉱油(株) 上山中央セルフ給油所	仙石字糸目尻 533-5	給油取扱所	4	ガソリン	78,000	
				4	軽油	48,000	
				4	灯油	48,000	
				4	廃油	3,000	
11	(株)ジェイあぐりんやまがた あぐりんランドなかがわ	高野 343-5	給油取扱所	4	ガソリン	12,350	1
				4	軽油	6,650	1
				4	灯油	9,500	1
				4	オイル	1,500	
12	JR 東日本かみのやま温泉駅 (東日本旅客鉄道(株)仙台支社上山保守基地)	矢来一丁目 1-1	給油取扱所	4	軽油	3,000	1
13	井莉燃料商会	美咲町二丁目 23-4	一般取扱所	4	灯油	3,000	1
			地下タンク貯蔵所	4	灯油	30,000	1
14	(有)小林プロパン	石崎一丁目 4-22	一般取扱所	4	灯油	20,000	1

番号	事業所名	所在地	貯蔵所等の別	類別	品名	取扱最大量	基数
15	ENEOS グローブエナジー(株) 南営業所	河崎一丁目 1-36	一般取扱所	4	灯油	29,500	1
16	(有)佐藤米屋	金生西二丁目 19-9	一般取扱所	4	灯油	5,000	
			地下タンク貯蔵所	4	灯油	19,000	1
17	東邦砕石(株)	菖蒲字要ノ沢 2046	自家用給油取扱所	4	軽油	19,200	2
			屋外タンク貯蔵所	4	重油	20,000	1
			一般取扱所	4	重油	3,110	
		菖蒲字要ノ沢 2139-1	一般取扱所	4	軽油	4,000	
			屋外タンク貯蔵所	4	軽油	9,600	1
18	吉田燃料店	新丁 3-5	一般取扱所	4	灯油	9,500	1
		美咲町一丁目 4-2	一般取扱所	4	灯油	30,000	1
19	(株)ミツワ企業	高野字薄沢 132-2	屋外貯蔵所	4	廃油	17,000	
		高野字上河原 115-5	屋外タンク貯蔵所	4	廃油	20,000	1
20	JA やまがた西郷地区カントリーエレベーター	石曽根字大田 1995-1	屋外タンク貯蔵所	4	灯油	5,000	1
21	伊沢商店	旭町一丁目 1-17	一般取扱所	4	灯油	10,000	1
22	山形広域環境事務組合 (エネルギー回収施設)	川口字五反田 854-1	一般取扱所	4	灯油	8,230	
				4	軽油	6,360	
				4	潤滑油	195	
			地下タンク貯蔵所	4	灯油	40,000	1
				4	軽油	30,000	1
23	上山警察署	矢来三丁目 7-50	地下タンク貯蔵所	4	灯油	5,000	1
24	丸松物産(株)山形工場	新北浦 3	一般取扱所	4	重油	4,546.8	
			地下タンク貯蔵所	4	重油	30,000	1
25	(有)月岡ホテル	新湯 1-33	屋内タンク貯蔵所	4	重油	14,500	1
26	(株)村尾旅館	新湯 1-28	地下タンク貯蔵所	4	重油	10,000	1
		鶴脛町 275	地下タンク貯蔵所	4	重油	10,000	1
27	市学校給食センター	高松字南谷地 1212-7	地下タンク貯蔵所	4	重油	10,000	1
28	市経塚斎場	鶴脛町字芋畑 995-1	屋内タンク貯蔵所	4	灯油	2,000	1
29	ホテル旅館ランドリー	弁天一丁目 12-11	屋外タンク貯蔵所	4	重油	15,000	1
30	東和薬品(株)山形工場	金瓶字湯坂山 17-8	屋外タンク貯蔵所	4	アルコール	34,000	2
			屋内貯蔵所	4	シンナー他	340	
				4	アセトニトリル他	160	
				4	塗料他	70	
				4	潤滑油他	120	
				4	グリース他	2,820	
				4	エタノール	2,000	
			一般取扱所	4	アルコール	3,960	
31	山形陸上運送(株)上山営業所	弁天二丁目 4-1	自家用給油取扱所	4	軽油	19,200	2
32	市浄水センター	弁天一丁目 12-1	屋外タンク貯蔵所	4	重油	20,000	2
			一般取扱所	4	重油	3,120	
33	みゆき会病院	弁天二丁目 2-11	地下タンク貯蔵所	4	灯油	3,000	1
				4	灯油	10,000	1
34	原田医院	石崎二丁目 1-8	地下タンク貯蔵所	4	灯油	1,500	1
35	市消防本部	石崎一丁目 7-46	地下タンク貯蔵所	4	重油	8,000	1
36	市役所	河崎一丁目 1-10	地下タンク貯蔵所	4	重油	15,000	1
			一般取扱所	4	重油	2,928	

危険物取扱施設

番号	事業所名	所在地	貯蔵所等の別	類別	品名	取扱最大量	基数
37	山交バス(株)上山営業所	河崎二丁目 4-6	自家用給油取扱所	4	軽油	10,000	1
				4	灯油	597	1
38	県立こども総合療育訓練センター	河崎三丁目 7-1	地下タンク貯蔵所	4	重油	45,000	1
39	おやど 森の音	河崎字反田 848	地下タンク貯蔵所	4	灯油	5,000	1
40	ホテルエリーゼマキシム	金瓶字水上 230-2	地下タンク貯蔵所	4	灯油	3,000	1
41	(株)リナワールド	金瓶字水上 108-1	地下タンク貯蔵所	4	重油	8,000	1
42	山形大学総合研究所	金瓶字湯尻 19-5	地下タンク貯蔵所	4	灯油	5,000	1
43	蔵王ゴルフ(株)	金瓶字根北 17	簡易タンク貯蔵所	4	ガソリン	597	1
				4	軽油	597	1
44	(株)葉山館	葉山 5-10	地下タンク貯蔵所	4	灯油	5,000	1
45	旅館 古窯	葉山 5-20	一般取扱所	4	重油	5,660	
				4	灯油	2,715	
			地下タンク貯蔵所	4	重油	13,000	1
				4	灯油	10,000	1
46	農事組合法人 本庄農業機械利用組合	関根字三島 636-1	屋内貯蔵所	4	軽油	2,000	
				4	オイル	1,000	
47	庄司製菓工場	相生 402	屋外タンク貯蔵所	4	重油	20,000	2
48	農事組合法人 宮生農機具利用組合	下生居字谷地 537-1	屋内貯蔵所	4	軽油	1,600	
				4	オイル	400	
49	農事組合法人上山中部組合	仙石字久保田 988-2	屋内貯蔵所	4	軽油	1,200	
				4	オイル	800	
50	ジャスト(株)	金谷字下河原 1360	地下タンク貯蔵所	4	重油	15,000	1
51	二本松会上山病院	金谷字下河原 1370	地下タンク貯蔵所	4	重油	20,000	1
52	県立山形盲学校	金谷字金ヶ瀬 1111	地下タンク貯蔵所	4	重油	12,500	2
53	山形育成園	金谷字金ヶ瀬 1111	一般取扱所	4	灯油	7,307	1
54	サンド(株)	新金谷 827-7	地下タンク貯蔵所	4	重油	10,000	1
55	(株)片桐製作所	金谷字鼠谷地 1453	屋内貯蔵所	4	ガソリン	120	
				4	灯油	2,024	
				4	重油	1,600	
				4	第4石オイル	1,000	
				4	第4石 (その他)	3,600	
				4	アルコール	1,00	
			地下タンク貯蔵所	4	重油	50,000	1
56	山形アスコン共同企業体	金谷字鼠谷地 1453-乙	一般取扱所	4	重油	9,960	1
			屋外タンク貯蔵所	4	重油	30,000	1
57	高橋パーカーライニング工業所	高野字上河原 168-4	屋内貯蔵所	4	シンナー	500	
				4	塗料	160	
58	フジトランスポート株式会社	金瓶字田中 7 番地 2	自家用給油取扱所	4	軽油	48,000	1
59	高精技研株式会社	川口字北裏 1 5 0 番 1	屋内貯蔵	4	白ガソリン	200	
				4	白ガソリン廃油	400	
				4	切削油	200	
				4	切削油廃油	1190	
60	山形砕石工業(株)	高野字大林 26-2	一般取扱所	4	軽油	10,000	
			屋外タンク貯蔵所	4	軽油	10,000	1
61	大森クワトロリフト起点停留所 兼レストラン大森	小倉字大森 1980-1	地下タンク貯蔵所	4	灯油	3,000	1

番号	事業所名	所在地	貯蔵所等の別	類別	品名	取扱最大量	基数
62	レストラン黒姫	永野字蔵王山外 3	地下タンク貯蔵所	4	灯油	1,900	1
63	レストラン黒姫Ⅱ	〃	地下タンク貯蔵所	4	灯油	1,900	1
64	黒姫リフト	大字永野外 1 字蔵王山外 3	自家用給油取扱所	4	軽油	10,000	1
65	市立西郷第一小学校	阿弥陀地字上原 906-1	一般取扱所	4	灯油	1,900	1
66	市立南中学校	長清水三丁目 7-1	一般取扱所	4	灯油	3,000	1
67	市立中川小学校	金谷字水神河原 1193	一般取扱所	4	灯油	5,000	1
68	体育文化センター	けやきの森 2-1	地下タンク貯蔵所	4	重油	10,000	2
69	蔵王坊平ライザワールド	菖蒲外 2 字末沢山	地下タンク貯蔵所	4	灯油	12,000	1
				4	軽油	6,000	1
70	県立上山明新館高校	仙石 650	地下タンク貯蔵所	4	重油	15,000	1
71	山形県埋蔵文化財センター	中山字壁屋敷 5608	一般取扱所	4	灯油	1,900	1
72	ホテルあづま屋	新湯 1-23	地下タンク貯蔵所	4	重油	15,000	1
73	蔵王長寿園	金谷字土矢倉 307-1	地下タンク貯蔵所	4	重油	12,000	1
74	二日町プラザ管理組合	二日町 10-25	地下タンク貯蔵所	4	重油	10,000	1
75	ホテルアルファ	金瓶字山ノ上 8	地下タンク貯蔵所	4	灯油	9,600	1
76	みゆきの丘	弁天二丁目 142-1	地下タンク貯蔵所	4	灯油	5,000	1
77	ホームセンターレオ	河崎二丁目字反田 86	一般取扱所	4	灯油	9,000	
			地下タンク貯蔵所	4	灯油	30,000	1
78	コメリホームセンター上山店	仙石字梅ノ木 770	一般取扱所	4	灯油	29,500	1
79	(株)ミツワ企業サーマルセンター	檜下字柏木立木 2295-13	一般取扱所	4	重油	2,000	1
				4	廃油	1,5000	
			屋外タンク貯蔵所	4	重油	11,000	1
				4	重油	20,000	1
4	廃油	20,000	1				
80	(株)ミツワ企業中間処理センター	高野字上河原 115-5	屋外タンク貯蔵所	4	廃油	150,000	2
81	(株)蔵王ミート	高野 147	屋外タンク貯蔵所	4	重油	19,000	1
82	東日本電信電話(株) 山形支店上山ビル	沢丁 3-5	屋内タンク貯蔵所	4	軽油	1,500	1
83	特別養護老人ホームみずほの里	牧野字清水 21-1	地下タンク貯蔵所	4	灯油	9,900	1
84	ZA0 たいらぐら	永野字 1 字蔵王山外 3 国有林 241 林班ニ小班外	地下タンク貯蔵所	4	灯油	3,000	1
85	東北中央自動車道 山形上山 IC 管理施設	金瓶 245-2	地下タンク貯蔵所	4	灯油	3,000	1

2 簡易ガス供給地点

事業所名	電話番号	所在地	貯蔵量	供給戸数
(株)おかめ商店	672-2521	金生東一丁目 6-3 金生団地	50 kg 58 本	75
山形酸素(株)上山営業所	672-5896	宮脇字下河原 680-1 スカイトワー41	2,532kg	390
山形ガス燃料(株)	631-9525	旭町二丁目 203-3 鷺ヶ袋団地	50kg 54 本	196
日行石油ガス(株)	672-0865	弁天一丁目 365-12 弁天団地	50kg 18 本	20
遠藤商事(株)	677-1560	弁天二丁目 2-10 みゆき団地	50kg 24 本	47
遠藤商事(株)	677-1560	金生東二丁目 6-60 金生南団地	2,900kg 2 本	128
遠藤商事(株)	677-1560	河崎三丁目 19-19 河崎高楯団地	50kg 38 本	44
橋本産業(株)	688-3231	栄町二丁目 347-33 栄光団地	50kg 32 本	48
橋本産業(株)	688-3231	弁天一丁目 1708-4 やまなみ団地	50kg 6 本	13
橋本産業(株)	688-3231	大石二丁目 1-1 大石三千刈団地	50kg 140 本	309

3 液化石油ガス取扱店

事業所名	所在地	取扱最大数量	基数
ヤマリョー(株)上山営業所	金谷字安信 111-1	40 t	2
山新石油(株)上山ガスセンター	金瓶字水上 188-2	15 t	2

4 LPガス販売事業所

事業所名	所在地	電話番号
山新石油(株)上山ガスセンター	金瓶字水上 188-2	673-3912
(株)奥村油店	二日町 1-10	672-0123
(株)おかめ商店	矢来三丁目 1-31	672-2521
吉田燃料店	新丁 3-5	672-0942
E N E O S グローブエナジー(株)南営業所	河崎一丁目 1-36	672-0865
遠藤商事(株)上山営業所	金生東二丁目 17-36	672-4863
(有)小林プロパン	石崎一丁目 4-22	672-1806
山形酸素(株)上山営業所	長清水三丁目 1-55	672-5896
ヤマリョー(株)上山営業所	金谷字安信 111-1	672-0817
(株)中昭	弁天二丁目 3-17	672-6757
(株)ジェイエイあぐりんやまがた あぐりんランドなかがわ	高野 3 4 3 - 5	679-2113

国、県、市指定文化財

(令和5年3月現在)

種別	国指定	県指定	市指定	計	
有形文化財	建造物	1	1	13	15
	絵画			1	1
	彫刻			6	6
	工芸品	4	5	3	12
	典籍			4	4
	考古資料		3	25	28
	歴史資料			1	1
登録有形文化財	建造物	15			15
記念物	史跡	1	3	8	12
	特別天然記念物	1			1
	天然記念物	1	1	11	13
有形民俗文化財				2	2
無形民俗文化財				3	3
合計		23	13	77	113

1 国指定

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
建造物	1	旧尾形家住宅	下生居 170	S44. 12. 18
工芸品	2	太刀 銘 来国次	矢来四丁目 6-8	S25. 8. 29
	3	太刀 銘 備前国長船住長義	矢来四丁目 6-8	S25. 8. 29
	4	太刀 銘 備前国長船兼光延文元年十二月日	矢来四丁目 6-8	S27. 3. 29
	5	楼閣人物填漆箆笥	矢来四丁目 6-8	S54. 6. 6
史跡	6	羽州街道櫓下宿・金山越	櫓下、金山	H9. 9. 11
特別天然記念物	7	ニホンカモンカ	地域を定めず指定	S30. 2. 15
天然記念物	8	ヤマネ	地域を定めず指定	S50. 6. 26
登録有形文化財	9	蟹仙洞展示館	矢来四丁目 6-8	H23. 10. 28
	10	蟹仙洞旧長谷川家住宅主屋	矢来四丁目 6-8	H23. 10. 28
	11	蟹仙洞旧長谷川家住宅東土蔵	矢来四丁目 6-8	H23. 10. 28
	12	蟹仙洞旧長谷川家住宅南土蔵	矢来四丁目 6-8	H23. 10. 28
	13	山城屋旧館	湯町 1-20	H23. 10. 28
	14	山城屋荷蔵	湯町 1-20	H23. 10. 28
	15	旅館よね本旅館棟	沢丁 2-13	H23. 10. 28
	16	旧長谷川製糸所繭蔵・糸蔵及び荷造場	矢来四丁目 111-3	H27. 11. 17
	17	ニュー村尾浪漫館離れ	新湯 88-5	H28. 11. 29
	18	旧梅津歯科医院診療棟	十日町 941	R4. 2. 17
	19	旧梅津歯科医院住居棟	十日町 941	R4. 2. 17
	20	旧梅津歯科医院座敷蔵	十日町 941	R4. 2. 17
	21	旧梅津歯科医院穀物蔵	十日町 941	R4. 2. 17
	22	旧梅津歯科医院味噌蔵	十日町 941	R4. 2. 17
	23	旧梅津歯科医院裏門及び黒板塀	十日町 941	R4. 2. 17

2 県指定

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
建造物	1	旧丹野家住宅	櫓下字乗馬場 1759-1	H7. 12. 8

国、県、市指定文化財

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
工芸品	2	太刀銘 助 真	矢来四丁目 6-8	S30. 8. 1
	3	刀 金象嵌銘 左	矢来四丁目 6-8	S30. 8. 1
	4	短刀 銘 来国次	矢来四丁目 6-8	S31. 9. 28
	5	刀銘 長曾祢興里入道帟徹	矢来四丁目 6-8	S38. 1. 22
	6	擬宝珠堆朱盆	矢来四丁目 6-8	S38. 12. 20
考古資料	7	正中二年大日板碑	軽井沢一丁目 962-1	S30. 8. 1
	8	応長元年大日板碑	狸森字坊屋敷	H3. 7. 23
	9	牧野の六面幢	牧野字如来寺 1191-1	H24. 2. 21
史跡	10	土矢倉古墳群	金谷字土矢倉 311-1 の内ほか	S33. 3. 4
	11	須恵器窯跡	葉山 5 番 20 号	S32. 8. 16
	12	春雨庵跡 (山ノ井含む)	松山二丁目字松山 277 ほか	S55. 8. 31
天然記念物	13	でわのはごろもななかまど	鶴脛町字虚空蔵 317-8 の内	S30. 8. 1

3 市指定

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
建造物	1	堅磐橋	川口字川原	S50. 7. 24
	2	新橋	檜下	S51. 7. 21
	3	視橋	檜下	S51. 7. 21
	4	中山橋	中山字上町	S52. 12. 28
	5	細谷石造大鳥居	細谷字上原	S58. 11. 18
	6	檜下宿「庄内屋」	檜下 23	H2. 8. 14
	7	武家屋敷「森本家」	鶴脛町一丁目 7-48	H4. 8. 24
	8	武家屋敷「三輪家」	鶴脛町一丁目 7-46	H4. 8. 24
	9	武家屋敷「旧曾我部家」附「井戸」	鶴脛町一丁目 7-38	H4. 8. 24
	10	檜下宿「大黒屋」	檜下 32	H7. 5. 26
	11	檜下宿「山田屋」	檜下 56	H7. 10. 24
	12	檜下宿「武田家」	檜下 9	H7. 10. 24
	13	武家屋敷「山田家」	鶴脛町一丁目 7-41	H16. 3. 31
絵画	14	絹本極彩色阿弥陀如来像図	石崎二丁目 5-8	S48. 2. 26
彫刻	15	法円寺欄間の彫刻	栄町一丁目 3-30	S32. 4. 20
	16	浄光寺阿弥陀如来立像	軽井沢二丁目 1-1	S34. 10. 5
	17	金銅阿弥陀三尊立像	石崎二丁目 5-8	S48. 2. 26
	18	銅造阿弥陀如来立像	金瓶字北 165	S54. 5. 17
	19	観音寺大日堂懸魚・向拝(龍)	十日町 9-29	S58. 11. 18
	20	松平家碑所阿弥陀如来立像	軽井沢二丁目 1-1	S32. 4. 20
工芸品	21	朱蓮花盆	元城内 3-23	S32. 4. 20
	22	名越弥七郎銘釣鐘	高松 131	S32. 4. 20
	23	刀 銘 伯耆守藤原信高	元城内 (上山城)	H22. 3. 24
典籍	24	上山見聞随筆 全六冊	二日町 9-29	S32. 4. 20
	25	清光院日記 全十二冊	軽井沢一丁目 1-36	S32. 4. 20
	26	徳川幕府 大老・老中よりの書翰	元城内 3-23	H2. 8. 23
	27	山内典子遺言書	元城内(上山城寄託)	H2. 8. 23
考古資料	28	牧野の文保二年追分板碑	牧野字中原 2038	S32. 4. 20
	29	牧野の文保二年天神板碑	牧野字屋敷 44-乙	S32. 4. 20
	30	阿弥陀地の元応三年板碑	阿弥陀地 50	S32. 4. 20
	31	如来寺跡の元享三年大日板碑	牧野字如来寺 1183-丙	S32. 4. 20

種別	番号	名称	所在地	指定年月日
	32	如来寺跡の嘉暦二年三尊板碑	牧野字如来寺 1183-丙	S32. 4. 20
	33	権現堂の正中二年板碑	権現堂公民館庭	S32. 4. 20
	34	久昌寺の嘉暦三年三尊板碑	牧野 2488	S32. 4. 20
	35	五十嵐小文治の墓	葉山 2-20	S32. 4. 20
	36	十日町の市神石幢	十日町 2-7	S35. 5. 25
	37	上山藩領境界石標	十日町 6-16	S48. 2. 26
	38	円通寺の応安元年板碑	長清水一丁目 7-28	S54. 5. 17
	39	久保川の応永六年阿弥陀板碑	久保川 145-1	S54. 5. 17
	40	櫓下下原の文明五年板碑	皆沢字松木原	S54. 5. 17
	41	三上の文明十一年板碑	三上	S54. 5. 17
	42	牧野中原の文明十一年板碑	牧野字中原	S54. 5. 17
	43	久保川の文明十二年板碑	久保川 14	S54. 5. 17
	44	須田板大壇の明応五年板碑	須田板 769-9	S54. 5. 17
	45	櫓下の永正五年板碑	櫓下字山神前 1740	S54. 5. 17
	46	櫓下元屋敷の天文十八年板碑	櫓下字元屋敷 550-1	S54. 5. 17
	47	牧野中原の永禄四年板碑	牧野字中原 1995	S54. 5. 17
	48	須田板の元亀四年板碑	須田板	S54. 5. 17
	49	三本松の元禄四年追分碑	三本松 921	S54. 5. 17
	50	庚申待一座塔	四ツ谷一丁目 2-47	S56. 8. 1
	51	櫓下墨書板碑	櫓下	S56. 8. 1
	52	美咲町建武二年三尊板碑	美咲町二丁目 289-1	H7. 2. 1
	歴史資料	53	櫓下宿本陣関札	櫓下字乗馬場 1759-1
史跡	54	上山城跡	元城内 3-23	S32. 4. 20
	55	高楯城跡	鶴脛町字虚空蔵	S32. 4. 20
	56	法界寺跡	長清水字沢 573-2	S34. 10. 5
	57	掛入石	中山字境山 4162-1	S34. 10. 5
	58	金瓶学校	金瓶字北 165	S52. 6. 5
	59	鶴脛温泉源泉地	湯町 471-1	S58. 11. 18
	60	百姓一揆の牧野村庄屋敷跡	牧野 84-4	S60. 8. 26
61	齋藤茂吉の生家	金瓶字北 162	H16. 3. 31	
天然記念物	62	下生居のいちい	下生居 170	S32. 4. 20
	63	太師堂のいちい	永野 54	S41. 7. 26
	64	長龍寺のいちい	小倉 34	S54. 11. 1
	65	権現堂のしだれ桜	権現堂公民館庭	S41. 7. 26
	66	高仙寺のしだれ桜	仙石 1	S41. 7. 26
	67	大慈院のさいかち	中生居 126	S48. 2. 26
	68	正八幡宮の一本杉	宮脇字高野坂 52-1	S54. 11. 1
	69	菖蒲の大杉	菖蒲字前平 222	H5. 10. 22
	70	竜沢の桜	高松字古屋敷 1745-3	H20. 10. 22
	71	大山沢(小穴)の大フジ	小穴字大山沢	H27. 11. 28
	72	観音寺のシラカン	十日町 9-29	H27. 11. 28
有形民俗文化財	73	宮脇八幡宮俳額	宮脇字高野坂 52-1	S60. 8. 26
	74	小倉歌舞伎衣装・小道具一式	元城内(上山城寄託)	S63. 1. 25
無形民俗文化財	75	金生田植踊り	金生	S35. 5. 25
	76	上山藩鼓笛楽	元城内	S48. 5. 25
	77	高松観音御年越餅搗行事	高松	S50. 2. 28

被害報告様式

様式第1号

災 害 速 報	
(月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災害の原因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災害発生場所	(市、町、村)
災害の概況及び応急対策の状況	

(注)：被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

様式第2号

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生場所	被害発生		被災者氏名 生年月日 被災者住所	被害の原因	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「県の記載要領 5」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。
- 2 被害発生場所の欄には、可能な範囲で、番地まで記入すること。
- 3 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容 世帯主名 世帯数 人 数	被害の原因	復旧		備考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復旧		備考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

- (注) 1 被害の態様に欄には、「県の記載要領 5」に準じ全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、可能な範囲で番地まで記入すること。
- 3 「1 住家被害」の被害内容の欄には、世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。
ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。
- 4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。
- 5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。

様式第4号

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	住民避難 の原因	場 所	避難開始		住民避難 の内容	避難先	避難解消		備考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害〔崖くずれ、地すべり、土石流等〕、住家被害〔全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等〕等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、可能な範囲で、番地まで記入すること。
- 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
- 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
- 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
- 6 備考の欄には、避難勧告等の発令、解除等を記入すること。
- 7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第5号

道路規制情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	路線名	区間・場所	規制理由	避難開始		規制内容	迂回路	避難解消		備考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
- 2 路線名には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
- 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
- 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
- 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
- 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。
- 8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第6号

河川被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	河川名	場 所	被害発生		被害内容	数量	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川（国管理）、一級河川（県管理）、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等を記入すること。
- 4 数量の欄には、延長（m）、面積（m²）、土量（m³）等を記入すること。
- 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること（避難状況については、様式第4号に記入すること）。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第7号

土 砂 災 害 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

整理 番号	災害の態様	場 所	災害発生		災害内容	住民の 避難状況	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
- 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
- 5 様式第5号に記入した分については除くこと。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第8号

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	ライフラインの 種別	場 所	被害発生		被害内容	復旧		備考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

令和 年 月 日（ ）： 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本様式は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。
 4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第 10 号

生活援助関係情報

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理 番号	避難施設名	場所	避難者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等 の不足状況
			人		

(注) 1 避難者内訳は、できる限り男女別に幼児、小人（小学生～20歳未満）、大人（20歳以上～65歳未満）、高齢者（65歳以上）毎に記載すること。

様式第 11 号

医療救護関係情報 I

報告先：

報告機関名： No.

令和 年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理 番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

(注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。

2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

様式第 12 号

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名：

No.

令和 年 月 日 () : 現在

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村害病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第 13 号

医療救護関係情報Ⅲ

報告先：

報告機関名： No.

令和 年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の種類及び数量	備 考
		医師 人	看護師等 人		

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。
2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

災 害 報 告 (中 間 ・ 確 定)

災害名				区 分		被害		区 分		被害		災害対策本部	名称			
報告番号	(令和 年 月 日 時現在)			田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円				災害対策本部	設置	月 日 時	
					冠水	ha		農林水産業施設	千円		解散	月 日 時				
					畑	流出・埋没	ha		公共土木施設	千円						
						冠水	ha		その他の公共施設	千円						
市町村名				文教施設	箇所		小 計	千円			設置市町村名 災害対策本部					
区分		被害		病院	箇所		農産被害	千円								
人的被害	死者	人		橋りょう	箇所		畜産被害	千円			適用市町村名 災害救助法	計 団体				
	行方不明者	人		河川	箇所		水産被害	千円								
	負傷者	重傷	人		港湾	箇所		商工被害	千円							
		軽傷	人		砂防	箇所		商工建物被害	千円							
住家被害	全壊	棟		清掃施設	箇所		鉄道施設被害	千円			備考					
		世帯		鉄道不通	箇所		電信電話施設被害	千円								
		人		被害船舶	隻		電力施設被害	千円								
	半壊	棟		水道	戸		その他	千円							計	団体
		世帯		電話	回線		小 計	千円		消防職員出動延人数					人	
		人		電気	戸		被害総額	千円		消防団員出動延人数					人	
	一部破損	棟		ガス	戸											
		世帯		ブロック塀等	箇所											
		人														
	床上浸水	棟		り災世帯数	世帯											
		世帯		り災者数	人											
		人		災害の 態様	地すべり	箇所										
床下浸水	棟			がけ崩れ	箇所											
	世帯			土石流	箇所											
	人		火災 発生	建物	件											
非住家	公共建物	棟		危険物	件											
	その他	棟		その他	件											

様式第 15 号

災 害 年 報

市 (町・村)

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	重傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	崖くずれ		箇所						

区分		災害名							計
		発生年月日							
その他	被害船舶	隻							
	水道	戸							
	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
	ブロック塀	箇所							
	地すべり	箇所							
	土石流	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
	り災世帯数	世帯							
	り災者数	人							
	公立文教施設	千円							
	農林水産業施設	千円							
	公共土木施設	千円							
	その他の公共施設	千円							
	小計	千円							
	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	商工建物被害	千円							
	鉄道施設被害	千円							
	電信電話施設被害	千円							
	電力施設被害	千円							
	その他	千円							
	被害総額	千円							
災害 対策本部	設置								
	解散								
	消防職員修道延人数								
	消防団員出動延人数								
	備考								

災害罹災調査原票様式

災害罹災者調査原票

調査責任者職氏名

Ⓔ

(年 月 日現在)

世帯主氏名		住所					避難先				
被害の程度	全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂）（ cm）、床下浸水（土砂）、一部損壊										
住家の状況	自家、借家（間）			面積（ ）㎡			住家、非住家			棟数	
家族の状況	氏名	性別	年齢	職業（含在学校及び学年別）		死亡	行方不明	重傷	軽傷	備考	
課税の状況	非課税、均等割、所得割				世帯類型	被保護、身障、老人、母子、要保護、その他					
必要な救助	避難所、応急仮設住宅、炊出し、飲料水、被服寝具、医療、助産、救出、住宅応急修理、学用品、埋葬、死体搜索、死体処理、障害物除去、災害弔慰金、資金（災害援護、 ）										

自衛隊災害派遣要請様式

1 災害派遣要請書様式

山形県知事 様 上山市長	第 年 月 日 号 日 ⑩
自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	
このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。	
1 災害の種類	
2 災害の状況及び派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 派遣先の責任者、連絡先	
6 派遣先への最適経路	
7 参考となるべき事項	

2 災害派遣部隊撤収要請書様式

山形県知事 様 上山市長	第 年 月 日 号 日 ⑩
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	
年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり 部隊の撤収要請を依頼します。	
記	
1 撤収要請理由	
2 撤収期日	年 月 日 時 分
3 その他必要事項	